

平成 29 年度

東大阪市包括外部監査結果報告書

〔東大阪市教育委員会の
学校教育に係る財務に関する事務の執行について〕

平成 30 年 3 月

東大阪市包括外部監査人
公認会計士 石崎 一登

目次

第1 包括外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件（テーマ）	1
3. 特定の事件（テーマ）を選定した理由	1
4. 監査対象年度	2
5. 監査の方法	2
(1) 監査の視点	2
(2) 主な監査手続	2
(3) 監査の対象	2
6. 監査の実施期間	3
7. 補助者	3
8. 利害関係	3
第2 監査対象の概要	4
1. 教育委員会制度について	4
(1) 教育委員会制度の概要	4
(2) 教育委員会に関する法体系	4
(3) 東大阪市教育委員会の組織機構	7
2. 東大阪市の教育施策	8
(1) 地教行法の改正	8
(2) 東大阪市教育行政に関する大綱	8
(3) 東大阪市教育施策アクションプラン	9
(4) 総合教育会議の開催状況	10
3. 東大阪市における児童数及び生徒数の推移	10
4. 東大阪市が設置する学校園の概況	11
(1) 市立小学校の概況	11
(2) 市立中学校の概況	13
(3) 市立高等学校の概況	15
(4) 市立幼稚園の概況	15
5. 東大阪市の教育費の状況	17
(1) 平成28年度教育費決算額の状況	17
(2) 教育費の推移	18
(3) 平成28年度教育費決算額の内訳	19
(4) 主な節科目の概要	23

6.	東大阪市における契約手続き	30
(1)	競争入札と特例	30
(2)	随意契約の基準金額	30
(3)	自治令第167条の2第1項第2号及び第6号の適用関係	31
第3	監査の結果及び意見（総論）	32
1.	監査の結果及び意見の総括	32
(1)	合規性に関する事項	33
(2)	経済性、効率性、有効性に関する事項	35
2.	監査の結果及び意見のまとめ	39
3.	監査対象に係る共通的事項	42
(1)	本項における記載項目	42
(2)	監査の結果及び意見	42
第4	監査の結果及び意見（各論）	50
1.	教育総務部総務課	50
	【概要】	50
(1)	運営経費	52
(2)	施設管理費	54
2.	教育総務部施設整備課	58
	【概要】	58
(1)	施設管理費	60
(2)	維持補修費・運営経費	63
(3)	学校建設事業（整備事業）	67
(4)	その他（施設整備課における物品管理）	75
3.	教育総務部学校給食課	76
	【概要】	76
(1)	学校給食運営経費	77
(2)	学校給食会運営補助事業	83
4.	学校教育部学事課	87
	【概要】	87
(1)	学校教育事務管理費	89
(2)	就学援助費支給経費	91
(3)	学校統合整備事業・幼稚園整備事業	93
(4)	奨学資金貸付金	95

5. 学校教育部教職員課	97
【概要】	97
(1) 教職員人事給与事務システム経費	99
(2) 学校園保健経費・歯科健康管理指導経費	101
(3) 学校保健充実経費	108
(4) 運営経費	111
6. 学校教育部学校教育推進室	114
【概要】	114
(1) 特別支援教育推進事業	116
(2) 英語教育推進事業	120
(3) 学びのトライアル事業	124
(4) 子ども安全安心推進事業	130
(5) 学校園サポート事業	133
(6) クラブ活動推進経費	137
(7) 学校園教育推進事業	139
(8) 教育指導研究事務管理費	145
(9) 学校建設事業（教育用コンピュータ等整備）	148
7. 学校教育部教育センター	151
【概要】	151
(1) 公共施設再編整備事業	153
(2) いじめ防止対策支援事業・子どもの悩み相談室経費	154
(3) 教育センター施設管理費	158
(4) 教職員研修経費	162
8. 学校園における事務の執行	165
【概要】	165
(1) 学校園配当予算の執行	166
(2) 物品管理	171
(3) 学校徴収金の管理	176

(注：本報告書の表記方法について)

○端数処理等について

報告書中の数値は、原則として、金額の表示単位未満については切り捨て、比率の表示単位未満については四捨五入しており、端数処理の関係で表中の合計が合致しない場合がある。

また、公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。

第 1 包括外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び第 4 項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（テーマ）

東大阪市教育委員会の学校教育に係る財務に関する事務の執行について

3. 特定の事件（テーマ）を選定した理由

東大阪市の平成 28 年度の教育費決算額は 17,410 百万円で、一般会計の歳出決算額 200,906 百万円の 8.7%を占めている。

東大阪市においても、少子高齢化や核家族化といった全国的な傾向の例外ではなく、市全体の児童・生徒数は、ピーク時の半数以下にまで減少している状況がみられるが、近年、住宅開発が進められた地域もあり、学校ごとの児童・生徒数の増減状況は一様ではない。このように個々の学校現場では、その規模等に変化が見られる中、いじめや不登校、家庭における児童虐待など、対処すべき課題は、年々、多様化、高度化している状況にある。

そして、東大阪市がこのような学校教育を取り巻く状況の変化に適切に対応し、児童・生徒が安心して教育を受けることのできる環境を提供しているかどうかは、市民の重要な関心事である。

したがって、学校教育に係る支出は、その金額が教育費の多額を占めるだけでなく、質的にも重要性が高いといえる。

一方、東大阪市の財政は、少子高齢化等の影響により、今後、更なる市税収入の減少及び社会保障関係経費の増加が見込まれることから、引き続き厳しい状況となることが予想されている。このような厳しい財政状況のもとでは、学校教育に係るコストについても、市民のニーズの高い分野であるにもかかわらず、抑制せざるを得ないのが現実であると考えられる。すなわち、学校教育においても、コストを抑制しながらも、市民のニーズに適応した上質な公共サービスの提供に向けたより一層の努力が求められる。

加えて、平成 27 年 4 月の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、市長と教育委員会が協議する場として総合教育会議を設置するとともに、総合教育会議のもとで、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるなど、地方教育行政における新制度が開始した。これを受けて、東大阪市では、平成 27 年 10 月に「東大阪市教育行政に関する大綱」、平成 28 年 3 月に「東大阪市教育施策アクションプラン」を策定し、平成 28 年度からこれらに基づいた取組みが行われている。

以上のことから、「東大阪市教育委員会の学校教育に係る財務に関する事務の執行」が関係法令、規則等に準拠して適正に行われているか、コストを抑制しながらも上質な公共サービスの提供に向けた取組みが行われているかを検討することは、東大阪市の今後の行財政運営にとって有用であると判断し、平成 29 年度の監査テーマ（特定の事件）として選定した。

4. 監査対象年度

原則として、平成 28 年度

（必要に応じて平成 27 年度以前の各年度及び平成 29 年度についても対象とした。）

5. 監査の方法

(1) 監査の視点

・ 合规性の検証

学校教育に係る財務に関する事務は、地方自治法、条例及びその他の法令に従い、適切に行われているか。

・ 経済性、効率性、有効性の検証

学校教育に係る財務に関する事務は、経済性、効率性及び有効性の観点から、合理的かつ適切に行われているか。

(2) 主な監査手続

- ・ 決算額の内訳に関する明細データを入手し、学校教育に係るコストの分析及び監査対象事業の選定を行う。
- ・ 監査対象事業について、所管課・室等へのヒアリング及び関係書類の閲覧を行う。
- ・ 学校及び教育機関について、実地監査又は視察を行う。

(3) 監査の対象

① 監査対象部署

教育委員会事務局 教育総務部
学校教育部
教育政策室
小中一貫教育推進室
公益財団法人東大阪市学校給食会

② 監査対象事業

原則として、監査対象部署が所管する教育総務費、小学校費、中学校費、高等学校費及び幼稚園費のうち、平成 28 年度歳出決算額が 3 百万円以上の細々目（以下「事業」という。）を対象とした。

また、奨学事業特別会計における奨学事業費も対象とした。

③ 現地調査

学校については、所在する地域や規模、過去の監査委員監査における学校往査の実施状況などを勘案して、次の 6 校を選定して実地監査を実施した。

- ・ 成和小学校
- ・ 楠根東小学校
- ・ 花園北小学校
- ・ 石切中学校
- ・ 布施中学校
- ・ 日新高等学校

また、次の教育機関及び出資法人について、実地監査又は視察を実施した。

- ・ 教育センター
- ・ 楠根東共同調理場
- ・ 公益財団法人東大阪市学校給食会

6. 監査の実施期間

平成 29 年 7 月 3 日から平成 30 年 3 月 26 日まで

7. 補助者

- 公認会計士 青山伸一
- 公認会計士 加藤 聡
- 公認会計士 金 志煥
- 公認会計士 道幸尚志
- 公認会計士 野田敏男
- 公認会計士 福原顕憲
- 公認会計士 山崎愛子

8. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 監査対象の概要

1. 教育委員会制度について

(1) 教育委員会制度の概要

教育委員会とは、教育の政治的中立性の確保等を目的として、都道府県、市（特別区を含む。）町村及び地方公共団体の組合に設置された合議制の執行機関である。

文部科学省によると、教育委員会制度の意義として次の3点が挙げられている。

【教育委員会制度の意義】

① 政治的中立性の確保

◎個人の精神的な価値の形成を目指して行われる教育においては、その内容は、中立公正であることは極めて重要。

このため、教育行政の執行に当たっても、個人的な価値判断や特定の党派の影響から中立性を確保することが必要。

② 継続性、安定性の確保

◎教育は、子どもの健全な成長発達のため、学習期間を通じて一貫した方針の下、安定的に行われることが必要。

また、教育は、結果が出るまで時間がかかり、その結果も把握しにくい特性から、学校運営の方針変更などの改革・改善は漸進的なものであることが必要。

③ 地域住民の意向の反映

◎教育は、地域住民にとって身近で関心の高い行政分野であり、専門家のみが担うのではなく、広く地域住民の意向を踏まえて行われることが必要。

(出典：文部科学省ホームページ「教育委員会制度について」)

(2) 教育委員会に関する法体系

① 地方自治法

地方自治法第180条の5第1項の規定に基づき、普通地方公共団体には教育委員会を置かなければならないものとされている。

そして、教育委員会の職務権限等については、地方自治法第180条の8において次のとおり規定されている。

【地方自治法第180条の8】

教育委員会は、別に法律の定めるところにより、学校その他の教育機関を管理し、学校の組織編制、教育課程、教科書その他の教材の取扱及び教育職員の身分取扱に関する事務を行い、並びに社会教育その他教育、学術及び文化に関する事務を管理し及びこれを執行する。

② 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

地方自治法第 180 条の 8 に規定する別の法律の一つとして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）がある。

地教行法は、教育委員会の設置、学校その他の教育機関の職員の身分取扱その他地方公共団体における教育行政の組織及び運営の基本を定めることを目的とする法律であり（地教行法第 1 条）、同法第 3 条の規定に基づき、教育委員会は、原則として、教育長及び 4 人の委員をもって組織することとされている。

なお、地教行法は平成 27 年 4 月に改正法が施行されている。

改正前は、教育委員会の中に教育委員長と教育長が存在し、どちらが責任者かわかりにくいという課題があったため、改正後は、従前の教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者を設置し、これを教育長と称することとされた。

教育長及び教育委員の概要は、表 1 のとおりである（地教行法第 4 条、第 5 条、第 13 条）。

表 1 教育長及び教育委員の概要

	任命・権限等	任期
教育長	<ul style="list-style-type: none">・当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するものうちから、地方公共団体の長が議会の同意を得て、任命。・教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。	3 年
教育委員	<ul style="list-style-type: none">・当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するものうちから、地方公共団体の長が議会の同意を得て、任命。	4 年

また、地教行法第 21 条において、教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、執行するものとされている。

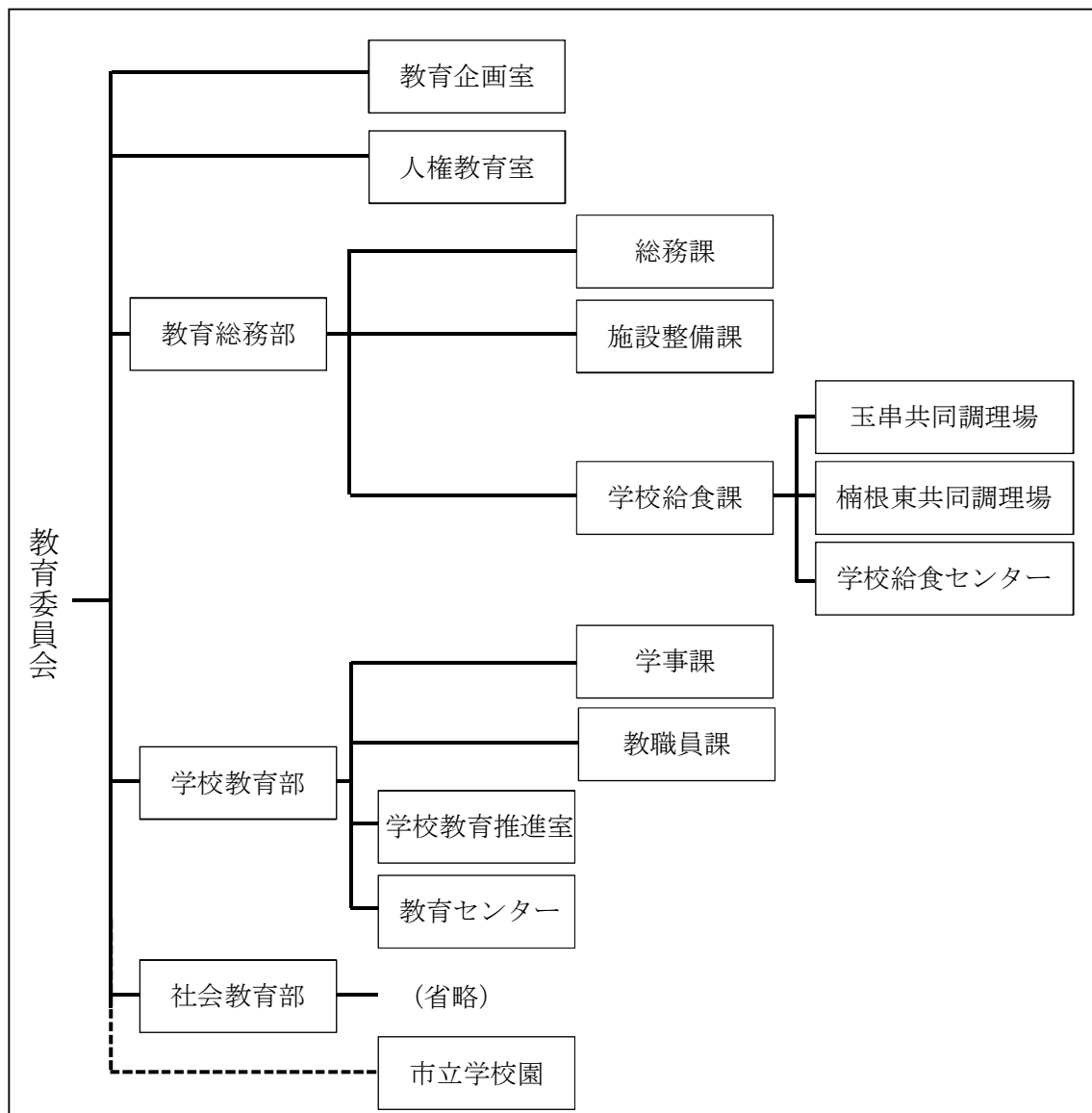
1 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置、管理及び廃止に関すること。
2 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産の管理に関すること。
3 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
4 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。
5 教育委員会の所管に属する学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。
6 教科書その他の教材の取扱いに関すること。
7 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。
8 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。
9 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。
10 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。
11 学校給食に関すること。
12 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。
13 スポーツに関すること。
14 文化財の保護に関すること。
15 ユネスコ活動に関すること。
16 教育に関する法人に関すること。
17 教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関すること。
18 所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。
19 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関すること。

そして、これら教育委員会の権限に属する事務を処理させるため、教育委員会に事務局を置くものとされている（地教行法第 17 条）。

(3) 東大阪市教育委員会の組織機構

平成 28 年 4 月 1 日現在における東大阪市教育委員会の組織機構は図 1 のとおりである。

図 1 東大阪市教育委員会組織機構図（平成 28 年 4 月 1 日現在）



なお、平成 29 年 4 月 1 日には、次のような組織改編が行われている。

- ・教育企画室と教育総務部総務課の業務を再編し、教育政策室を設置するとともに、教育総務部内に教育管理課を設置。
- ・小中一貫教育推進室を設置。
- ・人権教育室を学校教育部内に編入。

2. 東大阪市の教育施策

(1) 地教行法の改正

平成 27 年 4 月から施行された地教行法の改正に伴い、新たに、地方公共団体の長は、教育基本法第 17 条第 1 項の規定に基づき政府が定める教育の振興に関する施策についての基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとされた（地教行法第 1 条の 3 第 1 項）。

また、地方公共団体の長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、大綱の策定の策定に関する協議を行うほか、地域の教育課題やあるべき姿を共有し、より一層地域住民の意向を反映した教育行政の推進を図るため、総合教育会議が設置されることとなった（地教行法第 1 条の 4）。

(2) 東大阪市教育行政に関する大綱

東大阪市の地教行法の改正を受けて、平成 27 年 4 月、総合教育会議を設置し、議論を重ねた結果、同年 10 月、「東大阪市教育行政に関する大綱」（以下「大綱」という。）を策定した。大綱が対象とする取組み期間は、平成 28 年度から平成 31 年度の 4 年間とし、概ね 2 年に 1 度見直しを行うこととしている。

大綱に示された「目指すべき教育の姿と重点的な取組み」の概要は次のとおりである。

1	めざすべき教育の姿
◎	変化の激しい社会の中で、一人ひとりが自立して生き抜く力を持ち、社会で活躍すると同時に、豊かな心を持って、様々な人との絆を深めながら人権尊重にねざした社会をめざす
2	重点的な取組みを進めるにあたっての基本的な理念
①	自立・協働を通して、子どもが課題解決の力を身につけ、新たな価値を創造する生涯学習社会をめざす
②	他者と自分自身をともに尊重し、一人ひとりの違いを認め合う人権教育の推進
3	期間中の重点的な取組み事項
①	誕生から始まる連続、一貫した教育により一人ひとりの子どもの生きる力を育てる
②	キャリア教育のより一層の推進
③	連携をキーワードとした学力向上の取組み
④	様々な背景のある子どもをはじめ、一人ひとりの子どもを連携によりサポート
⑤	教育の質の向上、教職員の教育力を高める環境の確保

(3) 東大阪市教育施策アクションプラン

大綱に掲げられた重点的な取組みに基づいた施策の方向性や各事業の目標、スケジュールを定めるものとして、東大阪市教育委員会は、平成 28 年 3 月、「東大阪市教育施策アクションプラン」（以下「アクションプラン」という。）を策定した。

アクションプランにおいては、教育施策の方向性及び大綱の重点的な取組みと主な教育施策の関係について、表 2 のとおり、整理している。

表 2 アクションプランにおける施策の体系

教育施策の方向性及び大綱の重点的な取組み		主な教育施策
教育行政に関する大綱	①誕生から始まる連続、一貫した教育により一人ひとりの子どもの生きる力を育てる	幼児教育の充実
		一貫教育に向けた取組みの推進
	②キャリア教育のより一層の推進	モノづくりのまち 東大阪の特色をいかしたキャリア教育の充実
	③連携をキーワードとした学力向上の取組み	子どもたちの確かな学力の確立
		外国語教育によるグローバル人材育成に向けた取組みの強化
④様々な背景のある子どもをはじめ、一人ひとりの子どもを連携によりサポート	個々のニーズに対応した教育の推進	
	貧困等の理由で学習が難しい子どもへの支援	
⑤教育の質の向上、教職員の教育力を高める環境の確保	教員の資質能力の総合的な向上	
	教育環境の整備や安全に関する教育の充実	学校園における園児、児童、生徒の安全の確保
		過小校統合による教育環境の改善
		中学校給食の実施
	子どもの「生きる力」の育成	子どもたちの確かな学力の確立（再掲）
		豊かな心の育成
		健やかな身体の育成
	学校・家庭・地域の教育力の向上	学校協議会による学校改善
		豊かなつながりの中での家庭教育支援
		地域の教育力の強化
	第三次東大阪市生涯学習推進計画に基づく社会教育事業の推進	いつでも学べる環境づくり
		青少年の健全育成活動の推進

(4) 総合教育会議の開催状況

平成 28 年度においては、表 3 のとおり、総合教育会議が 2 回開催されている。

表 3 総合教育会議の開催状況

	開催日	主な案件
第 1 回	平成 28 年 4 月 18 日	東大阪市教育施策アクションプランについて
第 2 回	平成 29 年 1 月 23 日	平成 29 年度教育に係る主要な事業について <ul style="list-style-type: none"> ・ 中学校給食事業 ・ 小学校普通教室の空調整備事業 ・ 一貫教育推進事業 ・ 学びのトライアル事業 ・ 英語教育推進事業

3. 東大阪市における児童数及び生徒数の推移

東大阪市における最近 10 年間の市立小学校に在籍する児童数及び市立中学校に在籍する生徒数の推移は、図 2 のとおりである。

図 2 東大阪市立小学校の児童数及び東大阪市立中学校の生徒数の推移

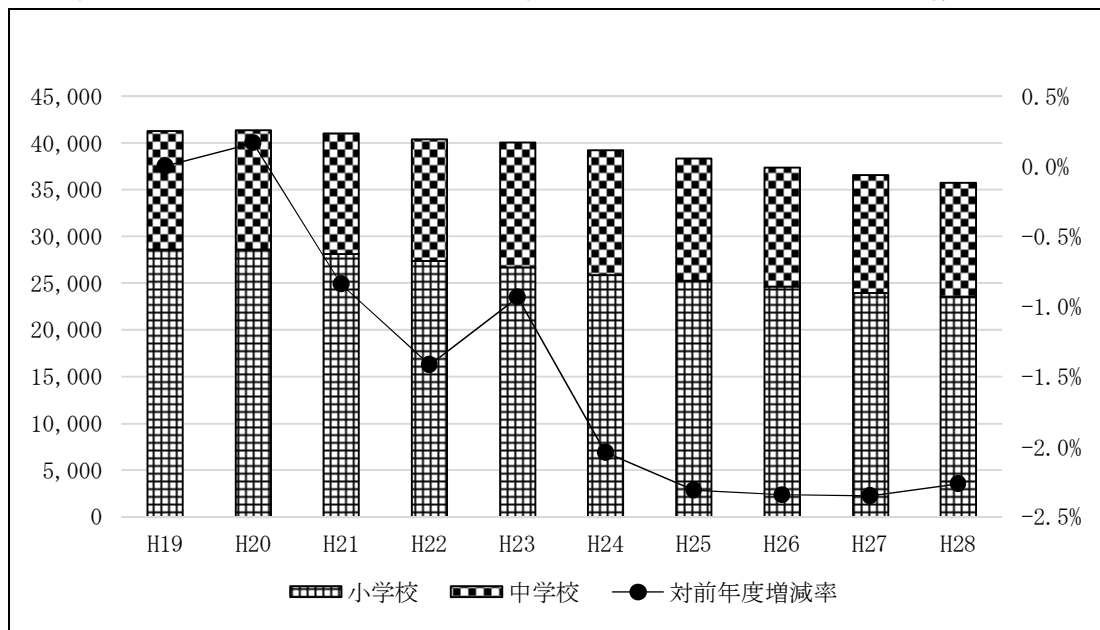


図 2 のとおり、児童数及び生徒数の合計は、平成 19 年度及び平成 20 年度においては前年度に比べ若干の増加がみられたが、それ以降は、減少を続けている。

4. 東大阪市が設置する学校園の概況

学校教育法は、市町村にその区域内にある学齢児童・生徒を就学させるため、小学校及び中学校を設置する義務を課しており（学校教育法第 38 条、第 49 条）、東大阪市は、平成 28 年 5 月 1 日現在、小学校 52 校及び中学校 25 校を設置している。また、小学校及び中学校に加え、高等学校 1 校及び幼稚園 19 園を設置している。

(1) 市立小学校の概況

市立小学校 52 校の概要は、表 4 のとおりである。

表 4 市立小学校一覧（平成 28 年 5 月 1 日現在）

NO.	校名	設立年月日	児童数（人）	学級数
【東地区】				
1	縄手小学校	明治 44 年 4 月 1 日	275	10
2	縄手北小学校	昭和 29 年 6 月 1 日	246	9
3	枚岡東小学校	明治 4 年 3 月	504	17
4	枚岡西小学校	昭和 16 年 6 月 15 日	806	24
5	石切小学校	明治 6 年 4 月 12 日	810	23
6	孔舎衛小学校	明治 8 年 7 月 3 日	633	19
7	縄手南小学校	昭和 42 年 4 月 1 日	782	22
8	池島小学校	昭和 47 年 4 月 1 日	537	17
9	上四条小学校	昭和 48 年 4 月 1 日	298	11
10	縄手東小学校	昭和 52 年 4 月 1 日	353	13
11	孔舎衛東小学校	昭和 55 年 4 月 1 日	453	15
12	石切東小学校	昭和 56 年 4 月 1 日	544	18
小計 (12 校平均)			6,241 (520)	198 (17)
【中地区】				
13	成和小学校	明治 20 年 6 月 12 日	1,214	34
14	北宮小学校	明治 27 年 1 月 8 日	633	19
15	弥栄小学校	明治 6 年 3 月	444	13
16	玉川小学校	明治 6 年 5 月 30 日	498	16
17	玉美小学校	昭和 26 年 6 月 1 日	316	12
18	英田北小学校	明治 30 年 4 月 1 日	917	27
19	若江小学校	明治 7 年 5 月 5 日	648	19
20	花園小学校	大正 13 年 4 月 11 日	334	13
21	鴻池東小学校	昭和 47 年 4 月 1 日	528	17
22	玉串小学校	昭和 48 年 4 月 1 日	468	13
23	岩田西小学校	昭和 49 年 4 月 1 日	647	19
24	英田南小学校	昭和 50 年 4 月 1 日	590	18
25	加納小学校	昭和 52 年 4 月 1 日	631	20
26	花園北小学校	昭和 55 年 4 月 1 日	231	9
小計 (14 校平均)			8,099 (579)	249 (18)

NO.	校名	設立年月日	児童数（人）	学級数
【西地区】				
27	荒川小学校	明治 20 年 5 月 9 日	384	12
28	長堂小学校	昭和 4 年 10 月 10 日	281	12
29	三ノ瀬小学校	昭和 7 年 1 月 8 日	96	6
30	高井田東小学校	明治 6 年 8 月 1 日	520	18
31	森河内小学校	昭和 10 年 2 月 4 日	593	18
32	太平寺小学校	昭和 16 年 11 月 5 日	249	9
33	高井田西小学校	昭和 26 年 4 月 1 日	165	7
34	楠根小学校	明治 5 年 11 月 2 日	547	17
35	意岐部小学校	明治 5 年 3 月	363	13
36	小阪小学校	明治 6 年 7 月 6 日	330	13
37	上小阪小学校	昭和 19 年 4 月 1 日	516	17
38	弥刀小学校	明治 7 年 7 月 10 日	291	11
39	長瀬北小学校	明治 20 年 4 月 1 日	223	8
40	長瀬東小学校	昭和 10 年 9 月 3 日	182	6
41	八戸の里小学校	昭和 28 年 12 月 15 日	402	13
42	長瀬南小学校	昭和 42 年 6 月 5 日	218	8
43	弥刀東小学校	昭和 43 年 4 月 1 日	370	12
44	長瀬西小学校	昭和 43 年 4 月 1 日	243	11
45	楠根東小学校	昭和 45 年 4 月 1 日	728	21
46	柏田小学校	昭和 46 年 4 月 1 日	201	9
47	西堤小学校	昭和 47 年 4 月 1 日	545	18
48	意岐部東小学校	昭和 51 年 4 月 1 日	205	7
49	八戸の里東小学校	昭和 54 年 4 月 1 日	421	13
50	藤戸小学校	昭和 57 年 4 月 1 日	380	12
51	大蓮小学校	平成 27 年 4 月 1 日	345	12
52	桜橋小学校	平成 28 年 4 月 1 日	397	13
小計 (26 校平均)			9, 195 (354)	316 (12)
合計 (52 校平均)			23, 535 (453)	763 (15)

(注)学級数には支援学級を含まない。

52 校全体の児童数は 23, 535 人、支援学級を除く学級数は 763 学級であり、1 校当たりの平均児童数は 453 人、平均学級数は 15 学級である。

小学校の設立時期についてみると、明治から第二次世界大戦終了までに設立された学校が 25 校ある。また、小学校に在籍する児童総数は、昭和 54 年度に 57, 341 人と最高に達しているが、当時の児童数の増加に対応して、昭和 40 年代から昭和 50 年代にかけて設立された学校が 21 校ある。

一方、東大阪市全体では、平成 28 年度の児童数は昭和 54 年度の児童数と比較すると 41.0%まで減少しているが、児童数の動向を地区別にみると異なった様相を示している。すなわち、中地区では交通の利便性向上に伴う住宅開発が進み、大規模化が進んだ学校がある一方、西地区においては、児童数の減

少が進み、学校教育法施行規則第 41 条に規定された小学校の学級数の標準(12 学級以上 18 学級以下) に満たない学校も多く見受けられる状況にある。

具体的には、中地区の成和小学校(No. 13)は、児童数 1,214 人、支援学級を除く学級数 34 学級と全国屈指の大規模校であるのに対し、西地区の三ノ瀬小学校(No. 29)は、児童数 96 名、支援学級を除く学級数 6 学級となっている。

このように、学校規模の適正化が喫緊の課題となっていたことから、東大阪市教育局は、平成 20 年 11 月、「東大阪市学校規模適正化基本方針」(以下「適正化基本方針」という。)を策定し、表 5 のとおり、過小規模校の統合などに取り組んでいる。

表 5 適正化基本方針に基づく小学校統合の状況

項目	現在の状況
永和小学校と菱屋西小学校を統合し、学校施設は菱屋西小学校を使用	平成 28 年 4 月、両校を統合し、桜橋小学校を開校
大蓮東小学校と大蓮小学校を統合し、学校施設は大蓮小学校を使用	平成 27 年 4 月、両校を統合し、大蓮小学校を開校
三ノ瀬小学校と太平寺小学校を統合し、学校施設は太平寺小学校を使用	平成 30 年 4 月、統合予定

(2) 市立中学校の概況

市立中学校 25 校の概要は、表 6 のとおりである。

表 6 市立中学校一覧(平成 28 年 5 月 1 日現在)

NO.	校名	設立年月日	生徒数(人)	学級数
【東地区】				
1	縄手中学校	昭和 22 年 4 月 22 日	269	9
2	枚岡中学校	昭和 23 年 10 月 2 日	736	19
3	石切中学校	昭和 29 年 10 月 3 日	804	20
4	縄手北中学校	昭和 49 年 4 月 1 日	314	9
5	池島中学校	昭和 52 年 4 月 1 日	295	9
6	孔舎衙中学校	昭和 55 年 4 月 1 日	597	16
7	縄手南中学校	昭和 62 年 4 月 1 日	441	13
小計 (7 校平均)			3,456 (494)	95 (14)
【中地区】				
8	盾津中学校	昭和 22 年 4 月 1 日	1,016	26
9	玉川中学校	昭和 32 年 4 月 1 日	604	17
10	英田中学校	昭和 33 年 9 月 11 日	793	21
11	花園中学校	昭和 38 年 4 月 1 日	558	16
12	盾津東中学校	昭和 53 年 4 月 1 日	646	17
13	若江中学校	昭和 54 年 4 月 1 日	465	12
小計 (6 校平均)			4,082 (680)	109 (18)

NO.	校名	設立年月日	生徒数（人）	学級数
【西地区】				
14	長栄中学校	昭和 22 年 4 月 21 日	475	14
15	新喜多中学校	昭和 22 年 4 月 21 日	447	13
16	金岡中学校	昭和 22 年 4 月 21 日	192	6
17	上小阪中学校	昭和 24 年 4 月 1 日	422	12
18	楠根中学校	昭和 24 年 4 月 1 日	552	15
19	意岐部中学校	昭和 26 年 9 月 1 日	265	9
20	高井田中学校	昭和 27 年 4 月 1 日	343	9
21	小阪中学校	昭和 27 年 4 月 1 日	586	15
22	長瀬中学校	昭和 41 年 4 月 1 日	294	8
23	弥刀中学校	昭和 45 年 4 月 1 日	363	10
24	柏田中学校	昭和 49 年 4 月 1 日	215	7
25	布施中学校	平成 28 年 4 月 1 日	458	16
小計 (12 校平均)			4,612 (384)	134 (11)
合計 (25 校平均)			12,150 (486)	338 (14)

(注) 生徒数及び学級数には長栄中学校と布施中学校に設置された夜間学級の生徒数及び学級数を含む。また、学級数には支援学級を含まない。

25 校全体の生徒数は 12,150 人、支援学級を除く学級数は 338 学級であり、1 校当たりの平均生徒数は 486 人、平均学級数は 14 学級である。

中学校の設立時期についてみると、現行の中学校制度が開始した昭和 22 年 4 月に設立された学校が 5 校あり、その後、昭和 20 年代から昭和 30 年代にかけて設立された学校が 10 校ある。また、中学校に在籍する生徒総数は、昭和 60 年度に 27,249 人と最高に達しているが、当時の生徒数の増加に対応して、昭和 40 年代から昭和 60 年代にかけて設立された学校が 9 校ある。

中学校についても、小学校と同様、西地区において生徒数の減少傾向が顕著である。西地区の布施中学校(No. 25)は、適正化基本方針に基づき、旧太平寺中学校と旧俊徳中学校を統合（学校施設は旧俊徳中学校を使用）し、平成 28 年 4 月に設立された学校である。

(3) 市立高等学校の概況

市立高等学校は日新高等学校 1 校である。日新高等学校の概要は、表 7 のとおりである。

表 7 日新高等学校の概要

○沿革	大正 10 年 6 月 私立大正学校として大阪市内淀川橋に創立される 大正 12 年 3 月 校名を日新商業学校と改める 大正 13 年 4 月 中河内郡布施町荒川（現東大阪市三ノ瀬）に移転 昭和 23 年 9 月 布施市に移管され、布施市立日新高等学校となる 昭和 42 年 2 月 布施、河内、枚岡三市合併に伴い、 東大阪市立日新高等学校となる 昭和 49 年 8 月 東大阪市日下町に移転		
○生徒数・学級数（平成 28 年 5 月 1 日現在）			
		生徒数（人）	学級数
全日制	普通科	474	12
	商業科	229	6
	英語科	121	3
	合計	824	21
定時制	普通科	39	4
合計		863	25

(4) 市立幼稚園の概況

市立幼稚園 19 園の概要は、表 8 のとおりである。

表 8 市立幼稚園一覧（平成 28 年 5 月 1 日現在）

NO.	園名	設立年月日	園児数（人）	学級数
【東地区】				
1	縄手南幼稚園	昭和 42 年 4 月 1 日	70	3
2	縄手幼稚園	昭和 26 年 5 月 1 日	13	1
3	縄手北幼稚園	昭和 29 年 6 月 3 日	37	2
4	枚岡幼稚園	昭和 22 年 5 月 5 日	139	5
5	石切幼稚園	昭和 8 年 4 月 1 日	77	4
6	孔舎衙幼稚園	昭和 27 年 4 月 20 日	104	4
7	池島幼稚園	昭和 47 年 4 月 1 日	30	2
小計 (7 園平均)			470 (67)	21 (3)

NO.	園名	設立年月日	園児数（人）	学級数
【中地区】				
8	北宮幼稚園	昭和 26 年 7 月 1 日	111	4
9	若江幼稚園	昭和 27 年 4 月 15 日	61	2
10	成和幼稚園	昭和 40 年 4 月 1 日	25	1
11	英田幼稚園	昭和 41 年 4 月 1 日	62	2
12	玉串幼稚園	昭和 46 年 4 月 1 日	16	1
13	岩田幼稚園	平成 7 年 4 月 1 日	86	4
小計 (6 園平均)			361 (60)	14 (2)
【西地区】				
14	小阪幼稚園	昭和 9 年 1 月 10 日	73	3
15	高井田幼稚園	昭和 41 年 3 月 31 日	17	1
16	意岐部幼稚園	昭和 41 年 3 月 31 日	19	1
17	弥刀東幼稚園	昭和 44 年 4 月 1 日	15	1
18	長瀬西幼稚園	昭和 44 年 4 月 1 日	36	2
19	菱屋西幼稚園	昭和 45 年 4 月 1 日	7	1
小計 (6 園平均)			167 (28)	9 (2)
合計 (19 園平均)			998 (53)	44 (2)

19 園全体の園児数は 998 人、学級数は 44 学級であり、1 園当たりの平均園児数は 53 人、平均学級数は 2 学級である。

なお、東大阪市の幼稚園施策については、平成 23 年 3 月、東大阪市教育局において、「東大阪市の今後の幼稚園施策に係る基本方針」が策定され、「(1)幼稚園教育の推進のため、幼稚園規模の適正化と小学校との連携強化を図る。(2)就園機会確保のため、幼稚園の保護者負担の適正化と公私間較差の縮小を図る。」という 2 つの基本方針が掲げられ、検討が進められている。

また、平成 27 年 5 月には、東大阪市子ども・子育て会議における議論を経て、「公立の就学前教育・保育施設再編整備計画」が策定され、市内 7 つの地域ごとに 1 ヶ所の子育て支援センターと認定こども園などの設置を基本に、幼稚園及び保育所を再編・整備する方向性が示されている。

5. 東大阪市の教育費の状況

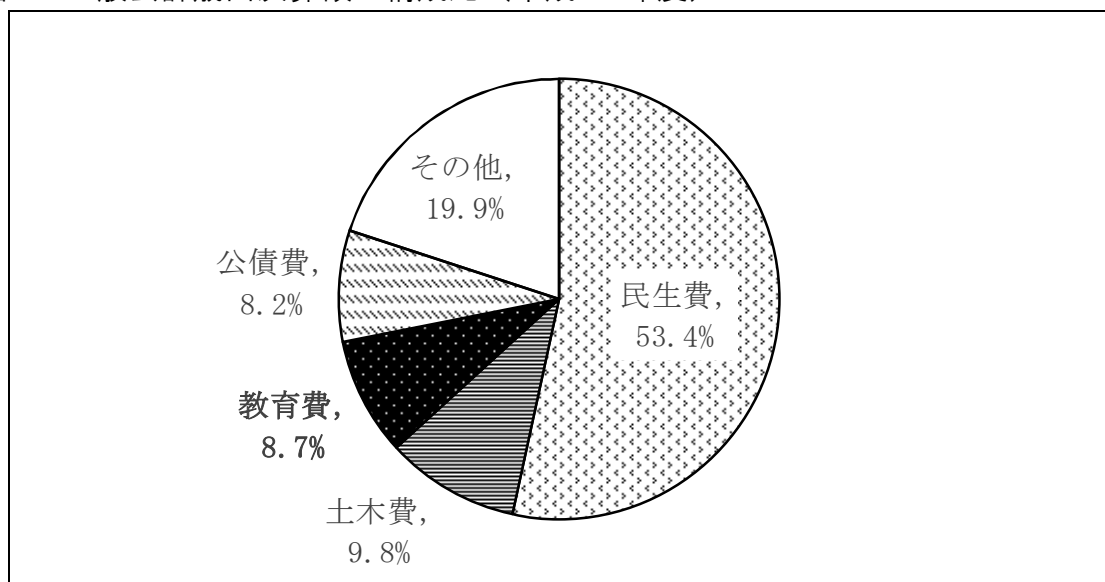
(1) 平成 28 年度教育費決算額の状況

表 9 及び図 3 は、平成 28 年度における一般会計歳出決算額の款科目別の内訳を示したものである。

表 9 一般会計歳出決算額の内訳（平成 28 年度）

款	決算額(千円)	構成比
議会費	810,182	0.4%
総務費	12,221,339	6.1%
民生費	107,255,248	53.4%
衛生費	14,808,947	7.4%
産業費	3,246,773	1.6%
土木費	19,721,999	9.8%
消防費	5,842,444	2.9%
教育費	17,410,379	8.7%
公債費	16,441,493	8.2%
諸支出金	3,148,081	1.6%
合計	200,906,889	100.0%

図 3 一般会計歳出決算額の構成比（平成 28 年度）



東大阪市の平成 28 年度の教育費決算額は 17,410,379 千円であり、一般会計決算額 200,906,889 千円の 8.7%を占めており、民生費、土木費に次いで歳出決算額に占める割合の高い款科目である。

(2) 教育費の推移

図4は、最近10年間の東大阪市における教育費決算額及び教育費の一般会計歳出決算額に占める割合の推移を示したものである。

図4 東大阪市の教育費の推移

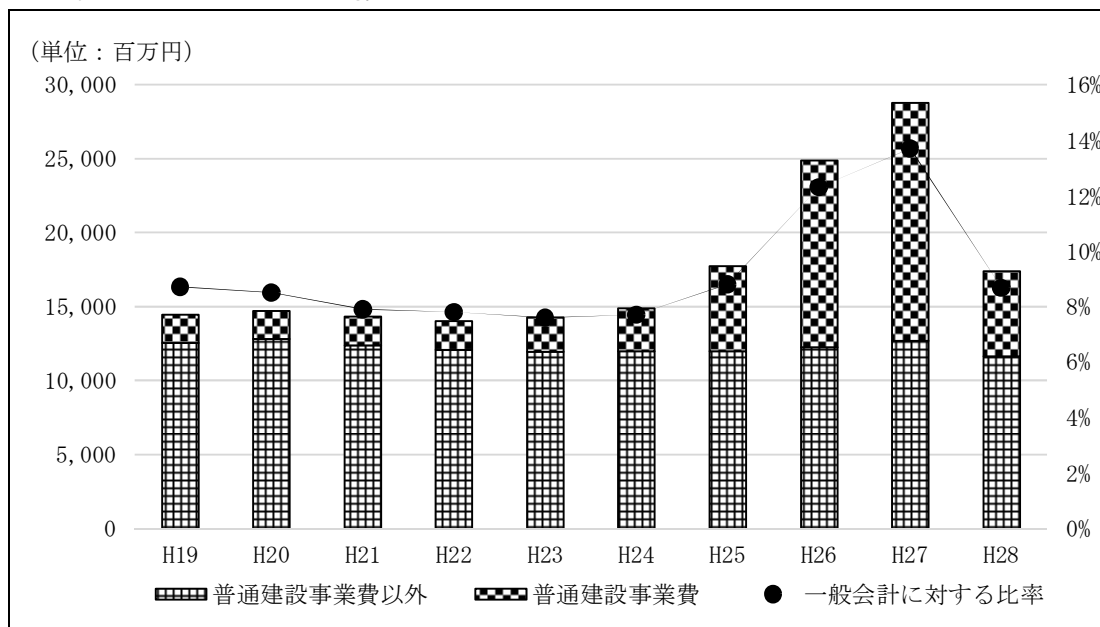


図4では、教育費を普通建設事業費と普通建設事業費以外に区分して表示しているが、年度による教育費決算額及び一般会計歳出決算額に占める割合の増減は、主に普通建設事業費の変化に起因していることがわかる。

教育費の一般会計歳出決算額に占める割合は、平成19年度から平成25年度までは8%から9%台で推移していたが、平成26年度及び平成27年度は学校施設の耐震化事業を重点的に実施し、普通建設事業費が増大したことに伴い、それぞれ、12.3%、13.7%にまで上昇している。そして、平成28年度は耐震化事業が一段落し、平成25年度並みの8.7%となっている。

また、教育費のうち普通建設事業費以外については、年度ごとの変化はあまり見られない状況である。

(3) 平成 28 年度教育費決算額の内訳

教育費は、小学校、中学校等の学校教育に係る支出や図書館、公民館、体育施設等の社会教育に係る支出から構成されている。

① 教育費の項科目別内訳

平成 28 年度の一般会計における教育費の項科目別の内訳は、表 10 のとおりである。なお、「第 1 包括外部監査の概要 5. 監査の方法 (3) 監査の対象 ②監査対象事業」(3 ページ) で述べたとおり、教育総務費、小学校費、中学校費、高等学校費及び幼稚園費を対象として監査を実施している。

表 10 教育費の項科目別内訳

(単位：千円)

項	当初予算額	決算額
1 教育総務費	2,942,599	2,846,524
2 小学校費	4,731,515	4,674,505
3 中学校費	2,265,832	2,318,323
4 高等学校費	1,928,729	1,494,778
5 幼稚園費	1,456,121	1,337,240
6 社会教育費	3,527,002	3,397,271
7 保健体育費	1,401,654	1,341,734
合計	18,253,452	17,410,379
監査の対象(1~5)	13,324,796	12,671,373

また、奨学事業を実施するために設置された奨学事業特別会計の歳出額の項科目別内訳は、表 11 のとおりである。

表 11 奨学事業特別会計歳出額の項別内訳

(単位：千円)

項	当初予算額	決算額
1 事務費	4,100	2,289
2 奨学事業費	40,196	32,028
合計	44,296	34,317

② 教育費の節科目別内訳

監査の対象とした教育総務費、小学校費、中学校費、高等学校費及び幼稚園費の平成28年度決算額について、節科目別にみると、表12のとおりである。なお、報酬、給料、職員手当等、共済費及び賃金については、一括して人件費として記載した。

表12 平成28年度教育費決算額の節科目別内訳

(単位：千円)

	教育総務費	小学校費	中学校費	高等学校費	幼稚園費	合計	構成比
人件費(注)	2,068,270	956,466	97,256	599,681	737,526	4,459,201	35.2%
工事請負費	-	1,039,765	1,061,411	789,499	96,008	2,986,684	23.6%
委託料	539,231	889,798	193,321	36,705	21,980	1,681,037	13.3%
需用費	36,440	883,731	400,403	29,619	36,540	1,386,735	10.9%
使用料及び賃借料	18,427	345,461	159,014	26,825	3,672	553,400	4.4%
扶助費	4,555	371,430	168,391	-	-	544,377	4.3%
負担金補助及び交付金	44,656	38,250	11,597	2,203	414,518	511,227	4.0%
その他	134,943	149,601	226,926	10,244	26,993	548,708	4.3%
合計	2,846,524	4,674,505	2,318,323	1,494,778	1,337,240	12,671,373	100.0%

(注)人件費は報酬、給料、職員手当等、共済費及び賃金の合計である。

平成28年度の決算額を節科目別にみると、報酬、給料、職員手当等、共済費及び賃金（以下、この項において「人件費」という。）が4,459,201千円と最も大きく総額の35.2%を占めている。次いで、工事請負費が2,986,684千円で総額の23.6%、委託料が1,681,037千円で総額の13.3%、需用費が1,386,735千円で総額の10.9%などとなっている。

また、図5及び図6は、表12に示した節科目のうち、人件費、工事請負費、委託料及び需用費について、最近3年間の推移を示したものである。

図5 節科目（金額）の推移

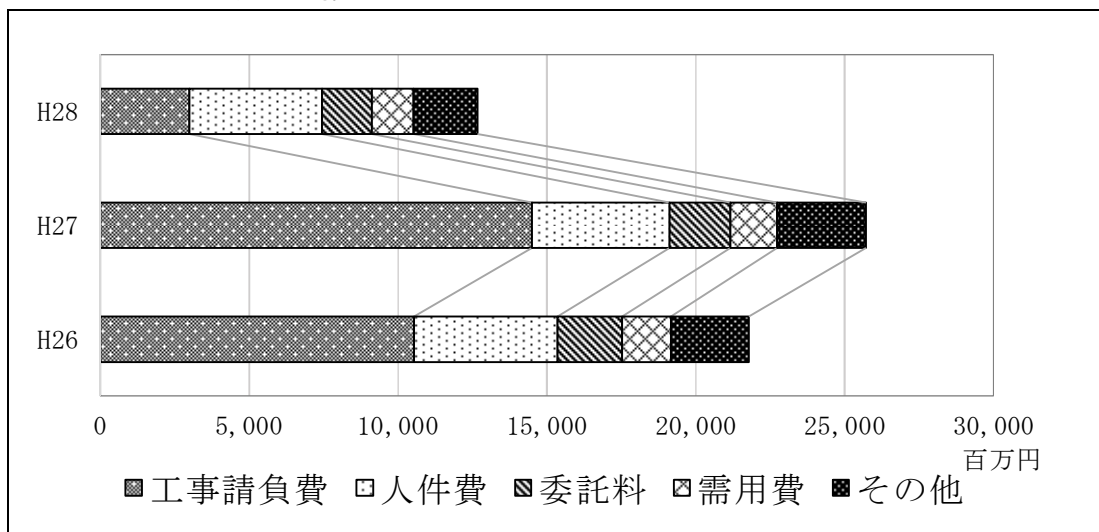
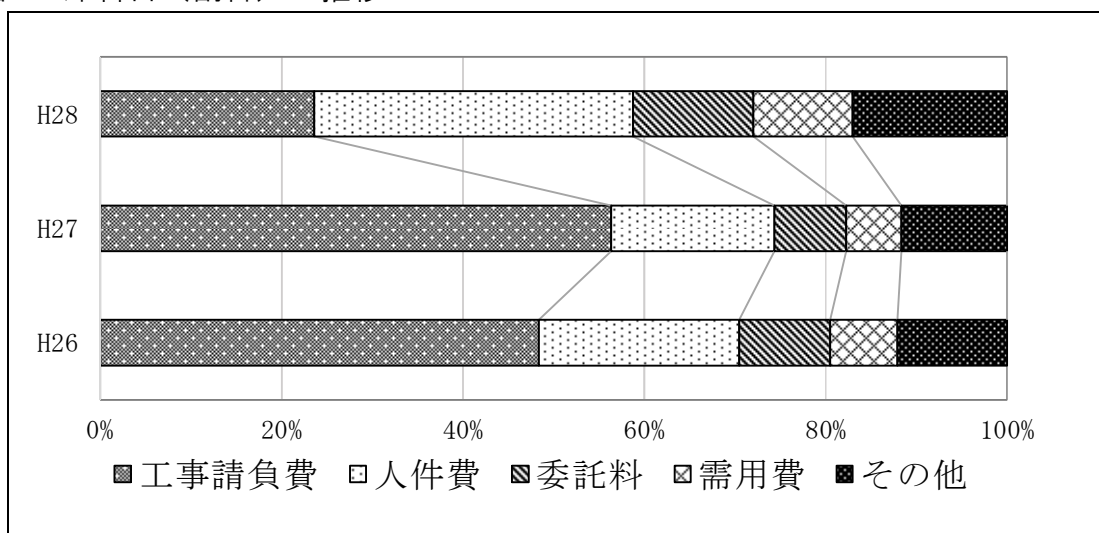


図6 節科目（割合）の推移



「(2)教育費の推移」(18ページ)で述べたとおり、平成26年度及び平成27年度は学校施設の耐震化事業を重点的に実施していたことにより、工事請負費の金額が多額となるとともに、総額に占める割合も大きくなっている。

③ 教育費の監査対象部署別内訳

教育費の平成 28 年度決算額（社会教育費及び保健体育費を除く。）について、監査の対象とした教育委員会事務局教育企画室、教育総務部（総務課、施設整備課及び学校給食課）及び学校教育部（学事課、教職員課、学校教育推進室及び教育センター）並びに学校園別の内訳をみると、表 13 のとおりである。

表 13 平成 28 年度教育費決算額（社会教育費及び保健体育費を除く。）の
部署別内訳

（単位：千円）

所管課・室等名称	一般会計	奨学事業特別会計
教育企画室	71	—
総務課	615,679	—
施設整備課	4,222,362	—
学校給食課	795,222	—
学事課	753,131	34,317
教職員課	1,733,754	—
学校教育推進室	1,287,154	—
教育センター	79,648	—
小学校	123,650	—
中学校	99,606	—
幼稚園	9,059	—

（注）小学校、中学校及び幼稚園の金額は、東大阪市行政委員会等補助職員専決規程第 3 条第 2 項に基づく補助執行額である。

(4) 主な節科目の概要

① 人件費

ア) 学校教育に係る人件費の負担関係

学校の経費は、法令に特段の定めのある場合を除き、学校の設置者が負担することとされており（学校教育法第5条）、学校施設の整備に係る工事請負費や各学校において発生する光熱水費などは、学校の設置者である市町村が負担することとなる。

一方、学校教育法の特別法である市町村立学校職員給与負担法第1条及び第2条の規定により、市町村立の小学校、中学校等に公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に基づき都道府県が定める教職員定数に基づき配置される教職員に係る人件費については、都道府県が負担することとされている。これは、市町村立の小学校、中学校等の教職員の給与は義務的経費であり、かつ多額となるため、都道府県の負担とすることにより、給与水準の確保と一定水準の教職員の確保を図り、教育水準の維持向上を図ることを目的とするものである。なお、東大阪市が設置している高等学校（定時制課程の教員を除く。）及び幼稚園の教職員に係る人件費については、この規定の適用はなく、東大阪市が負担することとなる。

イ) 東大阪市における学校教育に係る人件費決算額

東大阪市教育委員会の人件費に係る節科目としては、報酬、給料、職員手当等、共済費及び賃金がある。このうち、報酬は嘱託職員等、給与は常勤職員及び再任用職員等、賃金はアルバイト職員等に支払われるものである。

東大阪市の平成28年度における教育費（社会教育費を除く。）のうち、人件費の内訳は、表14のとおりである。

表14 教育費（社会教育費を除く。）に含まれる人件費（平成28年度）

（単位：千円）

	教育総務費	小学校費	中学校費	高等学校費	幼稚園費	合計
報酬	654,047	-	-	13,150	-	667,197
給料	496,135	506,596	56,516	301,196	383,570	1,744,014
職員手当等	532,130	292,100	26,253	189,984	234,874	1,275,342
共済費	278,866	140,323	14,008	95,351	118,660	647,209
賃金	107,091	17,446	478	-	421	125,437
合計	2,068,270	956,466	97,256	599,681	737,526	4,459,201

ウ) 学校教育を担う人員体制

教育委員会の人件費のうち給料については、学校園における教職員、それ以外の教育委員会事務局職員、校務員及び学校給食調理員等（以下「事務局職員等」という。）に支給するものに分類することができる。

それぞれに対応する給料の額は、表 15 のとおりである。

表 15 平成 28 年度教育費 給料の職員別の内訳

(単位：千円)

	教育総務費	小学校費	中学校費	高等学校費	幼稚園費	合計
教職員	-	26,561	-	275,403	383,570	685,534
事務局職員等	496,135	480,034	56,516	25,793	-	1,058,479
合計	496,135	506,596	56,516	301,196	383,570	1,744,014

1) 教職員

「ア) 学校教育に係る人件費の負担関係」で述べたとおり、原則として、小学校、中学校及び高等学校（定時制課程）の教職員に係る人件費については、大阪府が負担することになり、高等学校（全日制課程）及び幼稚園の教職員に係る人件費については、東大阪市が負担することになる。

一方、表 15 には小学校費に教職員に係る給料の決算額（26,561 千円）が計上されているが、小学校第 3 学年において少人数学級を編制するため、大阪府が定める教職員定数を超えて小学校に配置された教職員に係るものである。

東大阪市立学校園における常勤教職員の人員体制は表 16 のとおりである。

表 16 市立学校園における常勤教職員、市費負担教職員の人数

(平成 28 年 5 月 1 日現在)

区分	校園数	常勤教職員数(人)	うち市費負担教職員数(人)
小学校	52	1,440	10
中学校	25	864	-
高等学校	1	74	64
幼稚園	19	101	101
合計	97	2,479	175

(注 1) 市費負担教職員とは、東大阪市が人件費を負担する教職員である。

(注 2) 高等学校の教職員数には、事務職員、技術職員を除く教職員の数を計上している。

2) 事務局職員等

表 15 の事務局職員等に係る決算額に対応する教育委員会事務局、校務員及び学校給食調理員等の人員体制は、表 17 のとおりである。

表 17 表 15 に対応する教育委員会事務局職員等の内訳
(平成 28 年 5 月 1 日現在)

課・室名	人数 (人)	課・室名	人数 (人)
教育企画室	3	教職員課	16
総務課	12	学校教育推進室	27
施設整備課	16	教育センター	16
学校給食課	13	人権教育室	9
学事課	15	校務員 ・学校給食調理員等	40
		合計	167

(注) 再任用フルタイム職員の人数を含む。

② 工事請負費

工事請負費とは、土地、工作物等の造成又は製造及び改造の工事、工作物等の移転及び除去などの請負工事により、請負人に対して支払う報酬である。

工事請負費の所管課・室及び目、事業別の内訳は、表 18 のとおりである。

表 18 工事請負費の内訳

(単位：千円)

目	事業	施設整備課	学校給食課	学事課	建築営繕室	合計
学校建設費	小学校建設事業	959,190	-	-	-	959,190
	中学校建設事業	702,015	-	-	346,406	1,048,422
	給食施設整備事業	-	17,743	-	-	17,743
	学校統合整備事業	-	-	75,820	-	75,820
高等学校費	日新高等学校整備事業	789,499	-	-	-	789,499
幼稚園費	幼稚園整備事業	16,266	-	79,741	-	96,008
合計		2,466,971	17,743	155,562	346,406	2,986,684

工事請負費のうち約 83%を占める 2,466,971 千円は施設整備課において執行されている。施設整備課における執行額の内訳については、「第 4 監査の結果及び意見（各論）2. 教育総務部施設整備課 (3) 学校建設事業（整備事業）」（68 ページ）を参照されたい。

なお、市長部局である建設局建築部建築営繕室においても、耐震化事業（346,406 千円）の執行がある。

③ 委託料

委託料とは、地方公共団体がその事務事業を他の者に委託して行わせる場合に、受託者に支払う対価である。

委託料のうち、50百万円を超える歳出額となっている細節科目は、表19のとおりである。

表19 委託料の主な細節科目

細節	所管課・室	金額（千円）	構成比	備考
給食調理業務等委託料	学校給食課	397,252	23.6%	77 ページ
学校管理業務委託料 警備業務委託料（幼稚園）	総務課	355,775	21.2%	54 ページ
英語指導員派遣委託料	学校教育推進室	192,988	11.5%	121 ページ
設計等委託料	施設整備課	117,714	7.0%	
	建築営繕室	10,851	0.6%	
	学事課	4,538	0.3%	
配送業務委託料	学校給食課	122,791	7.3%	77 ページ
子ども安全パトロール事業委託料	学校教育推進室	108,144	6.4%	131 ページ
健康診断委託料	教職員課	55,242	3.3%	101 ページ
その他		315,738	18.8%	
合計		1,681,037	100.0%	

（注）備考欄には本報告書における関連項目のページ番号を記載している。

表19より、給食調理業務等委託料及び配送業務委託料といった学校給食に関連する委託料の割合が高くなっていることがわかる。

④ 需用費

需用費とは、行政事業の執行に伴う物品（備品、原材料に含まれないもの）の取得及び修理等に要する経費で、その効用が比較的短期間に消費されるものである。

需用費の細節科目別の内訳は、表 20 のとおりである。

表 20 需用費の細節科目別内訳

細節	金額（千円）	構成比
光熱水費	773,293	55.8%
消耗品費	326,477	23.5%
修繕料	267,597	19.3%
印刷製本費	13,932	1.0%
医薬材料費	3,840	0.3%
食糧費	1,411	0.1%
燃料費	159	0.0%
賄材料費	23	0.0%
合計	1,386,735	100.0%

このうち、光熱水費の内訳は、表 21 のとおりである。

表 21 光熱水費の内訳

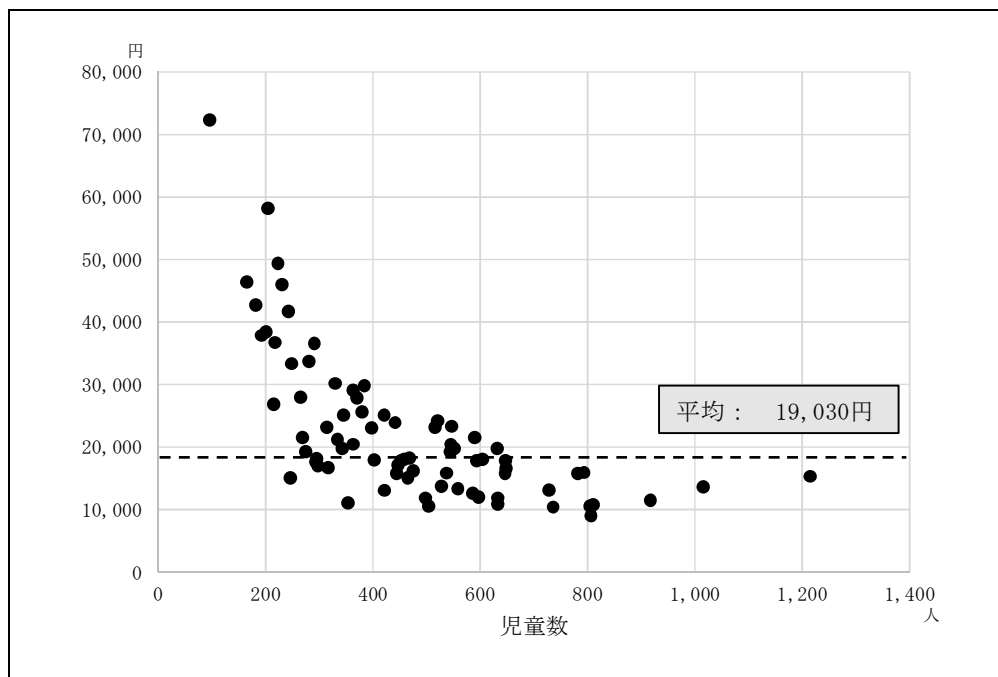
（単位：千円）

項	目	金額
教育総務費	教育センター費	2,368
小学校費	学校管理費	444,691
	給食費	104,165
中学校費	学校管理費	187,683
高等学校費	高等学校費	18,539
幼稚園費	幼稚園費	15,845
合計		773,293

表 21 からわかるように、光熱水費は、教育センター費及び給食費を除き、各校園で発生しているが、その支払事務は施設整備課が一括して行っている。

各校園のうち、小学校及び中学校で発生する光熱水費と児童・生徒数の関係を示したものが、図 7 である。

図7 児童・生徒一人当たりの光熱水費



光熱水費と児童・生徒数の関係としては、児童・生徒数が多いほど一人当たり光熱水費が低下することが一般的であると考えられ、図7においてもそのような傾向が現れている。

分布にばらつきがみられる要因は、過去の児童・生徒が多かった時期に建設された施設規模の大きな学校において児童・生徒数が減少すると、児童・生徒数と施設規模が比例しなくなることなどが考えられる。

6. 東大阪市における契約手続き

東大阪市の契約手続きは、地方自治法及び同施行令並びに東大阪市財務規則等に従って行われるが、これは教育委員会においても同様である。

これらの法令規則等のほか、契約手続きに係る実務上の取扱いについては、財務部長から各所属長に発された通知（平成 27 年 3 月 10 日発、平成 29 年 3 月 2 日発）や「東大阪市随意契約ガイドライン」（平成 21 年 4 月 1 日 財務部調度課）により補完的な説明がなされている。

以下でその主な内容を概観する。

(1) 競争入札と特例

地方公共団体がする契約方法については、競争入札を原則としており、随意契約は例外による契約方法とされている。

例外的に随意契約によるための条件については、地方自治法施行令（以下「自治令」という。）第 167 条の 2 第 1 項及び東大阪市財務規則第 108 条の 2 等において、次のとおり規定されている。

- | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 予定価格が東大阪市財務規則第 108 条の 2 に定める額を超えないとき。(2) その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。(3) 特定の施設等から物品等を調達する契約をするとき。(4) 新規事業分野の開拓事業者からの新商品の買入契約をするとき。(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。(9) 落札者が契約を締結しないとき。 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(2) 随意契約の基準金額

金額によらず随意契約の採用をすべて否定するのは、事務の効率性の観点から妥当ではないため、契約の種類に応じて自治令で定める額の範囲内において地方公共団体の規則で定める額を超えないものについては、随意契約によることができる（自治令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号）。

この規定を受け、東大阪市においては表 22 の金額を下回る場合は随意契約によることができるとされている（東大阪市財務規則第 108 条の 2）。

表 22 随意契約の基準金額

契約の種類		基準金額（円）
(1)	工事又は製造の請負	1,300,000
(2)	財産の買入れ	800,000
(3)	物件の借入れ	400,000
(4)	財産の売払い	300,000
(5)	物件の貸付け	300,000
(6)	前各号に掲げる以外のもの	500,000

以上について、「東大阪市随意契約ガイドライン」において、①契約を意図的に分割し表 22 の金額に収めることは実質的に違法行為であり慎むべきであること、②上記金額に収まる随意契約で性質上契約先が特定される場合等、随意契約理由が複数にわたる場合には、その理由を金額基準とすること、③予定価格が表 22 の金額以下であっても 2 者以上による見積合わせが可能であれば見積合わせによる契約締結を行うことを原則とすること、という 3 つの留意点が示されている。

(3) 自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 6 号の適用関係

自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 6 号の規定は次のとおりである。

【自治令第 167 条の 2 第 1 項 抜粋】

- | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>2 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>6 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

「東大阪市随意契約ガイドライン」においては、自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号と第 6 号の適用関係について、次のとおり整理している。

【東大阪市随意契約ガイドライン 抜粋】

- | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>令第 167 条の 2 第 6 号は、見積り相手方が 1 者となる場合があり同項第 2 号と接近していると見受けられるが、同項第 2 号は、その者しか履行できない場合にあるのに対し、同項第 6 号は履行者が極めて限定されるが、「予定価格以下」という要件を除けば履行者の唯一性が絶対であるとはいえない場合です。</p> |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

第3 監査の結果及び意見（総論）

平成29年度東大阪市包括外部監査「東大阪市教育委員会の学校教育に係る財務に関する事務の執行について」における監査の結果及び意見の総括は「1. 監査の結果及び意見の総括」のとおりである。

また、「2. 監査の結果及び意見のまとめ」では本報告書における監査の結果及び意見の項目名を一覧形式でまとめており、「3. 監査対象に係る共通的事項」では教育委員会事務局各所管課・室に対する監査において検出された事項であるが、教育委員会あるいは東大阪市全体としての対応が求められる事項を記載している。

なお、監査の結果とは、主に合規性の観点から市に対して是正、改善を求めるものであり、意見とは、監査の結果には該当しないが、東大阪市の組織及び運営の合理化に資するため、改善が望まれるものである。

1. 監査の結果及び意見の総括

本年度の包括外部監査における監査の結果及び意見の件数は表23のとおりである。

表23 監査の結果及び意見の集計

(単位：件)

区分	監査の結果	意見	合計
第3 3. 共通的事項	0	6	6
第4 1. 総務課	4	2	6
第4 2. 施設整備課	3	6	9
第4 3. 学校給食課	1	4	5
第4 4. 学事課	2	2	4
第4 5. 教職員課	4	8	12
第4 6. 学校教育推進室	2	12	14
第4 7. 教育センター	1	3	4
第4 8. 学校園	5	8	13
合計	22	51	73

主な監査の結果及び意見を監査の視点に則して整理すると、以下のとおりである。

(1) 合規性に関する事項

① 契約事務に係る事項

基本的な契約事務を適正に行うことが必要と認められる事項について、合規性の視点から記載した項目は次のとおりである。

第一に、随意契約による理由が明確にされていないもの、選択した理由が適切ではないと考えられるものが見受けられた（表 24 参照）。

表 24 随意契約の適用理由に関する事項

所管課・室	監査の結果	ページ
総務課	随意契約理由について【監査の結果 3】	56
施設整備課	契約分割による少額随意契約について【監査の結果 5】	61
教職員課	随意契約に係る理由書の作成、保存について【監査の結果 13】	104

地方公共団体がする契約方法については、競争入札を原則とし、随意契約は例外による契約方法とされている。したがって、随意契約を行う際には、厳格な取扱いを行う必要がある。

第二に、契約に先立って見積書を入手していなかったり、見積書を入手しているものの金額の記載が大括りとなっており金額の妥当性を確認することが困難な状況となったりしているものが見受けられた（表 25 参照）。

表 25 見積書の入手等に関する事項

所管課・室	監査の結果及び意見	ページ
学校教育推進室	KWM モデル事業に係る委託業務の見積書について【監査の結果 16】	150
教育センター	委託研究に関する見積りの入手について【監査の結果 17】	163
学校園	日新高等学校における LAN 配線業務委託に係る仕様書について【意見 44】	169

第三に、契約履行後の履行確認が十分でなかったものが見受けられた（表 26 参照）。

表 26 契約の履行確認に関する事項

所管課・室	監査の結果及び意見	ページ
施設整備課	各学校園における消防設備の設置状況の把握について【意見 9】	61
学校給食課	学校給食調理等業務委託における提出書類について【監査の結果 8】	80
学事課	学事システムの保守点検業務に係る点検結果報告書の徴取について【監査の結果 9】	90
教職員課	教職員向け人事給与システム機器一式保守における結果報告書の徴取について【監査の結果 11】	100
学校教育推進室	収支決算書の確認について【監査の結果 15】	127

② 現物管理に関する事項

「第 4 監査の結果及び意見（各論）」では、現金及び預金や物品の現物管理に関する事項について、主に「8. 学校園における事務の執行」において記載している。

本年度の包括外部監査においては、小学校 3 校、中学校 2 校及び日新高等学校への実地監査を実施したが、公費で購入した物品や学校徴収金の管理に係る具体的な管理手法に統一性がなく、管理水準にも学校間で差異が見られる状況であった。

このうち、学校徴収金については、保護者から徴収する私費であり、すでに各学校園における独自の工夫も行われていると考えられ、必ずしも全学校園において統一的な手続きによる必要はないと考えられる。しかし、教育委員会事務局としても、最低限必要となる管理手法を具体的に示すなどして、実際に対応する学校園の取組みに対して、一定の指針を示すことが望ましい。

また、「2. 教育総務部施設整備課」において、備品管理に関する事項を、「5. 学校教育部教職員課」において、スポーツ振興センター負担金の回収管理に関する事項を記載している（表 27 参照）。

表 27 現物管理に関する事項

所管課・室	監査の結果及び意見	ページ
施設整備課	原動機付自転車の存否・場所等の状況把握について【監査の結果 7】	75
教職員課	教職員課におけるスポーツ振興センター負担金の回収管理について【意見 27】	112
	学校園におけるスポーツ振興センター負担金の回収状況の把握について【意見 28】	113

(2) 経済性、効率性、有効性に関する事項

① 公共施設等総合管理計画に係る事項

平成27年4月1日現在、東大阪市の学校施設の面積は公共施設全体の45.7%を占める489千平方メートルに及んでおり、「東大阪市公共施設等総合管理計画」の実行にあたっては、学校施設に係る対応方針が全体に与える影響が大きいといえる。

そこで、「第3 監査の結果及び意見（総論） 3. 監査対象に係る共通的事項 (2) 監査の結果及び意見 ②公共施設等総合管理計画に係る事項」では、「東大阪市公共施設等総合管理計画」の体系に則して、表28の意見を記載している。

表28 公共施設等総合管理計画に係る事項

総合管理計画の体系	意見	ページ
適正な維持管理による長寿命化の実現	学校施設の長寿命化計画（個別施設計画）の策定に係る留意点について【意見3】	46
社会情勢の変化を踏まえた施設の総量縮減	学校施設の総量縮減に向けた留意点について【意見4】	47
民間との連携による効率的・持続可能な市民サービスの提供	教育センター再編後の跡地活用に係るコスト負担について【意見5】	48

また、「第4 監査の結果及び意見（各論）」においても、関連する表29の意見を記載している。

表29 公共施設等総合管理計画の実行に関連する事項

所管課・室	意見	ページ
施設整備課	学校施設の固定資産関連情報の一元化について【意見12】	70
学事課	学校規模適正化における公共施設の総量縮減への対応について【意見19】	94

② 学校園外部の人的資源の活用に係る事項

学校園における教育活動は学校園に配置される教職員が担うところが多いが、それに加えて、学校園が地域住民、ボランティア、町内会などと連携、協力しながら、学校園の教育環境の向上を図る取組みが行われている。

このような取組みは、主に学校教育推進室が所管しているが、ボランティアを前提とした制度設計は、継続性や安定性が十分に確保されたものとは言い難いため、運用のあり方について、継続的に検討することが望ましい旨を記載している（表 30 参照）。

表 30 学校園外部の人的資源の活用に係る事項

所管課・室	意見	ページ
学校教育推進室	幼稚園支援員の活動形態について【意見 29】	118
	愛ガード運動協力員の確保について【意見 34】	132
	スクールサポーター等の活動形態について【意見 35】	135

また、教職員課では、医師等の協力を得て、学校園医や産業医など、園児、児童及び生徒並びに教職員の健康確保を図っているが、その活用に関して、表 31 の事項を記載している。

表 31 学校園医等の活用に係る事項

所管課・室	監査の結果及び意見	ページ
教職員課	学校園医等の配置について【意見 21】	105
	学校園医等の報酬の予算額の積算根拠について【意見 22】	106
	学校園医等の執務管理について【意見 23】	107
	産業医の執務管理について【監査の結果 14】	110
	面接指導産業医の執務状況について【意見 25】	110

③ 学校園の教育活動に係る経費負担に係る事項

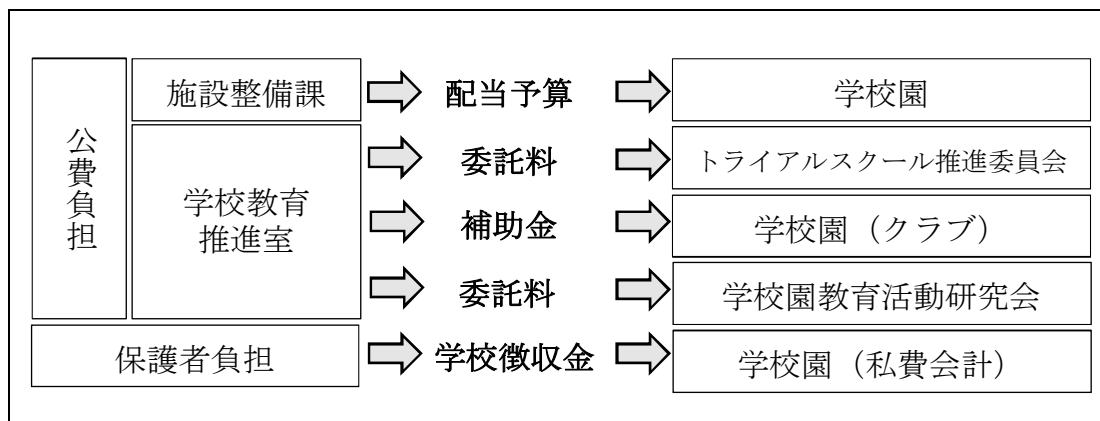
学校園の教育活動に必要な経費は、東大阪市の予算に計上され、公費で賄われているものと、保護者が負担しているものがある。

公費で賄われているものとしては、施設整備課から各学校園への配当予算が挙げられるが、このほかに、学校教育推進室から各学校園に組織されたトライアルスクール推進委員会及び学校園教育活動研究会への委託料やクラブ活動に対する補助金として支出されるものがある。

一方、保護者が負担しているものは、実費負担の考え方にに基づき徴収する経費であり、遠足社会見学費、修学旅行費、個人の副教材費などが代表的なものである。

以上をまとめると、図8のとおりである。

図8 学校園に係る経費負担の概要



このうち、学校教育推進室から委託料や補助金として支出されている項目については、ともすると、学校園における通常の教育活動に要する経費として施設整備課から各学校園へ配当される予算との区分が不明確になる可能性があると考えられる。この点に関しては、表32の意見を記載している。

表32 委員会等への委託料及び補助金に係る意見

所管課・室	意見	ページ
学校教育推進室	トライアルスクール推進事業の委託料で購入した備品の管理について【意見32】	127
	クラブ活動運営費補助事業で購入した備品の管理について【意見36】	138
	学校園教育活動支援事業の委託料による学校経費の支出について【意見37】	141
	学校園教育活動支援事業の委託料で購入した備品の管理について【意見38】	142

これらの事業に関しては、それぞれの事業を実施するに至った経緯に立ち
 返り、学校園における通常の教育活動との区分を明確化することにより、効率
 性の確保にもつながるものと考ええる。

一方、学校徴収金に関しては、公費と私費の負担関係の明確化を求めるもの
 として、表 33 の意見を記載している。

表 33 学校徴収金の負担関係に係る意見

所管課・室	意見	ページ
学校園	公費と私費の負担関係の明確化について 【意見 50】	181

前述のとおり、学校徴収金の管理は、各学校園に委ねられる部分が多いが、
 教育委員会事務局において、その負担関係についても実態把握に努める必要
 があると考ええる。

④ 教育委員会事務局の組織体制に係る事項

学校施設の整備に関しては、施設整備課に豊富な情報や知見が蓄積されて
 いる。一方、他の教育委員会各所管課・室において学校施設の整備を行う場合、
 施設整備課は必要に応じて当該所管課・室の事務を補完している。しかし、施
 設整備課の関与形態については、年度や案件ごとにその都度、方針が決定され
 ているように見受けられる。

この点、教育委員会における施設整備課の位置づけ等を見直す余地がある
 と考え、表 34 の意見を記載している。

表 34 教育委員会事務局の組織体制に係る意見

意見	ページ
教育委員会における施設整備に係る所管課・室間の連携について 【意見 6】	49

⑤ 東大阪市全体として対応が求められる事項

教育委員会事務局各所管課・室に対する監査において検出された事項であ
 るが、東大阪市全体として対応が求められる事項として、表 35 の意見を記載
 している。

表 35 東大阪市全体として対応が求められる事項（意見）

意見	ページ
施設整備に係る予定価格及び最低制限価格の事前公表について 【意見 1】	42
工事検査の情報開示促進について【意見 2】	45

2. 監査の結果及び意見のまとめ

本年度の包括外部監査における監査の結果及び意見の一覧は表 36 のとおりである。

なお、表 36 の備考欄には、「1. 監査の結果及び意見の総括」における分類との関係を示している。具体的には、主に「(1) 法規性に関する事項」に係る項目には(1)、主に「(2) 経済性、効率性、有効性に関する事項」に係る項目には(2)と記載している。

表 36 監査の結果及び意見の一覧

区分		監査の結果及び意見		ページ	備考
第 3	3. 共通的事項	意見 1	施設整備に係る予定価格及び最低制限価格の事前公表について	42	(2)
		意見 2	工事検査の情報開示促進について	45	(2)
		意見 3	学校施設の長寿命化計画（個別施設計画）の策定に係る留意点について	46	(2)
		意見 4	学校施設の総量縮減に向けた留意点について	47	(2)
		意見 5	教育センター再編後の跡地活用に係るコスト負担について	48	(2)
		意見 6	教育委員会における施設整備に係る所管課・室間の連携について	49	(2)
第 4	1. 総務課	結果 1	学校園文書等集配業務の委託先における任意保険加入について	53	(1)
		結果 2	アルバイト出勤日数の誤りについて	53	(1)
		結果 3	随意契約理由について	56	(1)
		結果 4	請求書等の日付について	56	(1)
		意見 7	警備日誌に記載された不備内容への対応について	56	(2)
		意見 8	巡回サービスの報告書への対応について	57	(2)
第 4	2. 施設整備課	結果 5	契約分割による少額随意契約について	61	(1)
		意見 9	各学校園における消防設備の設置状況の把握について	61	(1)
		意見 10	収入印紙の貼付額の確認について	62	(1)
		意見 11	予算科目の区分に係る基準の設定について	65	(1)
		意見 12	学校施設の固定資産関連情報の一元化について	70	(2)
		結果 6	公立学校施設整備計画の事後評価公表の遅延について	71	(1)
		意見 13	余裕教室の活用の可能性について	72	(2)
		意見 14	地方分権一括法による事務に係る譲与漏れ土地について	72	(1)
		結果 7	原動機付自転車の存否・場所等の状況把握について	75	(1)

区分		監査の結果及び意見		ページ	備考
第 4 3.	学校給食課	結果 8	学校給食調理等業務委託における提出書類について	80	(1)
		意見 15	学校給食配送業務委託における検便検査の報告について	82	(1)
		意見 16	給食会において維持すべき純資産の額について	84	(2)
		意見 17	給食会運営補助金の支出の効果について	85	(2)
		意見 18	給食会の職員体制の充実及び独立性の確保について	86	(2)
第 4 4.	学事課	結果 9	学事システムの保守点検業務に係る点検結果報告書の徴取について	90	(1)
		結果 10	就学援助認定審査委員会の審議記録について	92	(1)
		意見 19	学校規模適正化における公共施設の総量縮減への対応について	94	(2)
		意見 20	債権管理事務の更なる適正化について	96	(2)
第 4 5.	教職員課	結果 11	教職員向け人事給与システム機器一式保守における結果報告書の徴取について	100	(1)
		結果 12	歯科健康管理指導業務に係る委託契約における調度課との合議について	103	(1)
		結果 13	随意契約に係る理由書の作成、保存について	104	(1)
		意見 21	学校園医等の配置について	105	(2)
		意見 22	学校園医等の報酬の予算額の積算根拠について	106	(2)
		意見 23	学校園医等の執務管理について	107	(2)
		意見 24	オージオメータの取扱いについて	107	(2)
		結果 14	産業医の執務管理について	110	(2)
		意見 25	面接指導産業医の執務状況について	110	(2)
		意見 26	学校運営経費の管理について	112	(1)
意見 27	教職員課におけるスポーツ振興センター負担金の回収管理について	112	(1)		
意見 28	学校園におけるスポーツ振興センター負担金の回収状況の把握について	113	(1)		

区分		監査の結果及び意見		ページ	備考
第 4 6.	学校教育 推進室	意見 29	幼稚園支援員の活動形態について	118	(2)
		意見 30	障害児送迎業務の利用状況について	118	(2)
		意見 31	ALT 勤務日数の仕様書との差異について	122	(2)
		結果 15	収支決算書の確認について	127	(1)
		意見 32	トライアルスクール推進事業の委託料で購入した備品の管理について	127	(2)
		意見 33	備品等の購入のタイミングについて	128	(1)
		意見 34	愛ガード運動協力員の確保について	132	(2)
		意見 35	スクールサポーター等の活動形態について	135	(2)
		意見 36	クラブ活動運営費補助事業で購入した備品の管理について	138	(2)
		意見 37	学校園教育活動支援事業の委託料による学校経費の支出について	141	(2)
		意見 38	学校園教育活動支援事業の委託料で購入した備品の管理について	142	(2)
		意見 39	消耗品等の購入のタイミングについて	143	(1)
		意見 40	負担金等の金額の妥当性について	146	(2)
		結果 16	KWM モデル事業に係る委託業務の見積書について	150	(1)
第 4 7.	教育 センター	意見 41	電話相談の受付状況について	156	(2)
		意見 42	警備業務の委託内容について	159	(2)
		意見 43	教育センター図書・資料の利用方法について	160	(2)
		結果 17	委託研究に関する見積りの入手について	163	(1)
第 4 8.	学校園	結果 18	個人的な立替えによる切手の購入について	169	(1)
		意見 44	日新高等学校における LAN 配線業務委託に係る仕様書について	169	(1)
		結果 19	備品管理の適正化について	173	(1)
		結果 20	毒劇物管理の適正化について	175	(1)
		結果 21	現金及び預金の管理の厳格化について	178	(1)
		意見 45	学校徴収金に係る現金及び預金の現物管理について	179	(1)
		意見 46	物品の検収時の取扱いについて	179	(1)
		意見 47	学校徴収金に係る予算及び決算の通知について	179	(1)
		結果 22	学校徴収金に係る監査体制の確立について	180	(1)
		意見 48	学校徴収金の滞納に伴う問題点	180	(1)
		意見 49	学校園関係団体の事務の取扱いについて	181	(1)
		意見 50	公費と私費の負担関係の明確化について	181	(2)
意見 51	学校徴収金に係る事務の統一化について	184	(2)		

3. 監査対象に係る共通的事項

(1) 本項における記載項目

教育委員会事務局各所管課・室に対する監査の結果及び意見については、「第4 監査の結果及び意見（各論）」において、各所管課・室ごとに記載している。一方、本項では、教育委員会事務局各所管課・室に対する監査において検出された事項であるが、教育委員会事務局あるいは東大阪市全体としての対応が求められる事項（意見）を記載している。

(2) 監査の結果及び意見

① 契約事務及び履行確認に係る事項

ア) 施設整備に係る予定価格及び最低制限価格の事前公表について【意見1】

1) 教育委員会事務局の競争入札における落札状況

平成28年度における施設整備課、学事課及び教育センターの建設工事等の競争入札による契約を調査したところ、表37のとおり、契約件数201件のうち約8割にあたる157件において最低制限価格での複数の応札者によるくじ引きで、落札者が決定されていた。

表37 教育委員会事務局（施設整備課、学事課及び教育センター）における競争入札の状況

(単位：件)

入札種別	契約件数			最低制限価格による落札	
	工事	委託	合計	件数	割合
一般競争入札	63	11	74	74	100%
指名競争入札	127	—	127	87	68.5%
合計	190	11	201	157	78.1%

この点、東大阪市において一般競争入札及び指名競争入札に際して、予定価格及び最低制限価格（以下「予定価格等」という。）の事前公表を行っていることが、その一因となっていることを否定できない。

東大阪市が予定価格等を事前公表している理由は、次のとおりである。

- | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>ア. 事後公表を行うには、入札前に入札関係職員から予定価格に関する情報等を得て入札の公正を害そうとする不正行為を抑止するため、談合等に対する発注者の関与を排除するための措置を徹底する必要がある、相当の事務負担が想定される。</p> <p>イ. 地方公共団体においては、予定価格の事前公表を禁止する法令の規定はない。えに、事前公表を行うことで、情報公開に資することになり、透明性、公平性の担保にもなる等のメリットがある。</p> |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

2) 国及び他の地方公共団体の動向

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 17 条の規定に基づき、国は「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（以下「適正化指針」という。）を定めなければならないとされている。適正化指針においては、予定価格等の公表について、次のように記載されている。

【適正化指針（平成 26 年 9 月 30 日閣議決定）抜粋】

第 2 入札及び契約の適正化を図るための措置

4 主としてその請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結の防止に関する事項

(5) 低入札価格調査の基準価格等の公表時期に関すること

低入札価格調査の基準価格及び最低制限価格を定めた場合における当該価格については、これを入札前に公表すると、当該価格近傍へ入札が誘導されるとともに、入札価格が同額の入札者間のくじ引きによる落札等が増加する結果、適切な積算を行わずに入札を行った建設業者が受注する事態が生じるなど、建設業者の真の技術力・経営力による競争を損ねる弊害が生じうることから、入札の前には公表しないものとする。

予定価格については、入札前に公表すると、予定価格が目安となって競争が制限され、落札価格が高止まりになること、建設業者の見積努力を損なわせること、入札談合が容易に行われる可能性があること、低入札価格調査の基準価格又は最低制限価格を強く類推させ、これらを入札前に公表した場合と同様の弊害が生じかねないこと等の問題があることから、入札の前には公表しないものとする。なお、地方公共団体においては、予定価格の事前公表を禁止する法令の規定はないが、事前公表の実施の適否について十分検討した上で、上記弊害が生じることがないように取り扱うものとし、弊害が生じた場合には、速やかに事前公表の取りやめを含む適切な対応を行うものとする。

なお、入札前に入札関係職員から予定価格、低入札価格調査の基準価格又は最低制限価格を聞き出して入札の公正を害そうとする不正行為を抑止するため、談合等に対する発注者の関与の排除措置を徹底するものとする。

(注) 下線は監査人による。

一方、「入札契約適正化法等に基づく実施状況調査の結果について」（平成 29 年 12 月 25 日国土交通省・総務省・財務省）によると、最低制限価格制度を導入している団体のうち、最低制限価格の事後公表（事前公表又は非公表との併用を含む。）を行っている市区町村（指定都市を除く。）は 928 団体（63.1%）となっている。また、最近の事例では芦屋市（平成 26 年 1 月）、宝塚市（平成 27 年 4 月）などが予定価格又は最低制限価格を事前公表から事後公表に変更している。

3) 東大阪市における予定価格等の公表のあり方

予定価格等の事前公表にはメリット及びデメリットがあり、また、法令の義務づけはない。さらには、事後公表とすることにより、契約事務が各所管課・室に分散していることに伴う情報漏洩の防止や情報管理の適正化に対応するために、相当なコストがかかることも理解できるところである。

このように、予定価格等の事前公表と事後公表の適否については、両者のメリット及びデメリットを比較考量した上で判断することが必要であるが、例えば、契約内容を吟味し、事前公表と事後公表の対象を峻別することも考えられる。

また、一定金額以上の入札案件において、事後公表を試行的に導入するなどして、最低制限価格の公表時期と落札価格の関係性を検証することも考えられる。

一方、平成 29 年 6 月に地方自治法が改正され、都道府県知事及び指定都市の市長は、内部統制に関する方針を定め、これに基づき必要な体制を整備しなければならないこととされた（平成 32 年（2020 年）4 月 1 日施行）。中核市である東大阪市においては、内部統制体制の整備は努力義務にとどまるが、今後、契約事務の執行に関しても内部統制の考え方を導入し、更なる事務の適正化に努めることが望ましい。そして、内部統制の目的の一つには「業務の有効性及び効率性」もあり、内部統制体制の整備により、事務負担の発生という予定価格等の事前公表のデメリットを低減することも期待できる。

なお、平成 21 年度包括外部監査報告書においても、「最低制限価格事前公表制度の見直し（意見）」（162 ページ）として、同趣旨の指摘が行われており、実際の入札金額を基準として最低制限価格を設定する「変動型最低制限価格」制度の導入を提案している。

以上を勘案して、東大阪市において、財務部調度課が中心となり、予定価格等の公表のあり方について今後も継続的に検討されることを期待する。

イ) 工事検査の情報開示促進について【意見2】

学校施設の整備に係る工事の実施状況や検査の確認は、他の東大阪市が発注する工事と同様、財務部検査室が工事検査実施基準に基づき実施している。工事検査実施基準によれば、財務部検査室が工事完了後、速やかに、A（優れている）からE（劣る）の5段階による成績評定を行い、工事監督職員を通じて事業者に書面にて通知することとされているが、インターネット等による成績評定の公表は行われていない。ただし、E評定となった場合には、入札参加停止処分となり、東大阪市のホームページにその処分内容が掲載されることから、結果的に公表されることになる。

これは、東大阪市では工事成績評定について、長年、市民や事業者等からの開示の要請がなかったこともあり、不開示情報として取り扱っているためとのことである。

しかし、インターネットでの公表は義務づけられているわけではないが、学校施設の工事検査の結果の公表は、事業者に対して適度な緊張関係と競争性をもたらすとともに、工事施工の品質向上を促すための手法であると考えられる。また、市内の事業者にとっては、学校施設に係る工事検査の結果を自らの技術力の優位性を示す手段として活用する可能性も期待できる。

東大阪市においても、他都市における工事検査の情報開示の取組みも参考にしながら、学校施設を含む工事施工の品質向上と市民への説明責任の履行を図るため、財務部検査室が中心となり、庁内調整を図りながら、インターネットでの工事成績評定の公表を含めた情報開示のあり方について検討することが望ましい。

② 公共施設等総合管理計画に係る事項

ア) 概要

東大阪市では、総務省より「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」（平成26年4月22日総財務第74号）が発出され、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画の策定に取り組むよう要請が行われたことを受け、平成27年12月に「東大阪市公共施設等総合管理計画」（以下「総合管理計画」という。）を策定した。

そして、総合管理計画においては、公共施設等の管理に関する基本方針を次の体系により整理している。

1. 適正な維持管理による長寿命化の実現
 - (1) 適正な維持管理の推進
 - (2) 公共施設等の長寿命化
 - (3) 公共施設等の安全性の向上と機能性の確保
2. 社会情勢の変化を踏まえた施設の総量縮減
 - (1) ソフト・ハード両面の現況把握
 - (2) 施設の機能・役割の見直しによる、統廃合を含めた施設の再配置
 - (3) 市民ニーズの把握
3. 民間との連携による効率的・持続可能な市民サービスの提供
 - (1) 施設のライフサイクルコストの縮減
 - (2) 市民サービスの質的向上と継続性の確保
 - (3) 官民の適切な役割分担の推進

イ) 学校施設の長寿命化計画（個別施設計画）の策定に係る留意点について

【意見3】

総合管理計画における基本方針の「1. (2) 公共施設等の長寿命化」においては、施設の耐震化や劣化対策を進め、良質な公共施設として長寿命化とライフサイクルコストを縮減することとしている。

この点、施設整備課によると、学校施設に関しては、平成32年度（2020年度）までに文部科学省の「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」及び「同解説書」（以下「手引等」という。）における70から80年程度の耐用年数をもとに、学校施設におけるライフサイクルコストシミュレーション等を行い、技術的な検討も踏まえ目標耐用年数を設定し、庁内関係部局と調整を行いながら個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）を策定する予定とのことである。しかし、文部科学省の手引等は標準的な長寿命化計画（個別施設計画）の様式や留意点を示したものであり、これをどのように取り入れるかは、最終的に東大阪市の方針に委ねられるものである。

このため、文部科学省の手引等から優先的に解消すべき制約や課題を選択し、東大阪市ならではの長寿命化計画（個別施設計画）につなげていく必要があると考える。

例えば、施設カルテを整備し、各施設の維持管理費の経年比較や施設種別ごとのデータ分析を行った上で、長寿命化のための改修工事の投資額だけでなく、維持管理費を含めたライフサイクルコストシミュレーションを行うことが考えられる。その際には、長寿命化計画（個別施設計画）策定に対して最も影響を与えるのが財政的制約であることにかんがみ、将来の財政負担の平準化を念頭に置いてシミュレーションする必要がある。

ウ) 学校施設の総量縮減に向けた留意点について【意見4】

総合管理計画においては、基本方針の「2. 社会情勢の変化を踏まえた施設の総量縮減」に係る学校園の個別方針として、「今後さらなる少子化が進むことが予想され、児童・生徒数が減少することは避けられない中、さらなる学校規模の適正化・総量縮減についても検討」していくとしている。

東大阪市の公共施設の延床面積は平成 27 年 4 月 1 日現在、1,069 千平方メートルであり、このうち、学校施設は、489 千平方メートルと市全体の 45.7% を占めている。学校施設の場合、児童・生徒の教育環境の整備の必要性という観点からすれば、これを総量縮減することの困難さは理解できるところである。しかし、公共施設の総量を縮減するためには、公共施設全体に占める割合が相対的に高い学校施設を検討の対象外とすることはできない。

施設整備課においても、学校施設を長寿命化せずに建替えした場合の財政的負担は厳しいものになることを認識しており、将来的に総量縮減を推進していく必要があると考えている。ただし、足元では平成 31 年度以降の中学校給食実施に伴う給食配膳室の整備など、面積が増える要素もある。給食配膳室については、できるだけ校舎内に収容し、増築などは最小限となるよう学校側と調整しているとのことであるが、現在のところ、学校施設全体として、どの程度の総量縮減を目指すのかという目標については、設定できる状況にないとのことである。

また、総合管理計画においても、公共施設の総量縮減の必要性については言及しているものの、これをどの程度にするのかの方針については記載されていない。

この点、東大阪市全体の公共施設の総量縮減目標設定の是非の検討を踏まえて、学校施設の総量縮減の位置づけとそれに基づく方針を決定し、跡地活用のあり方も含め、庁内協議を進めるとともに、その内容等について市民へ丁寧に説明することが求められる。

エ) 教育センター再編後の跡地活用に係るコスト負担について【意見5】

総合管理計画における基本方針の「3. (3) 官民の適切な役割分担の推進」においては、施設総量を縮減してできた土地や建物等の市有財産は、積極的に民間への賃貸や売却を図ることとしている。

また、総合管理計画の策定に先立つ平成25年11月には、「東大阪市公共施設再編整備計画」（以下「再編整備計画」という。）が策定され、老朽化や耐震性に課題があり、早急に課題を解決しなければならない一部の公共施設を対象に、新設、更新や大規模修繕とあわせて周辺の公共施設を集約化・複合化する再編整備の方向性とともスケジュールを示し、その実現に向けて取組みを進めている。

現教育センターについては再編整備計画に基づき移転することとされ、移転先として適正化基本方針で統合となる学校の跡地等を中心に検討を進めた結果、旧永和小学校跡地に新教育センターを再整備することとなった。新教育センターについては、平成28年度は実施設計事業、平成29年度は本工事業業が実施され、平成30年4月に竣工する予定である。

一方、現教育センター及び隣接する荒川庁舎は取り壊され、跡地活用することは決まっていたが、その後の具体的な対応については示されないまま現在に至っている。今般、経営企画部資産経営室では、平成29年1月に公表された「市民会館跡地及び荒川庁舎敷地活用方針」に基づき、平成29年10月に跡地の有効活用を民間事業者の活力を活用して優れた事業提案を促すことを目的とした、サウンディング型市場調査を実施している。サウンディング型市場調査結果の概要は平成30年2月以降に公表され、その後、現教育センターの撤去費用を民間事業者の負担とした上で、具体的な民間施設の導入方針が決定されることになる。今後は、公募手続きの仕様書を作成した後に公募を行い、契約締結の手続きを予定しているとのことである。

その間、現教育センター施設は使用する計画は特段なく、遊休の状態のまま現存し、その間の維持管理に少なからぬ費用を要することになる。ちなみに、施設が遊休になっても発生することが見込まれる機械警備業務及び樹木剪定業務に係る委託料は、平成29年度実績で1,024千円支出されている。

当初、教育センターの移転は平成25年11月の再編整備計画で決定されており、再編整備計画に示された公共施設の再配置スケジュールでは、平成28年度に民間事業者から提案募集し、平成29年度から30年度にかけて民間施設的设计工事の予定となっていた。

しかし、現教育センターの移転自体が遅れたことなどから、当初の公共施設の再配置スケジュールから1年程度ずれることとなった。

現在実施しているサウンディング型市場調査は、撤去工事等の遅れを取り

戻し、速やかに工事を進めるための工夫として実施されているところであるが、平成 25 年 11 月時点を起点として、教育センター跡地の有効活用の計画を策定し、平成 29 年度末までに跡地の有効活用が決定されたならば、平成 30 年度から速やかに、現有施設の撤去工事等を開始できた可能性もあると考えられる。

今後とも公共施設の廃止・統合に伴う跡地活用の検討を行う場合には、スピード感をもって進め、維持管理に係る経費や人員の負担を最小限にとどめるよう努めることが望まれる。

③ 教育委員会事務局の組織体制に係る事項

ア) 教育委員会における施設整備に係る所管課・室間の連携について【意見6】

施設整備課を除く教育委員会事務局各所管課・室において、学校施設の整備を行う場合、予算を執行する各所管課・室が建設局建築部建築営繕室等と個別に工事に関する各種調整を行っている。

一方、学校施設の整備事業を所掌する施設整備課は、他の教育委員会各所管課・室から執行委任を受けたり、必要に応じて建築営繕室等との調整を行ったりして、各所管課・室の事務を補完している。しかし、施設整備課の関与形態については、年度や案件ごとにその都度、方針が決定されているように見受けられる。これは、東大阪市教育委員会事務分掌規則に、学校施設の整備に係る連携調整業務について明記されていないことが一因であるように思われる。

学校施設の整備に関する豊富な情報や知見を有する施設整備課が、組織的に他の所管課・室を支援することは、教育委員会全体の効率的な事務手続きの実現に資するものと考えられる。したがって、施設整備課に学校施設の整備を統括管理する役割を果たすための機能を明確にし、所管課・室との連携を前提にした調整機能を担う体制を整備することが望まれる。

なお、現状では、東大阪市行政委員会等補助職員専決規程第 3 条第 1 項（別表第 1）により、施設整備課に関する専決事項は教育施設の補修工事の起工決定及び予定価格の設定 1 千万円未満となっている。すなわち、施設整備課が関与できるのは 1 千万円未満の学校施設の整備等に係る工事であり、それ以上は建築営繕室が所管している。このため、同じ学校施設の整備でも金額により所管する案件が異なることとなる。また、東大阪市教育委員会事務分掌規則では、施設整備課の事務分掌として、「教育施設の営繕に関すること」、「教育施設の工事設計及び施工に関すること」が規定されており、学校施設だけでなく教育施設も視野に入ることとなる。

これらの点も含め、教育委員会における施設整備課の位置づけのあり方や専決事項なども見直しの余地があると考えられる。

第4 監査の結果及び意見（各論）

1. 教育総務部総務課

【概要】

① 総務課の事務分掌

東大阪市教育委員会事務分掌規則は、総務課の事務分掌について次のとおり定めている。

- (1) 教育委員及び教育長の秘書に関すること。
- (2) 教育委員会の会議に関すること。
- (3) 他の教育委員会との会議及び連絡に関すること。
- (4) 表彰に関すること。
- (5) 公印の管理並びに文書の受発及び保存に関すること。
- (6) 教育委員会規則の審査に関すること。
- (7) 経伺文書の審査に関すること。
- (8) 教育委員の報酬及び教育長の給与に関すること。
- (9) 職員(教職員を除く。以下同じ。)の任免、分限、懲戒、服務その他身分に関すること。
- (10) 職員の給与及び旅費に関すること。
- (11) 被扶養者の認定に関すること。
- (12) 職員の研修、福利、厚生及び健康診断に関すること。
- (13) 職員の人事及び給与制度に関すること。
- (14) 職員の組織する職員団体及び労働組合に関すること。
- (15) 渉外及び広報に関すること。
- (16) 部に属する陳情、要望及び請願に関すること。
- (17) 電子計算機器等の導入、利用及び調整に関すること。
- (18) 教育行政情報の収集、管理、調査、提供及び相談に関すること。
- (19) 他の部、室及び課の主管に属しないこと。

(平成28年度における事務分掌を記載している。なお、平成29年4月1日に教育企画室と教育総務部総務課の業務を再編し、教育政策室を設置するとともに、教育総務部内に教育管理課を設置するなどの組織改編が行われたため、平成29年度においては、主に教育管理課が本項における監査の対象となった事務を分掌している。)

② 平成 28 年度決算額の内訳

総務課の平成 28 年度決算額の内訳は表 38 のとおりである。

表 38 平成 28 年度決算額の内訳（総務課）

（単位：千円）

項	目	事業	決算額	監査対象
教育総務費	教育委員会費	教育委員会事務管理費	6,742	●
	事務局費	学校園運営経費	158,154	●(1)
		教育委員会嘱託 ・アルバイト経費	89,067	●
		教育総務事務管理費	4,244	●
		教育委員会表彰経費	846	
		学校園校務員室整備経費	631	
小学校費	学校管理費	小学校施設管理費	232,778	●(2)
		小学校運営経費	54	
中学校費	学校管理費	中学校施設管理費	107,128	●(2)
		中学校運営経費	4	
高等学校費	高等学校費	日新高等学校施設管理費	10,419	●(2)
		日新高等学校運営経費	157	
幼稚園費	幼稚園費	幼稚園施設管理費	5,448	●(2)
		幼稚園運営経費	1	
小計（監査の対象）			615,679	
社会教育費	社会教育総務費	社会教育事務管理費	278	※
保健体育費	保健体育総務費	保健体育事務管理費	50	
合計			616,008	

（注）「監査対象」欄には、監査対象とした事業について●を付すとともに、以下の「監査の結果及び意見」に記載のある事業について該当項目の番号を併記している。

※…社会教育費及び保健体育費は監査の対象としていない。

(1) 運営経費

① 概要

ア) 事業の内容

学校園校務員等、各学校園における嘱託・アルバイト等の報酬及び賃金の支払い、並びに学校園文書等集配業務等が含まれる。

イ) 事業費の推移

過去3年間の事業費の推移は、表39のとおりである。

表39 事業費の推移（運営経費）

(単位：千円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
学校園運営経費	229,609	176,086	158,154

ウ) 平成28年度決算額の内訳

平成28年度決算額の内訳は、表40のとおりである。

表40 決算額の内訳（運営経費）

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
報酬	36,223	学校園の嘱託の報酬
共済費	19,329	学校園の嘱託・アルバイトの共済費
賃金	87,375	学校園のアルバイトの賃金
旅費	1,022	
需用費	1,219	
委託料	12,832	学校園における文書等集配業務
原材料費	28	
備品購入費	123	
合計	158,154	

② 監査の結果及び意見

ア) 学校園文書等集配業務の委託先における任意保険加入について

【監査の結果1】

東大阪市立学校園文書等集配業務は、学校園連絡室と市立学校園間において文書を定期的に集配するものであり、その概要は、表 41 のとおりである。

表 41 学校園文書等集配業務の状況

契約名	東大阪市立学校園文書等集配業務
契約先	JS 関西株式会社
契約期間	平成 26 年 6 月 1 日から平成 29 年 5 月 31 日
契約金額	月額 1,069,390 円
予定価格	月額 1,179,640 円
契約方法	指名競争入札
平成 28 年度支出額	12,832,680 円

本件業務の仕様書において、「対人：無制限、対物：無制限、搭乗者：3 千万円」の任意保険の加入が義務づけられていたが、委託先が加入していた保険証券を確認したところ、「搭乗者：2 千万円」となっており、仕様書に記載された要件を満たしていなかった。仕様書どおりに保険契約が締結されているかについて確認しておく必要がある。

イ) アルバイト出勤日数の誤りについて【監査の結果2】

学校園に勤務するアルバイトについては、当月 25 日に当月分の出勤日数の見込みが、また、翌月初めに確定した出勤日数が学校園から総務課に報告され、賃金の計算が行われる仕組みとなっている。

この点、平成 28 年 6 月下旬に提出されたある学校の「6 月分アルバイト出勤日数報告書」において、アルバイトの出勤日数が 17 日になっており、賃金の支給についても 17 日で計算されていた。

しかし、当該アルバイト職員は、当初出勤しない予定であった 6 月 8 日に出勤していたため、実際の出勤日数は 18 日であった。平成 28 年 7 月 4 日付で提出された「6 月分アルバイト出勤日数報告書」においては、同日を出勤に訂正されていたものの、報告時における確認が十分でなかったため、訂正前の日数のまま、1 日不足した金額で賃金が計算され、支給されたものである。なお、不足した賃金は翌月の 7 月に追加支給されている。

アルバイトの出勤日数管理は、賃金の支給に影響を与えるため、当初の予定から変更になった場合においても、出勤日数を正確に把握しうる仕組みを整備する必要がある。

(2) 施設管理費

① 概要

ア) 事業の内容

市立小学校、中学校、高等学校及び幼稚園の夜間警備業務を委託している。

イ) 事業費の推移

過去3年間の事業費の推移は、表42のとおりである。

表42 事業費の推移（施設管理費）

(単位：千円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
小学校施設管理費	213,972	223,538	232,778
中学校施設管理費	100,856	109,599	107,128
日新高等学校施設管理費	10,075	10,404	10,419
幼稚園施設管理費	5,406	5,406	5,448

ウ) 平成28年度決算額の内訳

平成28年度決算額の内訳は、表43のとおりである。

表43 決算額の内訳（施設管理費）

(単位：千円)

	小学校 施設管理費	中学校 施設管理費	日新高等学校 施設管理費	幼稚園 施設管理費
委託料	232,778	107,128	10,419	5,448

エ) 契約の状況

学校園夜間警備業務に係る主な委託契約の状況は、表 44 のとおりである。

表 44 委託契約の状況（学校園夜間警備業務）

契約名	東大阪市立学校管理業務（東・中）
契約先	有限会社ファシリティズ・マネジ
契約期間	平成 26 年 10 月 1 日から平成 29 年 9 月 30 日
契約金額（注）	513, 228, 400 円
予定価格	525, 776, 960 円
契約方法	指名競争入札
平成 28 年度支出額	171, 077, 790 円
契約名	東大阪市立学校管理業務（西）
契約先	大日警管財株式会社
契約期間	平成 26 年 10 月 1 日から平成 29 年 9 月 30 日まで
契約金額（注）	444, 841, 640 円
予定価格	455, 710, 660 円
契約方法	指名競争入札
平成 28 年度支出額	142, 691, 560 円
契約名	市立幼稚園等機械警備業務
契約先	セコム株式会社
契約期間	平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日
契約金額	当初契約：5, 481, 113 円 変更契約：5, 448, 707 円
契約方法	随意契約（自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号）
平成 28 年度支出額	5, 448, 707 円

（注）契約期間における契約総額を記載している。

表 44 に記載した委託契約のほか、学校園の夜間警備業務については、8 件（支出金額合計 36, 557, 140 円）の委託契約がある。

② 監査の結果及び意見

ア) 随意契約理由について【監査の結果3】

市立幼稚園等機械警備業務については、平成28年度において、セコム株式会社との間で、随意契約を締結している。

本件契約の随意契約理由については、総務課が作成した随意契約理由書において、「市立幼稚園警備業務については、従前より機械警備でセコム株式会社に委託している。本来であれば入札を実施し長期継続契約を締結することが望ましい。しかし、現在、市立幼稚園のあり方については、種々検討をされているところであり、長期継続契約にはなじまないの、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約する。」とされている。総務課の事務を引き継いだ教育管理課の説明によれば、市立幼稚園等機械警備業務は長期継続契約を前提とした競争入札とすべきであるが、東大阪市では、現在、幼稚園の再編の検討がなされており、長期継続契約とすることが困難であるため、現在契約中の警備会社と随意契約したとのことである。

しかしながら、自治令第167条の2第1項第2号は、契約の目的である業務について特定の者でなければ履行できないような場合に適用される条項であり、長期継続契約になじまないの同号により随意契約を行うという理由は適切でない。

ただし、現在契約中の警備会社がすでに警備機器を設置しているので、当該警備会社と契約することが有利となる可能性はある。すなわち、自治令第167条の2第1項第6号の「競争入札に付することが不利と認められるとき」に該当する可能性はあると考えられる。

いずれにしても、随意契約を行う場合、その理由についての的確に記載しておく必要がある。

イ) 請求書等の日付について【監査の結果4】

東大阪市立学校管理業務の警備業務に係る月々の請求書及び業務履行完了届を閲覧したところ、それぞれに日付が記載されていないものが見受けられた。請求書等の日付は政府契約の支払遅延防止等に関する法律における支払時期の起点を明確にするものであるの、記入するように依頼する必要がある。

ウ) 警備日誌に記載された不備内容への対応について【意見7】

学校園夜間警備業務においては、点検結果を含めた夜間の警備状況を記載した警備日誌が作成され、学校園に提出される。

このうち、複数の小学校の警備日誌について、平成 28 年 4 月分から平成 29 年 3 月分まで閲覧したところ、学校において警備日誌の記載内容を確認していることを示す証跡（押印等）が残されていなかった。

また、ある学校の警備日誌によれば、表 45 のように、警備員から再三にわたって施錠不備等に関する注意喚起がなされていたにもかかわらず、短期間に同様の不備が継続して発生している。これは施錠不備等の情報が教職員に共有されていないことが原因と考えられる。

表 45 警備日誌における施錠不備等の記載

日付	不備確認場所	不備内容
10 月 24 日(月)	体育館正面左	未施錠
	体育館舞台西側	未消灯
10 月 25 日(火)	1-1 (2ヶ所)	未施錠及び未消灯
10 月 26 日(水)	英語指導教室 (後)	未施錠
	6-1 (2ヶ所)	未施錠
	図工室 (4ヶ所)	未施錠
10 月 28 日(金)	図工室	未消灯
11 月 1 日 (火)	家庭科室廊下	未消灯
	本館 2F 西廊下	未消灯
11 月 2 日 (水)	中学年分割教室 (前)	未施錠

施錠不備等により、不審者等の侵入による意図せざる損害が発生する可能性もあるので、警備日誌に未施錠等の記載があった場合には、教職員に周知して注意を喚起する必要がある。また、各学校園においては、警備日誌の内容を確認の上、確認印等を押すことが望ましい。

エ) 巡回サービスの報告書への対応について【意見8】

市立幼稚園等機械警備業務に係る委託契約の業務内容は、防犯サービス、火災監視サービス及び巡回サービスの報告となっている。

巡回サービスの報告書によれば、「施錠もれ不完全施錠」が年間で合計 61 件発生している。幼稚園は全部で 19 園あるが、このうち、1 年間不備がなかった園は 8 園である一方、「施錠もれ不完全施錠」が年間 19 件発生している幼稚園がある。施錠不備で不審者等が侵入するリスクが増加するので、このような不備報告は速やかに当該幼稚園の教職員全員に周知し、施錠不備がないことを十分に確認して退園する必要がある。また、ドア等が施錠しにくい構造であるなど、園の施設上の不備がある場合は速やかに改修等の対応する必要がある。

2. 教育総務部施設整備課

【概要】

① 施設整備課の事務分掌

東大阪市教育委員会事務分掌規則は、施設整備課の事務分掌について次のとおり定めている。

- (1) 学校園施設に係る学習環境整備の企画及び計画に関すること。
- (2) 学校園の整備事業に関すること。
- (3) 学校園施設の建築工事計画に関すること。
- (4) 学校園施設の維持管理及び用地に関すること。
- (5) 学校園施設の防災に関すること。
- (6) 学校園の樹木等の配布及び剪定に関すること。
- (7) 学校園の教材教具その他の設備及び物品の管理及び整備に関すること。
- (8) 学校園の教材教具その他の設備及び物品の整備に係る調査に関すること。
- (9) 学校園の物品供給契約に係る検査（学校における1件50,000円以内の消耗品、修繕料、原材料及び備品（教材及び教具に係るものに限る。）に係るものを除く。）に関すること。
- (10) 学校園に係る物品その他の出納に関すること。
- (11) 教育施設の営繕に関すること。
- (12) 教育施設の工事設計及び施工に関すること。

（平成28年度における事務分掌を記載している。）

② 平成 28 年度決算額の内訳

施設整備課の平成 28 年度決算額の内訳は表 46 のとおりである。

表 46 平成 28 年度決算額の内訳（施設整備課）

（単位：千円）

項	目	事業	決算額	監査対象
教育総務費	事務局費	教育総務事務管理費	1,351	
	学校保健費	学校園保健経費	29,955	●
小学校費	学校管理費	小学校施設管理費	585,471	●(1)
		小学校運営経費	80,689	●(2)
		小学校維持補修費	77,926	●(2)
	学校建設費	小学校建設事業	1,155,631	●(3)
中学校費	学校管理費	中学校施設管理費	298,367	●(1)
		中学校運営経費	71,201	●(2)
		中学校維持補修費	41,269	●(2)
	学校建設費	中学校建設事業	937,567	●(3)
高等学校費	高等学校費	日新高等学校整備事業	816,377	●(3)
		日新高等学校運営経費	35,972	●(2)
		日新高等学校施設管理費	22,925	●(1)
幼稚園費	幼稚園費	幼稚園整備事業	32,497	●(3)
		幼稚園施設管理費	24,484	●(1)
		幼稚園維持補修費	7,630	●(2)
		幼稚園運営経費	3,044	●(2)
合 計			4,222,362	

(注)「監査対象」欄には、監査対象とした事業について●を付すとともに、以下の「監査の結果及び意見」に記載のある事業について該当項目の番号を併記している。また、学校園における補助執行については含めていない。

(1) 施設管理費

① 概要

ア) 事業の内容

学校園における光熱水費、各種設備保守点検費、学校敷地の借地料など、学校施設の維持管理に関わる経費である。

イ) 事業費の推移

過去3年間の事業費の推移は、表47のとおりである。

表47 事業費の推移（施設管理費）

(単位：千円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
小学校施設管理費	687,693	636,806	585,471
中学校施設管理費	390,828	343,981	298,367
日新高等学校 施設管理費	31,154	30,600	22,925
幼稚園施設管理費	30,345	27,707	24,484

ウ) 平成28年度決算額の内訳

平成28年度決算額の内訳は、表48のとおりである。

表48 決算額の内訳（施設管理費）

(単位：千円)

	小学校 施設管理費	中学校 施設管理費	日新高等学校 施設管理費	幼稚園 施設管理費
賃金	998	478	-	421
需用費	454,655	194,837	21,106	16,475
役務費	36,555	22,719	1,149	2,850
委託料	26,696	22,124	641	1,063
使用料 及び賃借料	66,565	58,207	29	3,672
合計	585,471	298,367	22,925	24,484

② 監査の結果及び意見

ア) 契約分割による少額随意契約について【監査の結果5】

役務費（手数料）に係る施設整備課の執行記録を閲覧した結果、契約の外形から判断すると、随意契約の金額基準である 50 万円（東大阪市財務規則第 108 条の 2 第 6 号）を下回るように契約分割しているとも捉えられる表 49 の事例があった。

表 49 契約分割と捉えられる事例

(単位：円)

支出負担行為日付	契約先	金額	内容
平成 28 年 4 月 27 日	光伸株式会社	249,480	プール循環ろ過装置点検
		285,120	

契約金額を分割・細分化して締結することは、競争入札を原則とする契約手続きを潜脱する手段となりうるため、財務部長通知等において、特段の事情がない限り禁止されている契約手法である（例えば「各所属における契約事務の適正な執行について（通知）」平成 29 年 3 月 2 日、財務部長発各所属長宛）。

本件契約の内容は、プール循環ろ過装置点検業務であり、緊急的に発生するものではなく、契約を分割する特段の事情は見受けられない。また、本点検業務はあらかじめスケジュールを組んで実施することが可能であり、年度当初等の一定の時期に一括で契約を締結しても業務の質に影響を与えるものではない。加えて、各校の各種ろ過装置を点検できる専門業者に委託するなどしていることもあり、一括で契約を締結しても東大阪市に不利益な点はないのであるから、意図的な契約分割と捉えかねられない外形上の疑念を払拭するためにも、年間もしくは学期ごとでの点検スケジュールを組み、一括で契約を締結する必要がある。

イ) 各学校園における消防設備の設置状況の把握について【意見9】

各市立学校園の消防設備点検を委託するにあたっての随意契約の状況は、表 50 のとおりである。

表 50 消防設備点検に係る委託契約の概要

(単位：円)

点検対象	契約金額	契約形態
縄手東小学校他 8 校	2,221,020	随意契約
縄手小学校他 8 校	2,221,020	随意契約
縄手中学校他 8 校	2,221,020	随意契約
縄手北幼稚園他 9 園	577,800	随意契約

随意契約の理由書によれば、「学校の消防設備点検業務については、(中略)複雑な構成になっており、また学校全体の設計図面もないため学校運営に支障がないよう短期間で点検をおこなうには各学校園の施設に精通している必要がある。」との内容が記載されている。

この随意契約理由は、施設整備課及び各学校園では詳細な消防設備の設置状況を把握していないため、その状況を熟知する業者に依頼しなければ有効な施設管理ができないことを示している。

消防設備点検業務は、一般的には入札になじむ業務と考えられるが、上記の理由から随意契約となっており、契約手続きにおける経済性の発揮が十分とはいえない。また、施設整備課及び各学校園が消防設備の設置状況を把握しておかなければ点検業務に対する完了検査は形式的なものにとどまるものと考えられる。

したがって、施設整備課及び各学校園は、詳細な消防設備の設置状況を把握した上で、当該設備の点検業務について入札手続きを実施するとともに、対象物件内の消防設備が網羅的に点検されたかを含めた適切な完了検査を実施することが求められる。

なお、消防設備の実際の設置状況や設置年数を適切に把握することは、消防設備の更新計画の策定等に当たっても有用であると考ええる。

ウ) 収入印紙の貼付額の確認について【意見10】

施設整備課が締結する消防設備点検業務は、印紙税法別表第一第二号に該当する契約であるが、表 51 のとおり、貼付された収入印紙の額が適切でないものがあつた。施設整備課においては、相手方が貼付した印紙税の金額が適切であることを当該別表で確認し、修正の必要があれば相手方にこれを助言することが望まれる。

表 51 契約書における印紙の貼付状況

(単位：円)

点検対象	契約金額	印紙貼付額	適切な額
縄手東小学校他 8 校	2, 221, 020	500	1, 000
縄手小学校他 8 校	2, 221, 020	1, 000	1, 000
縄手中学校他 8 校	2, 221, 020	1, 000	1, 000

(2) 維持補修費・運営経費

① 概要

ア) 事業の内容

維持補修費は、学校園の施設の維持補修及び備品の修繕に関わる経費である。

また、運営経費は、教師用の教科書及び指導書購入費、通知票の印刷製本費、教材教具や校用器具の購入費等、学校園の運営に関わる経費である。

イ) 事業費の推移

過去3年間の事業費の推移は、表52のとおりである。

表52 事業費の推移（維持補修費・運営経費）

(単位：千円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
小学校維持補修費	78,641	78,547	77,926
中学校維持補修費	40,892	38,303	41,269
幼稚園維持補修費	14,705	13,019	7,630
小学校運営経費	69,587	132,339	80,689
中学校運営経費	51,016	52,047	71,201
日新高等学校運営経費	34,994	36,066	35,972
幼稚園運営経費	3,994	2,835	3,044

ウ) 平成28年度決算額の内訳

平成28年度決算額の内訳は、表53のとおりである。

表53 決算額の内訳（維持補修費・運営経費）

【維持補修費】

(単位：千円)

	小学校維持補修費	中学校維持補修費	幼稚園維持補修費
需用費	77,926	41,269	7,630

【運営経費】

(単位：千円)

	小学校運営経費	中学校運営経費	日新高等学校 運営経費	幼稚園運営経費
需用費	41,068	42,203	6,109	1,999
役務費	669	414	364	158
使用料 及び賃借料	-	-	26,494	-
備品購入費	38,951	28,584	2,376	886
負担金補助 及び交付金	-	-	627	-
合計	80,689	71,201	35,972	3,044

② 監査の結果及び意見

ア) 予算費目の区分に係る基準の設定について【意見11】

1) 修繕料

修繕料は、経常的経費の学校管理費に含まれる「施設管理費・需用費」及び「維持補修費・需用費」と投資的経費の学校建設費に含まれる「建設事業（又は整備事業）・需用費」のそれぞれの中に細節として設けられている。経常的経費は当年度の財源から支出されるべき短期的な費用であり、投資的経費は投資的補助金・地方債等の長期的な財源から支出される長期的な費用である。

平成 28 年度における修繕料の執行状況は、表 54 のとおりである。

表 54 修繕料の執行状況

(単位：千円)

	学校管理費		学校建設費
	施設管理費	維持補修費	建設（整備）事業
小学校	7,608	91,119	34,019
中学校	5,654	53,084	29,963
日新高等学校	2,479	-	1,961
幼稚園	-	8,092	-

施設整備課に対し、学校管理費と学校建設費に費目を区別する基準についてヒアリングを実施したところ、明確な区別の基準は設けておらず、過去にあった同様の事例を参考にしていることである。

例えば、支出の効果が短期に限られる修繕の支出を学校建設費に含めることは、支出を短期と長期に分け世代間負担等の財務情報を適切に開示するという趣旨を没却する結果を招くため妥当ではない。また、適切な予算・財源管理のためにも短期と長期の区分を正確に行うことは有用である。

2) 消耗品費

消耗品費は、経常的経費の学校管理費に含まれる「施設管理費・需用費」、「運営経費・需用費」及び「学校図書整備事業・需用費」と投資的経費の学校建設費に含まれる「建設事業（又は整備事業）・需用費」のそれぞれの中に細節として設けられている。

消耗品費に係る予算執行についても、修繕料と同様、用途に即して経常的経費と投資的経費の適切な区分に計上する必要がある。

平成 28 年度における消耗品費の執行状況は、表 55 のとおりである。

表 55 消耗品費の執行状況

(単位：千円)

	学校管理費			学校建設費
	施設管理費	運営経費	学校図書 整備事業	建設 (整備) 事業
小学校	2,302	116,237	7,169	10,706
中学校	1,489	101,281	10,289	7,448
日新高等学校	86	5,181	-	392
幼稚園	626	9,113	-	-

消耗品費の内訳として記載されている学校建設費の執行内容について施設整備課にヒアリングしたところ、印刷機械のインク等で短期に使用する目的のものであり、長期に使用する固定資産の取得に寄与する性質のものではないとのことであった。

適切な財務情報の開示及び予算・財源管理の実施の観点から、学校管理費と学校建設費の計上基準を明確にし、当該基準に従って執行されていることを確認することが望まれる。

(3) 学校建設事業（整備事業）

① 概要

ア) 事業の内容

学校建設事業（整備事業）の概要は表 56 のとおりである。

表 56 学校建設事業（整備事業）の概要

事業	事業の内容
小学校建設事業	小学校の施設整備や物品の整備
中学校建設事業	中学校の施設整備や物品の整備
日新高等学校整備事業	施設の整備工事費のほか、クラブ活動に関わる備品、消耗品など
幼稚園整備事業	幼稚園の施設整備や物品の整備

イ) 事業費の推移

過去 3 年間の事業費の推移は、表 57 のとおりである。

表 57 事業費の推移（学校建設事業（整備事業））

(単位：千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
小学校建設事業	1, 164, 650	1, 259, 658	1, 155, 631
中学校建設事業	688, 823	522, 599	937, 567
日新高等学校 整備事業	22, 944	44, 651	816, 377
幼稚園整備事業	72, 272	40, 866	32, 497

ウ) 平成28年度決算額の内訳

平成 28 年度決算額の内訳は、表 58 のとおりである。

表 58 平成 28 年度決算額の内訳（学校建設事業（整備事業））

(単位：千円)

	小学校 建設事業	中学校 建設事業	日新高等学校 整備事業	幼稚園 整備事業
需用費	37, 744	31, 318	2, 353	-
役務費	255	1, 353	-	-
委託料	44, 457	40, 752	22, 931	9, 573
使用料 及び賃借料	70, 201	-	-	-
工事請負費	959, 190	702, 015	789, 499	16, 266
公有財産購入費	1, 090	132, 500	-	-
備品購入費	42, 691	29, 628	1, 592	6, 657
合計	1, 155, 631	937, 567	816, 377	32, 497

1) 工事請負費

表 58 のうち、小学校建設事業、中学校建設事業及び日新高等学校整備事業における工事請負費の内訳は表 59 のとおりである。

表 59 施設整備課における工事請負費の内訳

(単位：千円)

事業	個別事業名	金額
小学校建設事業	学校トイレ洋式化事業	283,087
	大規模営繕事業	261,198
	非構造部材の耐震化事業	145,796
	北宮小学校プール改修事業	126,159
	暑さ対策施設整備事業	87,480
	その他	55,467
	合計	959,190
中学校建設事業	学校トイレ洋式化事業	406,841
	大規模営繕事業	129,627
	旧太平寺中学校解体整備	116,262
	非構造部材の耐震化事業	29,540
	その他	19,744
	合計	702,015
日新高等学校整備事業	日新高等学校耐震化事業	777,339
	その他	12,159
	合計	789,499

主な個別事業の概要は次のとおりである。

・学校トイレ洋式化事業

家庭や公共施設等では洋式トイレが一般的となっており、和式トイレに不慣れな子どもたちが増えていることから、老朽化対策とともにトイレの洋式化を進めている。具体的には、全小中学校におけるトイレの一系統を乾式トイレとし、便器を洋式化することに加えて、1階には多目的トイレを設置することとし、計画していた事業は平成 28 年度に全校完了した。

・大規模営繕事業

学校施設に通う子どもたちが、安全かつ快適な学校生活を送ることができるよう、学校施設の初期機能を維持するための老朽化対策を実施しており、外壁改修、鋼製サッシの取替え、屋上防水改修、受変電設備改修及びプール槽塗装などを実施している。

- ・非構造部材の耐震化事業

大規模地震時の非構造部材（小中学校の体育館における高天井空間の照明器具、設備機器など）の落下による事故等を防ぐため、非構造部材の耐震化を進めている。具体的には、体育館のサッシ、バスケットゴール等は、平成 28 年度までに補強工事等を実施し、対象校の全てにおいて完了した。また、照明器具等は大規模営繕事業の予算の中で計画的に修繕工事を実施している。

- ・暑さ対策施設整備事業（ドライミスト整備）

小学校普通教室の暑さ対策のため、教室の窓側（外部）にドライミストの整備を進めている。平成 23 年度に試行導入し、室温が 1～2 度低くなるなど効果が検証できたため、平成 24 年度より本格導入し、平成 28 年度に全ての普通教室への設置が完了した。

- ・日新高等学校耐震化事業

日新高等学校の校舎及び体育館の耐震化を進めている。校舎 5 棟のうち、耐震化が必要な 4 棟の校舎の耐震化は、平成 28 年度に耐震補強工事を実施し、完了した。なお、体育館は平成 22 年度に先行して実施し、完了している。

2) 公有財産購入費

公有財産購入費は学校用地取得事業に係るものであり、平成 28 年度においては、財務省及び農林水産省の所管する国有地を買い取っている。

② 監査の結果及び意見

ア) 学校施設の固定資産関連情報の一元化について【意見12】

学校施設の固定資産情報については、その目的により様々な帳票がある。例えば、公立学校施設の現状を把握し、公立学校施設整備の促進に資するため、東大阪市は「公立学校施設の実態調査要項（昭和 29 年 4 月 2 日文部大臣裁定）」に基づき、「公立学校施設台帳」（以下「施設台帳」という。）を作成している。この施設台帳は、「公立学校施設等の総括表」、「公立学校等建物の棟別面積表」、「配置図」及び「平面図」の 4 種類で構成されており、構造、階数、面積、耐震補強実施年度、Is 値（構造耐震指標）などを管理している。

一方、東大阪市は総合管理計画において、施設機能を良好に保つため日常的な点検活動を推進し、全体の施設情報を十分に把握するとともに、点検活動に基づく情報を蓄積し効果的な維持管理を行うこととしている。

このような目的を達成するためには、学校施設の劣化状況・不具合状況を適時に把握し、今後策定予定の個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）に資するストック情報とフロー情報を一元的に整理することが必要と考える。例えば、ストック情報については学校施設の構造、階数、面積などに加えて、取得価額、取得年月日、耐用年数、減価償却累計額などの情報が考えられる。また、フロー情報については学校施設の劣化状況調査結果履歴や財務会計システムからの修繕費などの維持管理費用の推移に係る情報が考えられる。

しかし、現状では、施設台帳は整備されていても、こうした総合管理計画に資する固定資産関連情報は一元的に整備されていない。この点、施設整備課では、学校施設の建築非構造部材の点検・劣化状況調査を平成 29 年度から 31 年度までに実施する予定であり、財務部管財室では、資産の状況を正しく把握し、財務諸表 4 表を作成するために、平成 28 年度から地方公会計の整備に係るソフトウェアを導入し、固定資産台帳を整備している。

このように、学校施設の長寿命化計画（個別施設計画）に活用できる固定資産関連情報が徐々に集まりつつある段階にあると考えられる。施設整備課においては、総合管理計画の実行に資するため、庁内関係課・室と連携し、これらの関連情報の整理、一元化に向けた取組みを推進することが望まれる。

イ) 公立学校施設整備計画の事後評価公表の遅延について【監査の結果6】

東大阪市は、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条第4項に基づき、「東大阪市公立学校等施設整備計画」（以下「施設整備計画」という。）を策定し、学校施設に係る耐震化や改築等の事業を進めている。また、施設整備計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるための学校施設環境改善交付金の交付を受けるときは、「学校施設環境改善交付金交付要綱」第8の1に基づき、施設整備計画の目標の達成状況等について事後評価を行い、これを公表するとともに、文部科学大臣に報告することになっている。

この事後評価の公表と文部科学大臣への報告について、最近3年間の状況は表60のとおりである。

表60 施設整備計画の事後評価の公表状況

施設整備計画年度	事後評価文部科学大臣報告日	事後評価公表日
平成26年度	平成28年4月1日	平成29年11月13日
平成27年度	平成29年4月3日	平成29年11月13日
平成28年度	未提出	未公表

施設整備課によれば、平成26年度分は、平成24年度から平成26年度までの3ヶ年計画となっており、本来ならば計画事業完了時である平成26年度末をもって事後評価となる。しかし、翌年度に繰り越した事業（未完了事業）があるため、事後評価要領に基づき、当該施設整備計画に計上した全ての事業が完了した時点（平成28年4月1日付）で事後評価を実施し、文部科学大臣に報告したとのことである。また、平成27年度分及び平成28年度分についても、平成26年度と同様、翌年度に繰り越した事業があり、平成27年度分は、平成29年4月3日付で事後評価、平成28年度分については、平成29年度に繰り越した事業が完了していないため、事後評価は未了となっている。

実際、最も遅い工事の竣工日は、平成26年度分は平成28年3月23日、平成27年度分は平成29年1月10日になっており、文部科学大臣への報告は概ね計画事業完了時から適時に行われている。しかし、事後評価の公表は遅れ気味であり、平成26年度分については文部科学大臣への報告日より1年以上も経過した後に公表されているなど、適時性に欠けているものとする。

学校施設の整備の財源には国の交付金が欠かせず、その事後評価の状況については市民の関心も高く、公表の必要性が高いものとする。したがって、施設整備計画の策定から事後評価までの公表については、できるだけ適時に、かつ、市民にわかりやすく実施する必要がある。

ウ) 余裕教室の活用の可能性について【意見13】

文部科学省では、「余裕教室とは、現在、普通教室として使用されていない教室のうち、今後 5 年間以内に普通教室として使用されることがないと考えられる教室」としている。また、「現在は普通教室として使用されていないが、今後 5 年間以内に普通教室として使用されることとなると考えられる教室」を一時的余裕教室と定義している。

施設整備課は、年度当初に各学校から提出される教室配置図をもとに施設台帳の配置図及び平面図を作成する際、活用用途が不明な教室について各学校に聞き取りを行い、どの程度の余裕教室があるかを把握している。

平成 28 年度において文部科学省に報告している教室数は、余裕教室 22 教室であり、一時的余裕教室については該当がない。

こうした余裕教室は、児童・生徒数が減少傾向にある地域に所在する学校にあることが多く、将来の児童推計から勘案すると当該学校単独で活用を検討することが困難になる可能性が高いと考える。

このような状況の中で教育目的の活用だけでは限界があると考えられ、他の学校施設や社会教育施設等への転用だけでなく、横浜市や三田市のように、余裕教室の活用指針やガイドラインを策定するなど、余裕教室の利活用に向けた具体的な方策を検討することが望ましい。あるいは、公共施設の総量縮減の観点からは余裕教室の活用が見込めない場合は、校舎の一部の解体も選択肢の一つとして検討する余地もあると考える。

なお、国庫補助を受けて建築した学校施設を、他の用途に転用したり売却したりする場合は、財産処分の手続きが必要となり、その結果、原則として、補助金相当額を国庫納付することとなるが、国庫補助事業完了後 10 年以上経過した建物等の無償による財産処分の場合は、相手先を問わず国庫納付金を不要とするなど、財産処分手続きの大幅な簡素化・弾力化が可能となっている。

エ) 地方分権一括法による事務に係る譲与漏れ土地について【意見14】

東大阪市では、学校敷地を確保するためには市有地だけでは面積が不足するため、財務省、農林水産省及び大阪府並びに私人と賃貸借契約を締結して土地を確保しており、平成 28 年度における土地賃貸借契約の概要は表 61 のとおりである。

表 61 土地賃貸借契約の概要

(単位：m²、円、円/m²)

土地所有者	借用面積	借地料	借地料単価
財務省	13,551.27	10,327,895	762.13
農林水産省	21,904.05	14,789,560	675.20
大阪府	14,724.62	33,898,600	2,302.17
民有地	31,492.02	66,993,046	2,127.30
合計	81,671.96	126,009,101	1,542.87

一方、学校敷地を市有地とすることにより権利の安定化を図る観点から、財務省及び農林水産省が所管する国有地の一部を平成28年度に買い受けている。また、農林水産省が所管する国有地は平成31年度までにすべて買受け又は返還予定である。

平成28年度において、東大阪市が買い受けた国有地は表62のとおりである。

表 62 平成28年度における国有地の買受け状況

区分	学校名	面積	買受金額
財務省	小阪小学校	49.77 m ²	1,090,000 円
農林水産省	意岐部中学校	3,917.83 m ²	72,500,000 円
農林水産省	旧太平寺中学校	2,341.73 m ²	60,000,000 円

表62のうち、小阪小学校敷地について、財務省の保有する49.77 m²の土地(以下「本件土地」という。)を買い受けるに至った経緯は、次のとおりである。

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(以下「地方分権一括法」という。)では、平成17年度末までの時限措置として、国有地のうち、所有権登記がされておらずブルーマップ及び公図に白地で記載されている土地は、市町村が国へ無償譲受けの申請をすることができた。(ブルーマップとは法務局にて閲覧することができる地番が記載された地図のことであり、公図とは法務局が所管する各地番における周辺土地の詳細が記された局所的な図面のことである。)

当時の申請事務においては、市内全域における譲受け対象の土地をブルーマップや公図等から特定しなければならなかったが、網羅的に申請地を検索・特定できるシステムは存在せず、漏れなく対象地を特定することは非常に困難であったため、他の府内市町村においても申請漏れが散見されていた。

本件土地についてもこのような状況の中で申請漏れとなったものであるが、

平成 26 年度に学校敷地の境界画定を行うこととなり、本件土地が公図上白地となっている国有地であること及び上記の申請地として特定できていなかったことが判明したため、財務省と協議を行い、平成 28 年 10 月に買い受けたものである。なお、買受けにあたり、過去 10 年分の賃料（131,520 円）を支払っている。

本件土地は、平成 17 年度末までに申請ができていれば無償で譲り受けることができたものと考えられ、本件申請漏れに起因する財産上の損失があったといえるが、当時の状況からして、申請漏れはやむを得なかったものと考えられる。

しかし、長年にわたり、現に東大阪市が使用している学校敷地の権利関係を把握していなかったことは、適切な財産管理の観点からの問題がある。

したがって、学校施設の敷地について、権利関係を適切に把握しているかの確認を行い、必要に応じて権利関係を適切に整理することが望まれる。

(4) その他（施設整備課における物品管理）

① 監査の結果及び意見

ア) 原動機付自転車の存否・場所等の状況把握について【監査の結果7】

東大阪市の所有する物品等の財産管理の手続きは東大阪市財務規則に規定されている。

同規則第 194 条には、「各部等の長は、毎年度末所管物品の現在高を調査し、物品現在高調書を作成しなければならない。」と規定されており、施設整備課はこれに従い備品に係る現在高調書を作成している。

当該現在高調書を閲覧したところ、平成 9 年度取得の原動機付自転車について、その存否や場所が不明となっていることが判明した。本原動機付自転車について、施設整備課によってプレートナンバー及び型式等の調査が行われたが、詳細な情報は得られず、廃車手続きの有無に係る陸運局への照会も困難な状況であった。

その後、当該備品について引き続き調査を行った結果、すでに廃棄処理がされ、現物は残っていない可能性が高いため、備品台帳から削除する対応を行っている。

この対応は、現物が既に存在していない蓋然性が高いことから、現状としては的確なものといえるが、本来は取得から除却に至るまでの過程において適切な現物管理を行っておく必要があった。

施設整備課においては、備品登録の際には、設置場所等、将来にわたり適切な現物管理を行うための追加的な情報を登録しておく必要がある。

3. 教育総務部学校給食課

【概要】

① 学校給食課の事務分掌

東大阪市教育委員会事務分掌規則は、学校給食課の事務分掌について次のとおり定めている。

- (1) 学校給食の設備及び物品の管理及び整備に関すること。
- (2) 学校給食の調査及び統計に関すること。
- (3) 学校給食用国庫補助物資に関すること。
- (4) 定時制高等学校の夜食給食に関すること。
- (5) 中学校夜間学級の夜食給食に関すること。
- (6) 給食センターの連絡調整に関すること。
- (7) 学校給食物資の検収及び運搬に関すること。
- (8) 献立原案作成に関すること。
- (9) 学校給食の調理指導、衛生指導その他の給食指導に関すること。
- (10) 学校給食会との連絡調整に関すること。
- (11) 学校給食施設整備計画に関すること。
- (12) 学校給食施設建設工事計画に関すること。
- (13) 学校給食施設の建設設計及び施工依頼に関すること。

(平成 28 年度における事務分掌を記載している。)

② 平成 28 年度決算額の内訳

学校給食課の平成 28 年度決算額の内訳は表 63 のとおりである。

表 63 平成 28 年度決算額の内訳（学校給食課）

(単位：千円)

項	目	事業	決算額	監査対象
小学校費	給食費	学校給食運営経費	567,167	●(1)
		学校給食施設管理費	153,268	●
		学校給食施設維持補修費	19,079	●
		学校給食会運営補助事業	13,742	●(2)
		安全衛生委員会経費	1,271	
	学校建設費	給食施設整備事業	39,306	●
中学校費	教育振興費	夜間学級生給食費	1,386	
合 計			795,222	

(注)「監査対象」欄には、監査対象とした事業について●を付すとともに、以下の「監査の結果及び意見」に記載のある事業について該当項目の番号を併記している。

(1) 学校給食運営経費

① 概要

ア) 事業の内容

学校給食運営における事務で、調理業務や共同調理場・学校給食センターから各小学校への配送業務等の委託を行う。また、消耗品・備品の購入、献立表の作成事務等を行うものである。

イ) 事業費の推移

過去3年間の事業費の推移は、表64のとおりである。

表64 事業費の推移（学校給食運営経費）

（単位：千円）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
学校給食運営経費	563,715	570,390	567,167

ウ) 平成28年度決算額の内訳

平成28年度決算額の内訳は、表65のとおりである。

表65 決算額の内訳（学校給食運営経費）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容
共済費	197	
賃金	16,447	
報償費	20	
需用費	23,620	食器、白衣等の購入
役務費	43	
委託料	521,107	給食調理業務、配送業務、検査業務の委託
備品購入費	5,731	
合計	567,167	

エ) 契約の状況

学校給食運営経費に係る主な委託契約の状況は、表 66 のとおりである。

表 66 委託契約の状況（学校給食運営経費）

契約名	学校給食調理等業務委託
対象施設	学校給食センター
契約先	株式会社マルタマフーズ
契約期間	平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日 プロポーザルによる契約初年度：平成 27 年度
契約金額	162,462,778 円
契約方法	随意契約（自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号）
契約名	学校給食調理等業務委託
対象施設	玉串共同調理場
契約先	株式会社南テスティパル
契約期間	平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日 プロポーザルによる契約初年度：平成 26 年度
契約金額	45,082,245 円
契約方法	随意契約（自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号）
契約名	学校給食調理等業務委託
対象施設	縄手南・孔舎衛東小学校
契約先	株式会社魚国総本社
契約期間	平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日 プロポーザルによる契約初年度：平成 26 年度
契約金額	46,721,676 円
契約方法	随意契約（自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号）
契約名	学校給食調理等業務委託
対象施設	石切東・加納小学校
契約先	株式会社東洋食品
契約期間	平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日 プロポーザルによる契約初年度：平成 27 年度
契約金額	39,002,040 円
契約方法	随意契約（自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号）

契約名	学校給食調理等業務委託
対象施設	森河内・楠根小学校
契約先	株式会社東洋食品
契約期間	平成28年4月1日～平成29年3月31日 プロポーザルによる契約初年度：平成24年度
契約金額	38,217,960円
契約方法	随意契約（自治令第167条の2第1項第2号）

契約名	学校給食調理等業務委託
対象施設	高井田東・上小阪小学校
契約先	株式会社東洋食品
契約期間	平成28年4月1日～平成29年3月31日 プロポーザルによる契約初年度：平成24年度
契約金額	38,027,880円
契約方法	随意契約（自治令第167条の2第1項第2号）

契約名	学校給食調理等業務委託
対象施設	成和小学校
契約先	株式会社東洋食品
契約期間	平成28年4月1日～平成29年3月31日 プロポーザルによる契約初年度：平成26年度
契約金額	27,737,640円
契約方法	随意契約（自治令第167条の2第1項第2号）

契約名	学校給食配送業務委託
契約先	御厨運送株式会社
契約期間	平成28年4月1日～平成29年3月31日 一般競争入札による契約初年度：平成27年度
契約金額	122,791,680円
契約方法	随意契約（自治令第167条の2第1項第2号）

② 監査の結果及び意見

ア) 学校給食調理等業務委託における提出書類について【監査の結果8】

学校給食調理等業務委託においては、仕様書で業務の詳細を規定するとともに、様式5から様式27に定める各種報告書を提出するよう、委託先に求めている。なお、様式1から様式4は各現場（学校給食センター、共同調理場、各小学校）の所属長から委託先に対して提示するものである。

この点、表66の学校給食調理等委託業務のうち、玉串共同調理場、楠根小学校、縄手南小学校及び学校給食センターにおける委託業務について、委託先からの各種報告書の提出状況を確認した結果、下記のような状況が多数見受けられた。

- | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">a. 提出を受けた事実が確認できないものb. 様式名の記入のないものc. 表題が仕様書の様式と一致しないものd. 記載内容が様式と一致しないもの |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

一方、学校給食調理等業務の履行状況を確認する方法として、学校給食課は、各現場（学校給食センター、共同調理場、各小学校）の所属長から、委託先の業務実績に関する評価を記載した「委託業務履行状況報告書」（以下「履行状況報告書」という。）を入手している。履行状況報告書は毎年1回、4月から12月分の履行状況についての報告が記載されており、学校給食課において翌年度以降に同一の委託先と随意契約を継続してよいかの検討材料として活用している。

この履行状況報告書には、仕様書に定める各種報告書が期限内に提出されているかを評価する項目が設けられているが、平成28年度に提出された玉串共同調理場、楠根小学校、縄手南小学校及び給食センターの履行状況報告書を確認したところ、各種報告書の期限内提出に係る問題点を指摘する記載はなかった。

これは、各現場においては日常的に委託先の業務実施状況を目視や対話により観察しうる状況もあるため、委託先から厳密に様式どおりの報告書を徴取する意味が薄いと認識されていることに起因していると考えられる。また、仕様書に規定する様式によらずとも、実質的に報告内容が網羅されていればよい（例えば、委託先の様式による報告でも問題ない）と考えられている可能性もある。

そもそも、徴取すべき報告書類が多すぎるのではないかと考えられるが、学校給食課によると、「大量調理施設衛生管理マニュアル」（厚生労働省通知）の趣旨等により、必要に応じて定めたものであって、いずれも必要な書類とのことである。

委託先との契約は随意契約によっているが、その理由として「履行状況が良好である」旨が挙げられている。履行状況が良好であることを客観的に担保し、随意契約の理由を事後的に検証するための根拠資料が各種報告書や履行状況報告書である。したがって、各現場の所属長は委託先から各種報告書を確実に徴取、保管するとともに、その提出状況について適切に記載した履行状況報告書を作成し、学校給食課に報告する必要がある。

なお、平成 26 年度包括外部監査「一般会計等における委託料に係る事務の執行について」において、学校給食課の所管する委託料も監査対象となっている。平成 26 年度包括外部監査では、「【意見 66】学校給食配送業務委託等の事実確認・評価について」（179 ページ）として、履行状況報告書に関連して次のとおり記載されている。

【平成 26 年度包括外部監査報告書 抜粋】

学校給食配送業務、学校給食調理等業務の完了確認の方法として、「委託業務履行状況報告書」に基づき、委託先の関係者ではない各拠点（給食センター、各共同調理場、各学校）の所属長から業務実績に関する評価について回答を入手している。

その内容を確認したところ「良」の項目に「△」を付している項目、「否」の項目に「○」を付している場合があるものの、最終判断としてはいずれも「適任である」とされていた。このように内容に判断が必要な場合、学校給食課の担当者から各拠点に問い合わせを行い、状況を確認して最終判断をしているとのことであるが、検討結果は残されていない。

当該報告書は委託先の業務評価を行う重要な根拠資料であり、履行状況の確認報告に基づき、より厳格な判断とその判断過程資料を残しておくのが望ましい。

なお、本件の委託業務履行状況報告書の各項目は仕様書に基づいた項目となっており、「良」に「○」と回答されているもの以外については、委託先に改善を指示するだけでなく、改善状況を確認しその書類を保存することが望まれる。

上記の意見に対しては、各現場からの履行状況報告書の記載内容に基づいて学校給食課の管理栄養士が各現場に電話で聞き取り確認を行った結果を取りまとめた「調理業務委託業務履行状況報告まとめ」を作成したり、委託先に改善指導を行い、委託先からその改善状況について報告させたりするなど、一定の対応が講じられていることを、本年度の監査において確認した。

しかし、各種報告書の提出状況に不備があるにもかかわらず、履行状況報告書にその旨が記載されていないとするならば、履行状況報告書の信頼性そのものに疑義が生じることになるので、十分に注意されたい。

イ) 学校給食配送業務委託における検便検査の報告について【意見15】

学校給食配送業務の仕様書において、委託先は月 2 回、配送業務に従事する乗務員の検便検査を実施し、その結果を学校給食課に報告することが規定されている。検査項目は赤痢菌、サルモネラ菌、腸管出血性大腸菌の 3 つで、乗務員ごとに検出の有無を記載した検査報告書が提出される。

この点、平成 28 年 4 月と 10 月の検査報告書について、乗務員ごとに検査状況を確認したところ、表 67 のように同月内に 2 回の検便検査を受けていない場合が発見された。

表 67 検査報告書の確認結果

受付日	人数(人)	確認結果
4 月 6 日	46	46 人中 2 人は 4 月 13 日にも 4 月 20 日にも検査を受けていない
4 月 13 日	2	-
4 月 20 日	45	45 人中 2 人は 4 月 6 日にも 4 月 13 日にも検査を受けていない
10 月 5 日	51	51 人中 1 人は 10 月 19 日に検査を受けていない
10 月 19 日	50	-

月内に 2 回の検便検査を受けていない乗務員が配送業務に従事したかどうかは不明である。しかし、学校給食課としては月 2 回の検査を受けて結果が陰性（検出されない）である乗務員のみが配送業務に従事していることを、何らかの形で確認する必要がある。例えば、委託先から配送日ごとに学校長に提出される配送日報には日々の配送業務に従事した乗務員名が記載されていることから、毎月、配送日報と検査報告書における乗務員名の記載を照合して確認することが考えられる。

(2) 学校給食会運営補助事業

① 概要

ア) 事業の内容

東大阪市では、学校給食を円滑に実施できるよう、公益財団法人東大阪市学校給食会（以下「給食会」という。）が学校給食物資の調達・供給等を行っている。本事業は、給食会に対し運営補助金の交付を行うものである。補助金交付の事務は東大阪市学校給食会運営補助金交付要綱に基づいて行われている。

表 68 給食会の概要

項目	内容
法人名	公益財団法人東大阪市学校給食会
沿革	昭和 45 年 7 月 東大阪市学校給食共同購入協会を組織 昭和 47 年 1 月 19 日 財団法人東大阪市学校給食会を設立 平成 26 年 4 月 1 日 公益認定を受け、 公益財団法人東大阪市学校給食会となる
所在地	東大阪市荒本北 1 丁目 1-1 東大阪市総合庁舎 17 階
理事長	市教育次長（平成 29 年 3 月 31 日現在）
役員構成	理事長の他専務理事 1 人、理事 4 人、監事 2 人
職員構成	一般職員 1 人、非常勤嘱託職員 3 人
定款記載の事業内容	(1) 市立学校の学校給食用物資の調達及び供給に関する事業 (2) 学校給食の充実、発展及び食育の推進に関する事業 (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
平成 28 年度における財政状況	経常収益 1,135,917 千円 正味財産 16,765 千円

イ) 事業費の推移

過去 3 年間の事業費の推移は、表 69 のとおりである。

表 69 事業費の推移(学校給食会運営補助事業)

(単位：千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
学校給食会運営補助事業	13,578	13,701	13,742

ウ) 平成28年度決算額の内訳

平成 28 年度決算額の内訳は、表 70 のとおりである。

表 70 決算額の内訳(学校給食会運営補助事業)

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	13,742	給食会への運営費補助

② 監査の結果及び意見

ア) 給食会において維持すべき純資産の額について【意見16】

給食会決算の年次推移は表 71 のとおりである。一般正味財産の増減が大きく、その結果、純資産額は平成 24 年度にマイナス、平成 27 年度にも 3,000 千円を割り込む水準となっている。

財団法人は、純資産額が 2 年度連続して 3,000 千円を下回った場合に解散するものとされている（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 202 条第 2 項）ことからみると、直近 5 年間に 2 回、解散の危機があったことになる。

表 71 給食会決算の年次推移（抜粋）

（単位：千円）

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
経常収益	1,217,561	1,188,491	1,163,401	1,116,845	1,135,917
指定正味財産	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
一般正味財産	△3,128	10,418	10,450	△1,331	13,765
純資産	△128	13,418	13,450	1,668	16,765

注) 指定正味財産は東大阪市からの出えん金である。

（出典：給食会 HP）

給食会では消費税及び地方消費税の税率が 8% になった平成 26 年 4 月には給食費の値上げを見送っていたが、その後の食材費の高騰もあり、平成 28 年度から給食費を 1 食当たり 7 円値上げした。これにより、平成 28 年度末における純資産額は 16,765 千円にまで回復している。

また、平成 28 年度に行われた大阪府公益認定等委員会の立入検査においても、純資産額が 3,000 千円未満とならないよう指摘を受けたことなどを受け、平成 29 年度から特別警報及び台風による警報発令時の学校休業における学校給食中止のときにも給食費を徴収するよう改めている。

さらに、公益法人としての財政的基盤を確保するためには、予期しない急な物資の高騰等に備える意味で、遊休財産の保有制限（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 16 条第 1 項）に抵触しない範囲内で、準備金・積立金といった財産を確保しておくことが考えられる。

イ) 給食会運営補助金の支出の効果について【意見17】

給食会運営補助金は、給食会の人件費等を東大阪市が補助することにより、給食会の運営を支援することを目的としている。東大阪市学校給食会運営補助金交付要綱には次のとおり規定されている。

【東大阪市学校給食会運営補助金交付要綱 抜粋】

(目的)
第2条 この補助金は、学校給食の安全かつ安定的提供並びに食育の推進に寄与する東大阪市学校給食会の運営を支援することを目的とする。
(補助対象経費)
第4条 補助金の交付対象となる経費は、給食会が雇用する職員（嘱託職員を含む）の人件費（給料、地域手当、期末手当、勤勉手当、交通費、退職給与引当金、その他諸手当及び法定福利費等の内で市長が適当であると認めた範囲の額とする。）、公認会計士顧問等契約料及び外部役員報酬とする。

給食会の事務局職員の構成は表 68 に示したとおりであるが、このうち一般職員 1 人が平成 29 年 1 月中旬から休職している。給食会の就業規則は東大阪市職員給与条例等を準用して定められており、当該職員に基本給の 100% が支給（平成 29 年 5 月まで）されている。学校給食課によると、行財政改革室との協議により、当該人件費を給食会運営補助金の補助対象経費としているとのことであり、給食会からの実績報告書に添付された補助対象経費内訳書を確認したところ、当該職員の人件費は 12 ヶ月分が計上され、これに基づく補助金が実際に支出されていた。

一方で、当該職員は給食会での勤務が長く、業務に精通していることから、休職に伴って他の職員では十分な対応が行えず、平成 28 年度の決算業務等においては混乱が生じていた。結果的には監事監査を受けて問題ないレベルには達したものの、本年度の包括外部監査においても平成 28 年度決算に関する資料の整理保管状況や説明に一部、十分でない点がみられた。

この点では、給食会の運営の水準が相対的に低下したものとみられ、東大阪市の立場からみると、給食会運営補助金の支出の効果が十分に発揮されたとはいえない。

学校給食課としては、補助金支出の効果として十分な水準が維持されるよう、留意することが望ましい。

ウ) 給食会の職員体制の充実及び独立性の確保について【意見18】

「イ) 給食会運営補助金の支出の効果について【意見 17】」で記載した休職中の職員が担当する業務については、給食会のみでの対応が困難なことから、やむを得ず、同じ執務室で勤務する学校給食課の職員がフォローしている。実際、本年度の包括外部監査において、給食会の回議書を閲覧したところ、学校給食課の職員が起案しているものが見受けられた。

学校給食課の事務分掌には「(10) 学校給食会との連絡調整に関すること」が定められているが、給食会の回議書の起案は「連絡調整」を超える範囲といえる。

このように、「連絡調整」を超える範囲で学校給食課が給食会の運営に関与している場合、次のような問題点が生じる。

- a. 補助金の出し手（東大阪市）と受け手（給食会）が実質的に同一となっている
- b. 職務専念義務に違反する可能性がある

したがって、東大阪市としては、給食会を設立した意義に立ち返って、支援の方法を見直す必要があると考える。

一方、給食会としては、公益財団法人は公益目的事業の遂行のために自律的な運営が要請される団体であり、東大阪市から一定の独立性を確保する必要があることから、学校給食課に頼ることなく自律的な運営が行えるよう、職員体制を整える必要がある。

また、平成 31 年度からは中学校給食が順次導入される予定となっており、学校給食用物資の調達及び供給、給食費の徴収等について、給食会の業務量が増加する可能性もある。そのことも踏まえて、給食会の担う役割を早期に明確化し、法人としての中長期的な業務運営計画を策定し、それに見合った職員体制を整備する必要があると考える。

4. 学校教育部学事課

【概要】

① 学事課の事務分掌

東大阪市教育委員会事務分掌規則は、学事課の事務分掌について次のとおり定めている。

- (1) 学校の適正規模化及び適正配置に関すること。
- (2) 学校の設置及び廃止に関すること。
- (3) 就学区域の設定及び変更に関すること。
- (4) 学級編成に関すること。
- (5) 児童及び生徒の就学及び月末統計に関すること。
- (6) 児童及び生徒の教科書無償給与に関すること。
- (7) 授業料、入学受験料に関すること。
- (8) 幼稚園に係る事業（教育内容に係る部分を除く。）の推進に関すること。
- (9) 教育に係る基幹統計その他の調査及び統計（他の課の主管に属するものを除く。）に関すること。
- (10) 奨学生選考委員会に関すること。
- (11) 奨学基金及び奨学事業に関すること。
- (12) 児童生徒の就学援助に関すること。
- (13) 児童生徒の就学奨励に関すること。
- (14) 部に属する陳情、要望及び請願に関すること。
- (15) 他の課の主管に属しないこと。

（平成 28 年度における事務分掌を記載している。）

② 平成 28 年度決算額の内訳

学事課の平成 28 年度決算額の内訳は表 72 のとおりである。

表 72 平成 28 年度決算額の内訳（学事課）

【一般会計】

（単位：千円）

項	目	事業	決算額	監査対象
教育総務費	事務局費	学校教育事務管理費	8,167	●(1)
		学校規模適正化推進経費	2,762	
		奨学事業特別会計繰出金	1,292	
		就学援助事務経費	89	
	学校保健費	就学援助費支給経費	4,555	●(2)
小学校費	教育振興費	就学援助費支給経費	372,148	●(2)
		民族学校教育振興補助事業	3,616	●
	学校建設費	学校統合整備事業	75,380	●(3)
中学校費	教育振興費	就学援助費支給経費	168,916	●(2)
		民族学校教育振興補助事業	964	
	学校建設費	学校統合整備事業	13,970	●(3)
高等学校費	高等学校費	定時制教科書給与経費	50	
幼稚園費	幼稚園費	幼稚園整備事業	92,964	●(3)
		幼稚園教育支援事業	6,922	●
		幼稚園事務管理費	1,113	
		私立幼稚園協会補助事業	216	
合 計			753,131	

【奨学事業特別会計】

（単位：千円）

項	目	事業	決算額	監査対象
事務費	事務費	事務費	2,289	
奨学事業費	奨学資金貸付金	奨学資金貸付金	32,028	●(4)
合 計			34,317	

(注)「監査対象」欄には、監査対象とした事業について●を付すとともに、以下の「監査の結果及び意見」に記載のある事業について該当項目の番号を併記している。

(1) 学校教育事務管理費

① 概要

ア) 事業の内容

学事課の各種業務（学齢簿管理、就学援助業務、奨学金事務）について、事務の効率化、情報管理の精度向上を図り、迅速な市民サービスの提供を実現することを目的とする。

イ) 事業費の推移

過去3年間の事業費の推移は、表73のとおりである。

表73 事業費の推移（学校教育事務管理費）

(単位：千円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
学校教育事務管理費	7,694	5,395	8,167

ウ) 平成28年度決算額の内訳

平成28年度決算額の内訳は、表74のとおりである。

表74 決算額の内訳（学校教育事務管理費）

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
旅費	50	
需用費	337	
役務費	386	
委託料	2,622	業務委託費用
使用料及び賃借料	4,765	機器賃借料
負担金補助及び交付金	6	
合計	8,167	

エ) 学事システムの賃貸借契約

学事システムに係る賃貸借契約の概要は、表75のとおりである。

表75 学事システムに係る賃貸借契約の概要

契約名	学事システム一式機種更新賃貸借
契約先	富士通リース株式会社 関西支社
契約期間	平成25年10月1日～平成30年9月30日
契約金額	23,826,600円
予定価格	26,700,000円
契約方法	指名競争入札
平成28年度支出額	4,765,320円

② 監査の結果及び意見

ア) 学事システムの保守点検業務に係る点検結果報告書の徴取について

【監査の結果9】

学事システム一式機種更新賃貸借契約は、システムの保守点検業務を包含しており、仕様書において、毎月1回の保守点検を実施し、点検結果について10日以内に報告書を提出することとされているが、当該報告書が保存されていない月が散見された。

契約に基づく点検作業が適時・適切に実施されていることを確認する必要がある。点検結果報告書を確実に徴取するとともに、学事課において適切に保管しておく必要がある。

(2) 就学援助費支給経費

① 概要

ア) 事業の内容

教育基本法第 4 条に規定する教育の機会均等の趣旨にのっとり、学校教育法第 19 条の規定に基づき、経済的理由によって就学が困難な児童・生徒の保護者に対し、必要な援助を行うことを目的とする。

イ) 事業費の推移

過去 3 年間の事業費の推移は、表 76 のとおりである。

表 76 事業費の推移（就学援助費支給経費）

(単位：千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
小学校就学援助費支給経費	400,039	377,546	372,148
中学校就学援助費支給経費	183,491	178,162	168,916
学校保健就学援助費支給経費	12,047	5,654	4,555

ウ) 平成28年度決算額の内訳

平成 28 年度決算額の内訳は、表 77 のとおりである。

表 77 決算額の内訳（就学援助費支給経費）

(単位：千円)

	小学校 就学援助費支給経費	中学校 就学援助費支給経費	学校保健 就学援助費支給経費
需用費	210	156	-
役務費	506	368	-
扶助費	371,430	168,391	4,555
合計	372,148	168,916	4,555

小学校就学援助費支給経費及び中学校就学援助費支給経費の扶助費は就学援助費及び特別支援教育奨励費、学校保健就学援助費支給経費は医療費を支給するものである。

② 監査の結果及び意見

ア) 就学援助認定審査委員会の審議記録について【監査の結果10】

東大阪市児童生徒就学援助条例において、就学援助の受給資格要件が規定されている。一方、同条例第5条において、一定の理由認定による例外が認められている。そして、就学援助認定審査委員会は、理由認定のうち「その他教育委員会が認める保護者」に対して認定を行う場合においては、意見を述べるとともに、教育委員会の諮問に応じて、就学援助に関する重要事項について調査審議することが定められている。

【東大阪市児童生徒就学援助条例 抜粋】

第5条 教育委員会は、前条各号の規定に該当しない保護者であっても、次の各号の一に該当するものに対し就学援助を行うことができる。

(1)～(3) 略

(4)その他教育委員会が認める保護者

第7条

2 教育委員会は、第5条第4号の規定に該当するものとして認定を行う場合は、就学援助認定審査委員会の意見を聴かなければならない。

第8条 就学援助の適正な認定を図るため、教育委員会に就学援助認定審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

2 審査委員会は、前条第2項の規定に基づき教育委員会に意見を述べるほか、教育委員会の諮問に応じて、就学援助に関する重要事項について調査審議する。

上記に基づき、就学援助認定審査委員会議事録等の資料を確認したが、理由認定に関する書面上、委員の確認サインは存在するが、意見の記載はなく、また、調査審議を行った内容について議事録に明記されておらず、条例に基づく審議がなされているか否かについて確認することができない状況となっていた。

東大阪市児童生徒就学援助条例第5条第1項第4号の規定による認定を行う以上、条例に従い聴取した審査委員会の意見を議事録等に記載し、適正に認定が行われた証跡を保存する必要がある。

また、就学援助に関する重要事項について、教育委員会の諮問に応じて調査審議がなされた場合にも、その調査審議の結果を議事録等に適切に記載しておく必要がある。

(3) 学校統合整備事業・幼稚園整備事業

① 概要

ア) 事業の内容

学校統合整備事業は、少子化により児童・生徒数が減少する中、過小規模校の課題などへの対応として、適正化基本方針に基づき、教育環境の改善を図るべく、学校の統合などを行う事業である。

また、幼稚園整備事業は、平成 29 年度に成和幼稚園を北宮幼稚園に集約し、新たに北宮こども園として整備するための事業である。

イ) 事業費の推移

過去 3 年間の事業費の推移は、表 78 のとおりである。

表 78 事業費の推移（学校統合整備事業・幼稚園整備事業）

(単位：千円)

項	事業	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
小学校費	学校統合整備事業	435,877	502,758	75,380
中学校費	学校統合整備事業	8,358	669,449	13,970
幼稚園費	幼稚園整備事業	-	-	92,964

ウ) 平成28年度決算額の内訳

平成 28 年度決算額の内訳は、表 79 のとおりである。

表 79 平成 28 年度決算額の内訳（学校統合整備事業・幼稚園整備事業）

	小学校 建設事業	中学校 建設事業	幼稚園 整備事業
報償費	-	-	334
需用費	-	-	1,136
役務費	-	-	22
委託料	12,549	-	5,210
工事請負費	62,831	12,989	79,741
備品購入費	-	981	6,518
合計	75,380	13,970	92,964

② 監査の結果及び意見

ア) 学校規模適正化における公共施設の総量縮減への対応について【意見19】

東大阪市では、適正化基本方針において、学校規模に応じた適正化を決定していたが、学校教育法等の一部を改正する法律が平成 28 年 4 月 1 日に施行され、小中一貫教育を実施する義務教育学校の制度が創設されたことを受け、小中一貫教育を推進する方針としている。これは、小中学校 9 年間の発達段階に応じた継続的な指導・支援を行うことで、より教育的な効果をあげることが目的とするものであり、平成 29 年度には小中一貫教育推進室が設置された。

小中一貫教育推進に際しては、学校施設は新築、増改築、改修等の整備を行う施設一体型ではなく、既存の学校施設を活かした施設分離型での開始を予定している。これは、平成 31 年度に予定している小中一貫校の開始までの期間的な理由と予算的な理由によるが、将来的には施設一体型も視野に入れるとのことである。

この点、総合管理計画との関係でみると、施設分離型の場合、当面は既存の学校は統廃合されず、既存の施設が温存されることとなるため、長寿命化計画の検討対象となる一方、公共施設の総量縮減には貢献しない。

一方、適正化基本方針に基づく学校統合は平成 30 年 4 月をもって一段落することから、アクションプランでは平成 30 年度に新たな過小規模校学校の適正化に向けた統合計画を策定するものとされていた。

今後、「学校の適正規模化及び適正配置に関すること」を分掌する学事課においては、公共施設の総量縮減にも対応すべく、学校規模適正化と小中一貫教育校の配置や施設形態の関係性についても留意しながら、小中一貫教育推進室ほか庁内関係課・室と連携し、新たな統合計画を検討することが望まれる。

(4) 奨学資金貸付金

① 概要

ア) 事業の内容

向上心があるにもかかわらず、経済的理由により修学が困難な市民に対して、奨学金を貸与し、教育の機会均等を図るとともに、将来に役立つ人材を育成することを目的とする事業である。

イ) 事業費の推移

過去3年間の事業費の推移は、表80のとおりである。

表80 事業費の推移（奨学資金貸付金）

(単位：千円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
奨学資金貸付金	39,190	35,342	32,028

ウ) 奨学資金貸付金制度の概要

東大阪市における奨学資金貸付金の貸与期間及び貸与月額は表81のとおりである。

表81 奨学資金貸付金の貸与期間及び貸与月額

区分		貸与月額	貸与人数	貸与期間
高等学校	国公立	8,000円	50人程度	正規の 最短修業期間
	私立	13,000円		
大学・短期大学	国公立	14,000円	20人程度	
	私立	17,000円		

② 監査の結果及び意見

ア) 債権管理事務の更なる適正化について【意見20】

奨学資金貸付金の返還金に係る債権管理については、平成 22 年度包括外部監査の対象となっている。そして、この包括外部監査における意見を受けて、学事課では、平成 28 年度より回収担当者を 2 人体制にするなど、管理体制の充実に努めている。

その結果、平成 27 年度は調定額 101,927 千円に対し回収額 8,410 千円（回収率 8.3%）であったのに対し、平成 28 年度は調定額 106,812 千円に対し回収額 33,063 千円（回収率 31.0%）と改善されている。

また、時効期間が経過している債権について不納欠損処理がなされていないとの指摘については、平成 27 年度より東大阪市債権の管理に関する条例第 6 条の規定に基づく不納欠損処理を実施している。

不納欠損処理は、債権回収努力を十分に尽くした上でなされるべきものである。この点、管理体制の充実を図ったことにより、以前より個別の債権の状況を吟味できる状況となっていることから、債務者の状況別の分類を行い、債権回収に向けたガイドラインを設けることが望ましい。ガイドラインには、例えば、引き続き債権回収に努める債権と不納欠損処理を行う債権の区分のあり方や債権の状況別の回収方針を記載することが考えられる。

そのことにより、債権回収に関するノウハウが蓄積されるとともに、回収可能性の高い債権の管理に注力することが可能となり、更なる回収率の向上に寄与するものと考ええる。

5. 学校教育部教職員課

【概要】

① 教職員課の事務分掌

東大阪市教育委員会事務分掌規則は、教職員課の事務分掌について次のとおり定めている。

- (1) 教職員の給与及び旅費に関する事。
- (2) 教職員の福利及び厚生に関する事。
- (3) 教職員の人事事務に関する事。
- (4) 教職員の人事及び給与制度に関する事。
- (5) 教職員の服務に関する事。
- (6) 教職員の組織する職員団体に関する事。
- (7) 学校園医、学校園歯科医及び学校園薬剤師に関する事。
- (8) 学校園保健会に関する事。
- (9) 幼児、児童、生徒及び教職員の保健に関する事。
- (10) 学校園の環境衛生に係る指導等に関する事。
- (11) 独立行政法人日本スポーツ振興センターの事務に関する事。

(平成 28 年度における事務分掌を記載している。)

② 平成 28 年度決算額の内訳

教職員課の平成 28 年度決算額の内訳は表 82 のとおりである。

表 82 平成 28 年度決算額の内訳（教職員課）

（単位：千円）

項	目	事業	決算額	監査対象
教育総務費	事務局費	教職員人件費	93,524	●
		学校園課題対策相談事業	6,030	●
		教職員人事給与事務システム経費	5,231	●(1)
		教職員厚生事業経費	1,740	
		学校教育事務管理費	578	
		教職員評価育成システム整備事業	437	
		教職員被服貸与経費	59	
	学校保健費	学校園保健経費	248,290	●(2)
		歯科健康管理指導経費	5,382	●(2)
		学校保健充実経費	3,276	●(3)
		学校園保健会補助事業	324	
小学校費	学校管理費	教職員人件費	43,356	●
		小学校運営経費	20,961	●(4)
中学校費	学校管理費	中学校運営経費	10,633	●(4)
高等学校費	高等学校費	教職員人件費	532,589	●
		非常勤教職員経費	13,915	●
		日新高等学校運営経費	5,467	●(4)
		児童手当支給経費	2,225	
幼稚園費	幼稚園費	教職員人件費	734,824	●
		幼稚園運営経費	2,624	
		児童手当支給経費	2,280	
合 計			1,733,754	

(注)「監査対象」欄には、監査対象とした事業について●を付すとともに、以下の「監査の結果及び意見」に記載のある事業について該当項目の番号を併記している。

なお、教職員人件費の概要については、「第 2 監査対象の概要 5. 東大阪市の教育費の状況 (4) 主な節科目の概要 ①人件費」(23 ページ)を参照されたい。

(1) 教職員人事給与事務システム経費

① 概要

ア) 事業の内容

市費負担教職員の給与計算及び市立学校園に勤務する教職員の人事管理に関するシステムについて、事務の IT 化並びに業務の簡素化及び集約化を図り、業務の見直しによる当該事務の効率化を図ることを目的とする。

イ) 事業費の推移

過去 3 年間の事業費の推移は、表 83 のとおりである。

表 83 事業費の推移（教職員人事給与事務システム経費）

(単位：千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
教職員人事給与 事務システム経費	-	48,869	5,231

ウ) 平成28年度決算額の内訳

平成 28 年度決算額の内訳は、表 84 のとおりである。

表 84 決算額の内訳（教職員人事給与事務システム経費）

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
委託料	4,714	ハードウェア・ソフトウェア保守 委託費用
使用料及び賃借料	517	機器賃借料等
合計	5,231	

エ) 契約の状況

委託契約の状況は、表 85 のとおりである。

表 85 委託契約の状況（教職員人事給与事務システム経費）

契約名	教職員向け人事給与システム機器一式保守
契約先	富士通株式会社 関西支社
契約期間	平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日
契約金額	4,714,848 円
契約方法	随意契約（自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号）

② 監査の結果及び意見

ア) 教職員向け人事給与システム機器一式保守における結果報告書の徴取について【監査の結果11】

教職員向け人事給与システムの賃貸借契約については、指名競争入札によっているが、本件保守契約については、賃貸借契約の相手方との随意契約により、毎月のシステムの点検作業を委託するものである。

当該保守契約書によると、点検作業終了後に結果報告書を発行することになっているが、結果報告書が保存されていない月が散見された。

契約に基づく点検作業が適時・適切に実施されていることについての管理が必要であり、結果報告書を確実に徴取するとともに、教職員課において適切に保管しておく必要がある。

(2) 学校園保健経費・歯科健康管理指導経費

① 概要

ア) 事業の内容

児童・生徒の健康診断、教職員の健康診断、プール等の学校環境衛生管理等に係る経費である。

イ) 事業費の推移

過去3年間の事業費の推移は、表86のとおりである。

表86 事業費の推移（学校園保健経費・歯科健康管理指導経費）

（単位：千円）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
学校園保健経費	252,262	252,559	248,290
歯科健康管理指導経費	5,297	6,035	5,382

ウ) 平成28年度決算額の内訳

平成28年度決算額の内訳は、表87のとおりである。

表87 決算額の内訳（学校園保健経費・歯科健康管理指導経費）

【学校園保健経費】

（単位：千円）

節	決算額	主な内容
報酬	159,844	学校園医等に支払う報酬
旅費	393	付添看護師旅費
需用費	12,145	プール薬品等消耗品、医薬材料費
役務費	138	切手代
委託料	62,643	健康診断委託料等
使用料及び賃借料	1,487	機器借上料
備品購入費	11,438	AED購入経費
負担金補助及び交付金	198	大阪府学校保健会負担金
合計	248,290	

【歯科健康管理指導経費】

（単位：千円）

節	決算額	主な内容
委託料	5,382	歯科健康管理指導業務委託料

エ) 契約の状況

健康診断等に係る主な委託契約の状況は、表 88 のとおりである。

表 88 健康診断等に係る主な委託契約の状況

(単位：千円)

内容		契約先	契約金額
児童・生徒	心臓検査	医療法人橘甲会	11,449
	心臓検診	布施・河内・枚岡医師会	7,384
	腎臓検査	布施・河内・枚岡医師会	6,987
	結核検診	一般財団法人大阪府結核予防会	1,064
	歯科健康管理指導業務	東大阪市東学校歯科医会 東大阪市西学校園歯科医会	5,382
教職員	定期健康診断	医療法人恵生会	9,586
	中高年令者健康診断	医療法人恵生会	1,452
就園・就学時健康診断		布施・河内・枚岡医師会 東大阪市東学校歯科医会 東大阪市西学校園歯科医会	3,640
オージオメータ検査・校正業務		一般財団法人日本品質保証機構 関西試験センター	2,372

② 監査の結果及び意見

ア) 歯科健康管理指導業務に係る委託契約における調度課との合議について

【監査の結果12】

歯科健康管理指導業務は、学校園における児童・生徒に対する歯科健康管理に係る指導を行うとともに、指導用教材の作成及び印刷を委託するものである。本件委託契約の概要は、表 89 のとおりである。

表 89 歯科健康管理指導業務に係る委託契約

契約名	歯科健康管理指導業務
契約先	東大阪市東学校歯科医会、東大阪市西学校園歯科医会
契約期間	平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日
契約金額	5,382,018 円
契約方法	随意契約（自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号）

本件委託契約は、2 つの歯科医会と個別に契約が締結されており、表 90 のとおり、契約書ベースでは 1 件当たり 500 万円を超える契約はない。

表 90 歯科健康管理指導業務に係る契約の内訳

(単位：円)

	東学校歯科医会	西学校園歯科医会	合計
歯科健康管理指導	2,468,556	1,797,552	4,266,108
歯科健康管理指導 教材作成・印刷	664,363	451,547	1,115,910
合計	3,132,919	2,249,099	5,382,018

一方、本件委託契約に係る施行起案については、2 つの歯科医会との契約について一括して回議書を作成し、決裁を受けている。

そして、財務部長からの通知文により「契約予定金額が委託料で 500 万円、使用料及び賃貸料のリース物件で 80 万円を超える施行起案については、合議を行うため調度課長へ起案回付」することとなっているが、本件においては、個別の契約書ベースでは 500 万円を超えていないことから、調度課との合議が行われていなかった。

この点、平成 26 年度包括外部監査報告書「【結果 21】学校園教育活動支援事業委託等の調度課との合議について」（164 ページ）において、契約書ベースでは 500 万円を超えないが、1 つの事業としてみると 500 万円を超えている場合には、実質的に契約金額が 500 万円を超えていると考えられるため、調度課との合議を得る必要がある旨が指摘されているが、本件においても同様の状況にあったと考えられる。

平成 26 年度包括外部監査報告書における指摘のとおり、調度課との合議は、高額な契約について、不正防止等のために各原局に対する内部牽制を実施する観点と調度課における契約管理の観点から必要とされている取り決めである。そのような趣旨から考えると、今後、このように同種の契約について契約の相手方が複数にわたる場合、調度課との合議の判断基準となる契約金額は個別の契約書ベースの金額で形式的に判断するのではなく、同種の契約を合算した実質的な契約金額に基づき判断することを徹底する必要がある。

イ) 随意契約に係る理由書の作成、保存について【監査の結果13】

財務部長からの通知文により「やむを得ず、随意契約を行う場合は、起案において必ず随意契約の理由を明確に記載」することとなっている。

この趣旨は、競争入札が原則であり、例外的な方法である随意契約を行う場合には、自治令 167 条の 2 及び東大阪市財務規則の関係規定に則り、適正な執行を行う必要があるためであると考えられる。

本年度の監査において、学校保健経費として執行された契約額 100 万円以上の随意契約の施行起案において、随意契約の理由が明確に記載されているかどうか確認したところ、契約金額が 500 万円以下の随意契約に関して、随意契約の理由が明確に記載されていない状況が確認された。

随意契約の理由が明確に記載されていなかった契約は表 91 のとおりである。

表 91 随意契約の理由が明確に記載されていなかった契約

契約名	就園・就学時健康診断
契約先	布施・河内・枚岡医師会、東大阪市東学校歯科医会、東大阪西学校園歯科医会
契約期間	平成 28 年 11 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日
契約金額	3,640,000 円
契約方法	随意契約（自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号）
契約名	オージオメータ検査・校正業務
契約先	一般財団法人日本品質保証機構 関西試験センター
契約期間	平成 28 年 10 月 3 日～平成 29 年 2 月 28 日
契約金額	2,372,220 円
契約方法	随意契約（自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号）

契約名	教職員中高年令者健康診断
契約先	医療法人恵生会
契約期間	平成 28 年 8 月 1 日～平成 28 年 9 月 30 日
契約金額	1,452,168 円
契約方法	随意契約（自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号）

契約名	児童・生徒結核検診
契約先	一般財団法人大阪府結核予防会
契約期間	平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日
契約金額	1,064,880 円
契約方法	随意契約（自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号）

これは、「ア）歯科健康管理指導業務に係る委託契約における調度課との合議について【監査の結果 12】」で述べたように、契約予定金額が委託料で 500 万円を超える契約については、調度課との合議が必要となるため、随意契約の理由書を添付するなど適切な取扱いが行われていたが、500 万円以下の契約について随意契約の理由の記載が徹底されていなかったものである。

今後は、調度課との合議を要しない場合であっても、随意契約を行う際は、施行起案に随意契約の理由書を添付するなどして、その理由を明確に記載しておく必要がある。

ウ）学校園医等の配置について【意見21】

学校園医は学校安全保健法第 23 条第 1 項に基づき、学校園歯科医及び学校薬剤師（学校園医と併せて「学校園医等」という。）は同条第 2 項の規定に基づき、それぞれ各学校園に配置することとされている。また、学校園医等の身分は、地方公務員法第 3 条第 3 項第 3 号の規定により、特別職の非常勤職員に位置づけられている。

東大阪市における平成 28 年度の学校園医等の配置状況は表 92 のとおりである。

表 92 東大阪市における学校園医等の配置状況（平成 28 年度）

学校園医 (内科・眼科・耳鼻咽喉科)	学校園歯科医	学校園薬剤師
194 人	151 人	64 人

学校園医等の各学校園の配置人数については、国等において明文化された基準が作成されていないため、東大阪市では、「内科医は児童・生徒 300 人に

1人、歯科医は児童・生徒350人に1人」という児童・生徒数に応じた独自の基準（以下「市基準」という。）を設けている。

各学校園への学校園医等の配置状況について、市基準に基づく人数と実際の配置人数を比較すると、学校園医について、小学校52校中21校、中学校27校中9校において実際の配置人数が市基準に基づく人数を超過している状況が見受けられた。

なお、学校園歯科医については、市基準に基づく人数が実際の配置人数を超過している学校は存在しなかった。

東大阪市立の全学校園について、市基準に基づく人数と実際の配置人数を比較すると、表93のとおりである。

表93 学校園医等の市基準に基づく人数と実際の配置人数の比較

	学校園医 (内科・眼科・耳鼻咽喉科)	学校園歯科医
実人数	194人	151人
基準配置数	181人	164人
差異	+13人	-13人

このように、市基準は単なる目安として利用されるにとどまっている状況である。確かに複数の医師が分担して、学校園医等の職務に従事するということが考えられるが、学校園医等の適正配置による児童・生徒への公平な公共サービスの提供を実現するため、学校園医等の人員に係る基準の明確化とその運用が必要である。

エ) 学校園医等の報酬の予算額の積算根拠について【意見22】

教職員課によると、学校園医等の報酬に係る予算額の設定にあたっては、「ウ) 学校園医等の配置について【意見21】」で述べた市基準に基づき市立学校園に学校園医等を配置した場合の所要人数に、報酬の基本額を乗じて、市全体の所要額を積算しているとのことであった。

このうち、報酬の基本額の根拠について確認したところ、長期間にわたり前年度の額を調整しながら踏襲しているとのことであり、平成28年度に適用された基本額の根拠が明確でない状況となっていた。

また、学校園医等の報酬に係る財源措置として、国から市町村に地方交付税が交付されているが、その際に用いられる積算根拠によって算出される報酬の額との関連性も明確ではなかった。

したがって、予算措置の基礎となる報酬の基本額の積算根拠の妥当性について、定期的な検証を行う必要がある。

オ) 学校園医等の執務管理について【意見23】

教職員課では、全学校園の学校園医等の執務状況について「執務状況総括表」を用いて管理している。

しかし、この「執務状況総括表」について、教職員課担当者の確認のみで完了しており、上長である課長への報告・承認手続きは実施されていなかった。

「執務状況総括表」を確認することの意義は、学校園医等の執務状況を検討し、職務を適切に遂行しているかを確認するとともに、問題点を早期に把握することで、その改善策の立案の根拠とすることと考えられる。

また、「エ) 学校園医等の報酬の予算額の積算根拠について【意見 22】」において、報酬の基本額の積算根拠の妥当性を確保する必要性について述べたが、学校園医等の実際の職務の執行状況の把握は、その前提となるものと考えられる。

現状の管理方法では、執務状況を適切に確認できていない学校園があったとしても、適時に報告されない可能性があり、また、内容の検討結果が上長に報告されていないことから問題点の把握、改善が遅れる可能性がある。

今後は確認作業完了後、速やかに上長に報告するような管理体制の確立が必要である。

カ) オーディオメータの取扱いについて【意見24】

市立学校園においては、オーディオメータ（聴力測定機器）を計 111 台所有し、その維持管理のため、表 94 の委託を行っている。

表 94 オーディオメータの維持、管理に係る委託契約

契約名	オーディオメータ検査・校正業務
契約先	一般財団法人日本品質保証機構 関西試験センター
契約期間	平成 28 年 10 月 3 日～平成 29 年 2 月 28 日
契約金額	2,372,220 円
契約方法	随意契約（自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号）

このオーディオメータは年 1 回の健康診断で使用するのみであるが、表 94 のように、維持管理に係る委託料が年間約 2,500 千円発生しており、保有するよりも学校園医、業者等からレンタルするなどの手法により維持管理コストの低減ができないか検討する必要がある。

(3) 学校保健充実経費

① 概要

ア) 事業の内容

学校園職員の安全及び健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする経費であり、産業医の報酬が多額を占めている。

また、「東大阪市立学校園安全衛生協議会」が中心となり、教職員の危険又は健康障害の防止及び健康の保持増進に努めている。

イ) 事業費の推移

過去3年間の事業費の推移は、表95のとおりである。

表95 事業費の推移（学校保健充実経費）

(単位：千円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
学校保健充実経費	3,720	3,558	3,276

ウ) 平成28年度決算額の内訳

平成28年度決算額の内訳は、表96のとおりである。

表96 決算額の内訳（学校保健充実経費）

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
報酬	2,784	産業医報酬
需用費	69	
委託料	422	
合計	3,276	

エ) 産業医の配置

産業医は、労働衛生安全法第18条の規定により、常時50人以上の職員がいる事業場に選任が義務づけられているが、東大阪市では、「産業医及び面接指導産業医の委嘱に関する要綱」に基づき、常時50人以上の教職員がいる3校に産業医3人を配置するとともに、産業医が配置されない学校園の教職員を担当する面接指導産業医1人を配置している。

「産業医及び面接指導産業医の委嘱に関する要綱」によると、産業医及び面接指導産業医の業務内容は、次のとおりである。

【産業医及び面接指導産業医の委嘱に関する要綱 抜粋】

第6条 産業医の業務内容は次のとおりとする。

- (1) 教職員の安全及び衛生に係る業務の企画に関すること。
- (2) 健康診断の実施及びその結果に基づく措置に関すること。
- (3) 衛生教育、保健指導及び健康相談に関すること。
- (4) 職場環境の評価及び作業管理に関する事項に関すること。
- (5) 教職員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教職員の健康の保持増進を図るための措置に関すること。

第7条 面接指導産業医の業務内容は、次のとおりとする。

- (1) 教職員を対象とする月1回の面談、指導業務。
- (2) メンタルヘルス対処法の随時相談、東大阪市立学校園安全衛生協議会への助言等。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、教職員の健康の保持増進を図るための措置に関すること。

② 監査の結果及び意見

ア) 産業医の執務管理について【監査の結果14】

産業医が職務に従事したときは、「産業医及び面接指導産業医の委嘱に関する要綱」第10条第1項の規定に基づき、産業医執務記録簿を教職員課長に提出することとなっている。

【産業医及び面接指導産業医の委嘱に関する要綱 抜粋】

第10条 産業医が職務に従事したときは、産業医執務記録簿（様式第1）に記入し、教職員課長に提出するものとする。
(以下略)

しかし、教職員課における産業医執務記録簿の管理が徹底されておらず、一部の産業医について記録簿の全部又は一部が保管されていない状況が確認された。

予算が適正に執行されていることを確認する意味において、記録簿の保存については改善が必要である。また、記録簿の内容確認による問題点の把握及び改善の実施の観点からも記録簿の保存、管理が必要である。

イ) 面接指導産業医の執務状況について【意見25】

面接指導産業医の指導実績が年間4回（計7人）と非常に少ない状況が確認された。面接指導産業医との面接には予約が必要であり、かつ、業務時間中に総合庁舎会議室に出向く必要があることが主な要因と考えられる。

一方で、産業医は1校専属担当のため月額報酬が24,000円に対し、面接指導産業医は産業医の配置されていない学校園すべてを担当するため月額報酬は160,000円と比較的高額の報酬を支払っていることから、予約時間を利用しやすい時間帯に変更したり、面接指導産業医が産業医の配置されない学校園を訪問したりするなど、利用促進策の検討が必要である。

(4) 運営経費

① 概要

ア) 事業の内容

教職員課で執行される学校運営経費は、旅費及び負担金補助及び交付金であり、旅費は、東大阪市が人件費を負担する教職員に係る普通旅費、特別旅費である。また、負担金補助及び交付金は、学校園の管理下における園児、児童及び生徒の災害(怪我等)について共済給付を行うスポーツ振興センター共済掛金について、独立行政法人スポーツ振興センター法施行令に規定される共済掛金のうち教育委員会規則で定める額を保護者負担とし、共済掛金と保護者負担額との差額を東大阪市において負担しているものである。なお、幼稚園についても、小学校、中学校及び高等学校と同様の取扱いとなっている。

イ) 事業費の推移

過去3年間の事業費の推移は、表97のとおりである。

表97 事業費の推移(運営経費)

(単位:千円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
小学校運営経費	21,637	21,172	20,961
中学校運営経費	11,121	10,932	10,633
日新高等学校運営経費	5,136	5,294	5,467

ウ) 平成28年度決算額の内訳

平成28年度決算額の内訳は、表98のとおりである。

表98 決算額の内訳(運営経費)

(単位:千円)

	小学校 運営経費	中学校 運営経費	日新高等学校 整備事業	主な内容
旅費	68	-	3,891	
負担金補助 及び交付金	20,892	10,633	1,575	スポーツ振興 センター負担金
合計	20,961	10,633	5,467	

② 監査の結果及び意見

ア) 学校運営経費の管理について【意見26】

学校運営経費のうち、旅費に係る支払命令書の添付文書である特定地旅費請求明細の一部に照合チェック証跡及び命令簿照合印がないものが見受けられた。

出納室には、照合チェック及び押印後の資料が提出されていたとのことであり、実態としての問題はないものの、教職員課内におけるチェック体制及び書類保存の妥当性という観点からは問題がある。

今後は、教職員課においても、照合チェック及び命令簿照合印の押印後の特定地旅費請求明細を保管しておくことが望ましい。

イ) 教職員課におけるスポーツ振興センター負担金の回収管理について【意見27】

「①概要 ア) 事業の内容」に記載のとおり、スポーツ振興センター共済掛金の一部は、保護者が負担することとされており、共済掛金と保護者負担額との差額を東大阪市において負担している。

具体的には、東大阪市は毎年5月末に全市立学校園に係る共済掛金を一括して独立行政法人スポーツ振興センターへ支払い、10月末までに各学校園に児童・生徒・園児数に応じた保護者負担額の集金を依頼している。集金額は各学校園から東大阪市へ振り込まれ、市の歳入となる。スポーツ振興センター負担金に係る歳入額の状況は、表99のとおりである。

表 99 スポーツ振興センター負担金に係る歳入額

(単位：千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
小学校	8,104	7,970	7,925
中学校	4,083	4,003	3,934
高等学校	1,318	1,316	1,275

このスポーツ振興センター負担金の回収管理において、教職員課の担当者は全件が回収されていることを確認しているが、上長である課長への報告はなく、担当者の確認のみにとどまっている。このような状況においては、仮に全件回収されていなくても教職員課においてその事実が認識されず放置される可能性がある。

したがって、回収完了確認時における上長の承認手続きを整備し、運用する必要はある。

ウ) 学校園におけるスポーツ振興センター負担金の回収状況の把握について
【意見28】

スポーツ振興センター負担金に係る歳入については、収納率が100%となっている。これは、すべての保護者負担金が回収されたことを意味している。しかし、教職員課においては、各学校園における集金の実態については把握しておらず、具体的な集金方法などは各学校園の判断に任せている状況である。現実には、滞納している保護者が皆無であるとは考えられないが、各学校園において滞納をどのように解決しているのか、教職員課では把握していない。

したがって、教職員課が定期的に学校園における集金の実態をモニタリングすることを検討する余地がある。

なお、スポーツ振興センター負担金を含む学校徴収金の管理に関する監査の結果及び意見については、「**8. 学校園における事務の執行 (3) 学校徴収金の管理**」(176 ページ)を参照されたい。

6. 学校教育部学校教育推進室

【概要】

① 学校教育推進室の事務分掌

東大阪市教育委員会事務分掌規則は、学校教育推進室の事務分掌について次のとおり定めている。

- (1) 学校園の教育課程及び学習指導に関すること。
- (2) 学校園の生徒指導及び進路指導に関すること。
- (3) 義務教育学校の運営方針及び教育施策の企画に関すること。
- (4) 総合的な幼児教育及び子育て支援施策の企画に関すること。
- (5) 教科書採択その他教材の取扱いに関すること。
- (6) 学校園の安全指導及び交通安全対策に関すること。
- (7) 学校行事に関すること。
- (8) 各種教育研究会の指導に関すること。
- (9) 教職員の研修に関すること。
- (10) 学校園長会及び教頭会に関すること。
- (11) 日新高等学校改革の企画に関すること。
- (12) 教育の情報化に係る施策の総合的な企画、調整及び推進に関すること。
- (13) 教育の情報化に関する指導及び支援に関すること。
- (14) 教育の情報セキュリティ対策に関すること。
- (15) その他教育の情報化に関すること。

(平成28年度における事務分掌を記載している。)

② 平成 28 年度決算額の内訳

学校教育推進室の平成 28 年度決算額の内訳は表 100 のとおりである。

表 100 平成 28 年度決算額の内訳（学校教育推進室）

（単位：千円）

項	目	事業	決算額	監査対象
教育総務費	事務局費	学校園運営経費	2,721	
		指導研究費	特別支援教育推進事業	247,640
	英語教育推進事業		212,854	●(2)
	学びのトライアル事業		137,793	●(3)
	子ども安全安心推進事業		127,781	●(4)
	教育情報化推進事業		67,937	●
	学校園サポート事業		58,889	●(5)
	クラブ活動推進経費		41,623	●(6)
	学校園教育推進事業		31,481	●(7)
	教育指導研究事務管理費		9,260	●(8)
	障害児童生徒等課外活動 介助経費		8,719	●
	生徒指導経費		2,909	
	日新高等学校短期語学 研修事業		2,412	
	いじめ問題対策事業		2,238	
	一貫教育推進事業		2,000	
	副読本作成経費		480	
	キャリア教育推進事業		405	
	中学校夜間学級実践 研究経費	180		
小学校費	学校建設費	小学校建設事業	213,538	●(9)
中学校費	学校建設費	中学校建設事業	113,271	●(9)
高等学校費	高等学校費	日新高等学校整備事業	3,015	●(9)
合 計			1,287,154	

(注)「監査対象」欄には、監査対象とした事業について●を付すとともに、以下の「監査の結果及び意見」に記載のある事業について該当項目の番号を併記している。

(1) 特別支援教育推進事業

① 概要

ア) 事業の内容

障害のある園児・児童・生徒が学校園生活を円滑に送ることができるよう、多方面より支援するため、次の事業を実施する。

i) スクールヘルパーの配置

市立学校において、特別な支援を必要とする障害のある児童・生徒（発達障害を含む。）が在籍する学校へスクールヘルパーを配置する。

ii) 幼稚園特別支援教育支援員の配置

市立幼稚園において、特別な支援を必要とする障害のある園児（発達障害を含む。）が在籍する幼稚園に特別支援教育支援員（以下「幼稚園支援員」という。）を配置する。

iii) ケアアシスタントの配置

専門的な医療的ケアを必要とする園児・児童・生徒が在籍する学校園に看護師資格を有するケアアシスタントを配置する。

iv) その他

タクシー借上げによる障害児送迎業務のほか、階段昇降機購入費・修繕料、東大阪市療育センターによる相談委託料などを執行している。

イ) 事業費の推移

過去3年間の事業費の推移は、表101のとおりである。

表101 事業費の推移（特別支援教育推進事業）

（単位：千円）

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度
特別支援教育推進事業	241,438	246,109	247,640

ウ) 平成28年度決算額の内訳

平成28年度決算額の内訳は、表102のとおりである。

表102 決算額の内訳（特別支援教育推進事業）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容
報酬	182,273	スクールヘルパー及びケアアシスタントへの報酬
共済費	33,397	スクールヘルパー及びケアアシスタントの社会保険料
賃金	6,697	
報償費	8,983	幼稚園支援員への報酬
旅費	5,348	
需用費	998	
役務費	30	
委託料	2,250	
使用料及び賃借料	4,741	障害児送迎業務におけるタクシー借上料
備品購入費	2,920	
合計	247,640	

② 監査の結果及び意見

ア) 幼稚園支援員の活動形態について【意見29】

幼稚園支援員は、幼稚園に障害（発達障害を含む。）のある園児が在籍し、幼稚園の活動において特別な支援が必要であると教育委員会が認めた場合に配置されるものである。幼稚園支援員になるためには、特に教員免許や保育士の資格が必要とされるわけではないため、一定の要件を満たせば誰でも登録することができ、いわゆる「有償ボランティア」として報償費（1時間当たり1,000円）が支払われている。一方、同じ「特別支援教育推進事業」に含まれるスクールヘルパー及びケアアシスタントは東大阪市との雇用関係があり、報酬や交通費（通勤費）が支払われるとともに、東大阪市が社会保険料を負担している。

近年、地方公共団体においても「有償ボランティア」を行政サービスの担い手として活用することが増えており、特に多様な課題を抱える学校園については、国からもその活用が提案されている経緯もあることから、全国的にも広く定着している状況にある。その結果、学校園、家庭、地域が一体となって子どもを育てる気運の醸成や体制の整備が図られ、学校教育の充実や地域の教育力の向上などにつながるというメリットもある。

一方で、「有償ボランティア」については、労働者との境界が明確でなく、活動内容が一般的な労働と変わらないものである場合には労働関係法規の潜脱となるなどの問題点も指摘されている。

もちろん、学校教育推進室としては、幼稚園支援員の活動形態を説明して納得していただいた方を対象として登録を受け付けているわけであり、この点について問題はない。しかし、ボランティアを前提とした制度設計は、事業の継続性や安定性が十分に確保されたものとは言い難い。

幼稚園支援員は平成28年度に導入された制度であるが、この事業によって構築された仕組みが、今後の幼稚園における特別支援教育に有効に活用できるよう、運用のあり方について継続的に検討することが望まれる。

イ) 障害児送迎業務の利用状況について【意見30】

障害児送迎業務は、市立学校園に在籍する園児、児童又は生徒のうち、身体に障害を有する者の通園又は通学にタクシーを利用してもらい、その利用料金を東大阪市が負担するというものである。

本件業務に係る最近3年間のタクシー借上料は、表103のとおりである。

表 103 障害児送迎業務に係るタクシー借上料の推移

(単位：千円)

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
341	2,976	4,741

料金は、最初の 1 時間までが 5,040 円でその後 30 分毎に 2,520 円となっている。また、本件業務に供されているタクシーは特に車椅子用の昇降機が付いているような特殊なタクシーというわけではなく、通常のタクシーである。

本件業務を利用した証憑としてタクシー会社に提出されたタクシーチケットの半券が学校教育推進室に提出されているため、これを確認したところ、ほとんど全ての半券に記載された料金が 7,560 円となっていた。これは前述した料金設定によれば、通園又は通学に 1 時間から 1 時間半も要したことになる。しかし、利用の際の地理的な状況を確認したところ、自宅から学校園までは 1km も離れておらず、もとより市立学校園の校区内の距離であるから自動車でも 1 時間以上もかかる距離ではない。

これについて、学校教育推進室に確認したところ、登校時間に遅れることのないよう、事前に対象となる子どもの自宅住所をタクシー会社に連絡し、行程と交通状況や地理的要因を確認することで所要時間を算出しているが、タクシー会社から自宅までの迎車の時間が含まれており、また、障害を有する園児、児童又は生徒であるため乗降、準備等に時間を要する場合もあるとのことであった。このため、タクシーの拘束が長くなる場合もあり、地域により 1 時間を超える場合もあるとの説明であった。

一方、本事業の実施面においては、身体に障害を有する者の介助に理解のあるタクシー会社や特定の運転手に依存した部分も多く、その点からは事業そのものの継続性がタクシー会社の状況に影響されることも考えられる。

事業の経済性及び継続性という観点から、まずは対象となる園児、児童又は生徒に対する介助又は支援の具体的な内容やその必要性を検討し、他の代替的な方法がないかを検討することが望まれる。その上で、本件業務をより効率的・経済的に実施する余地があれば改善し、本件業務の中で改善することが困難と判断した場合には、通常のタクシーを利用し後日精算する方法や、他の制度を利用した交通手段にシフトすることも検討の余地がある。

(2) 英語教育推進事業

① 概要

ア) 事業の内容

生徒の異文化理解の深まり及びコミュニケーション能力を育成し、外国語教育（英語）及び外国語活動（国際理解教育など）を一層充実させるために、次の事業を実施する。

i) 東大阪市外国青年（英語指導助手）招致事業

東大阪市が年間雇用にて直接雇用した英語指導助手（Assistant English Teacher、以下「AET」という。）4人を主に日新高等学校に配置し、英語教育の助手に従事してもらっている。

ii) 外国語指導講師活用事業

外国語指導講師（Assistant Language Teacher、以下「ALT」という。）46人を小学校、中学校及び幼稚園に配置している。ALTはAETと異なり、事業者と契約することによって講師派遣（労働者派遣）してもらっている。

iii) 移動英語村

5人1チームのALTを希望のある学校に1日配置する。通常より少人数でALTとコミュニケーションをはかることができるので、自己効力感や学習意欲向上が見込まれる。

イ) 事業費の推移

過去3年間の事業費の推移は、表104のとおりである。

表104 事業費の推移（英語教育推進事業）

（単位：千円）

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度
英語教育推進事業	203,277	212,156	212,854

ウ) 平成28年度決算額の内訳

平成 28 年度決算額の内訳は、表 105 のとおりである。

表 105 決算額の内訳（英語教育推進事業）

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
報酬	15,752	AET への報酬
共済費	2,567	AET の社会保険料
旅費	770	
需用費	14	
役務費	509	
委託料	193,095	ALT の委託料等
負担金補助及び交付金	144	
合計	212,854	

エ) 契約の状況

ALT に係る委託契約の状況は、表 106 のとおりである。

表 106 委託契約の状況（ALT）

契約名	東大阪市外国語指導講師活用業務	
契約先	株式会社インタラック関西東海	特定非営利法人グローバル教育推進機構
契約期間	平成 28 年 4 月 13 日～ 平成 28 年 8 月 30 日	平成 28 年 8 月 31 日～ 平成 29 年 3 月 24 日
契約金額	当初契約：67,802,767 円 変更契約：66,788,804 円	当初契約：133,380,864 円 変更契約：126,200,013 円
契約方法	プロポーザル方式による随意契約	

② 監査の結果及び意見

ア) ALT勤務日数の仕様書との差異について【意見31】

「① 概要 ア) 事業の内容」に記載したとおり ALT 活用事業は、事業者との間で労働者派遣契約を締結することによって実施している。この中で平成 28 年 8 月 31 日以降の特定非営利法人（以下「NPO 法人」という。）との契約に係る仕様書では、「5. 履行期間及び日数」の項目で次のとおり記載している。

5. 履行期間及び日数								
(1) 履行期間は、平成 28 年 8 月 31 日から平成 29 年 3 月 24 日までとする。								
(2) 履行日数は、延べ、5,888 日（＝128（日）×46（人））とする。								
＜各月の履行日数内訳＞								
区分	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
日数	1	20	20	20	14	16	20	17

一方、実際の ALT の活用実績は表 107 のとおりであった。

表 107 ALT の活用実績

(単位：日)

区分	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
仕様書 (A)	46	920	920	920	644	736	920	782	5,888
請求日数 (B)	—	893.97	861.45	890.03	631.77	710.48	895.13	643.16	5,526.01
(B) / (A)	—	97.2%	93.6%	96.7%	98.1%	96.5%	97.3%	82.2%	93.9%

※ 表中「仕様書」欄の各月の日数は、上記「5. 履行期間及び日数」に 46（人）を掛けたものである。

※ 請求日数が実際に従事した日数である。

※ 請求日数には早退、遅刻によって少数点以下の日数が生じる。

表 107 のとおり、平成 28 年度の 8 月以降における ALT の活用状況は仕様書上の要求日数の 93.9%しか実施されていない。内容を請求書等で確認したところ、その理由のほとんどは ALT として NPO 法人が雇用している講師の欠勤、早退、遅刻によるものであった。これでは、学校園が計画的に ALT を活用していくことに支障が生じる場合もあり、本事業の効果にも影響を及ぼす可能性があったのではないかと考えられる。

平成 28 年度の上期（8 月まで）においては、下期とは別の事業者によって ALT が派遣されており、仕様書上の要求日数の 98.5%が実際に履行されている。通常の事業者であればこの程度の履行状況となることは当然と考えられるが、事業者が交代した場合には、学校教育推進室において ALT の活用状況を把握し、問題点を検討するとともに、適宜、事業者側に改善を要求するなど、事業の有効性確保に努める必要がある。

(3) 学びのトライアル事業

① 概要

ア) 事業の内容

本事業は、児童・生徒の学習上の課題を克服するために各学校園を支援し、創意工夫ある取組みを進め、学力向上を図ることを目的とする。また、市立学校園における教育改革の進展を図り、特色ある学校園づくり及び教育効果を循環させていく仕組みづくりを推進し、東大阪市の学校教育の充実を図ることを目的とする。

事業の実施内容は次のとおりである。

i) 非常勤嘱託の配置

非常勤嘱託（学びの環境づくり専門職）を配置し、学力向上担当者がより効果的な動きをするための支援を行う。

ii) 教育フォーラム等による成果の伝達

学力向上に向けた学校園の取組みを市立各学校園に広める。

iii) 学力調査の実施

児童・生徒が自分の力を把握し、目標を持って学力向上に取り組むための標として小学校3年生から中学校2年生に学力調査を実施する。

iv) 研究指定校（トライアルスクール）等による先行的な取組みの推進とその普及（以下「トライアルスクール推進事業」という。）

学校園における教育改革の進展を図り、特色ある学校園づくり及び教育効果を循環させていく仕組みづくりを推進し、東大阪市の学校教育を充実させていく。具体的には、教育委員会指定の「人権教育」、「幼稚園教育」、「夜間学級」、「幼小中高連携」及び「環境教育」の5つの枠について、各学校園が独自のテーマを決め、これに関する研究を行っていくものである。平成28年度においては幼稚園、小学校及び中学校のうち19校園が指定された。

イ) 事業費の推移

過去3年間の事業費の推移は、表108のとおりである。

表108 事業費の推移（学びのトライアル事業）

（単位：千円）

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度
学びの トライアル事業	203,800	201,633	137,793

平成 27 年度から平成 28 年度にかけて事業費が大きく減少しているのは、前述した非常勤嘱託を縮小したためである。

ウ) 平成28年度決算額の内訳

平成 28 年度決算額の内訳は、表 109 のとおりである。

表 109 決算額の内訳（学びのトライアル事業）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容
報酬	89,760	非常勤嘱託への報酬
共済費	15,891	非常勤嘱託の社会保険料
報償費	110	
旅費	4,526	
需用費	5,588	
委託料	21,916	学力調査、トライアルスクール推進事業
合計	137,793	

エ) 契約の状況

学びのトライアル事業のうち、トライアルスクール推進事業に係る委託契約の状況は、表 110 のとおりである。なお、契約期間はいずれも平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日であり、契約方法は随意契約である。平成 28 年度は契約金額と同額を支出している。

表 110 委託契約の状況（トライアルスクール推進事業）

（単位：円）

契約先	枠名	契約金額
小阪小学校トライアルスクール推進委員会	環境教育	180,000
盾津中学校トライアルスクール推進委員会	環境教育	180,000
長栄中学校トライアルスクール推進委員会	環境教育	180,000
弥刀中学校トライアルスクール推進委員会	環境教育	180,000
英田南小学校トライアルスクール推進委員会	環境教育	70,000
長瀬東小学校トライアルスクール推進委員会	環境教育	70,000
布施中学校トライアルスクール推進委員会	環境教育	140,000
布施中学校トライアルスクール推進委員会	夜間学級	150,000
長栄中学校トライアルスクール推進委員会	夜間学級	150,000
英田幼稚園トライアルスクール推進委員会	幼稚園教育	470,000

契約先	枠名	契約金額
長瀬北小学校トライアルスクール推進委員会	人権教育	250,000
意岐部東小学校トライアルスクール推進委員会	人権教育	250,000
意岐部中学校トライアルスクール推進委員会	人権教育	250,000
金岡中学校トライアルスクール推進委員会	人権教育	250,000
縄手南中学校ブロックトライアルスクール推進委員会	幼小中高連携	150,000
枚岡中学校ブロックトライアルスクール推進委員会	幼小中高連携	150,000
高井田中学校ブロックトライアルスクール推進委員会	幼小中高連携	200,000
長瀬中学校ブロックトライアルスクール推進委員会	幼小中高連携	200,000
布施中学校ブロックトライアルスクール推進委員会	幼小中高連携	200,000
19委員会：		3,670,000

② 監査の結果及び意見

ア) 収支決算書の確認について【監査の結果15】

縄手南中学校ブロックトライアルスクール推進委員会が提出した「平成 28 年度 トライアルスクール推進事業収支決算書」(以下「収支決算書」という。)によると、本事業における同委員会への委託料は 15 万円であり、その使途は表 111 のようになっていた。

表 111 収支決算書に記載されている支出の内容

(単位：円)

費目	用途	金額
環境整備費	授業発表及びモニター用大型テレビ(一部)	50,000
消耗品費	リサイクルインクジェット	68,400
消耗品費	メンテナンスタンク	13,200
消耗品費	普通紙ロール	15,912
消耗品費	CD-R	2,396
消耗品費	レーザー	92
合計		150,000

一方で、事業実施報告書に添付されている上記収支決算書の証憑は、異なる 3 者の事業者から受領した各々 5 万円の領収書が 3 枚となっており、収支決算書の内容とは、合計金額を除いて全く一致していない。領収書がどのような経緯で入手されたのかは不明であるが、学校教育推進室としては収支決算書の内容と証憑の一致は確認しておく必要がある。

イ) トライアルスクール推進事業の委託料で購入した備品の管理について

【意見32】

「① 概要 エ) 契約の状況」に記載したようにトライアルスクール推進事業は各学校園にあるトライアルスクール推進委員会への委託という形で実施されている。各トライアルスクール推進委員会は、その委託料から消耗品の購入費用、講師の謝礼、研修に赴く際の交通費などを支出している。さらに、これらに加えて学校園によってはその委託料の中から、支出した翌年度以降も使用できるような備品を購入している場合がある(表 112 参照)。

表 112 トライアルスクール推進事業の委託料による備品の購入

(平成 28 年度)

(単位：円)

学校園名	備品	金額
盾津中学校	プロジェクター	180,000
長栄中学校	Ipad 3台	169,128
弥刀中学校	プロジェクター	129,600
	タブレット保管庫	50,400
布施中学校	園芸用テーブル・イスセット	91,035
意岐部中学校	図書	100,000
縄手南中学校	大型テレビ	50,000
長瀬中学校	大型ホチキス	50,000

表 112 に記載した備品は、厳密に言えばトライアルスクール推進委員会という学校園とは別の任意団体が所有する資産である。学校教育推進室では、このような備品について本事業終了後の年度において各学校園がどのように管理するか把握しておらず、各学校園が自主的に管理している状況である。

おそらく、多くの備品については、それぞれの学校園が公費にて通常購入した資産と同様の管理をしていると考えられるが、このような状態は他の任意団体が所有する資産の借用に当たるため、適切な手続きが必要なはずである。一方で、購入原資が公金であることは他の備品と変わらない事実であり、事業が終了した後も適切に管理し、学校園の教育活動に供することが妥当な対応であると考えられる。

そこで、本事業で購入し翌年度以降も継続して使用できる備品については、トライアルスクール推進委員会の所有を明確にした上で各学校園にて公費購入備品に準じて管理することが適切である。具体的には、東大阪市財務規則第 193 条の規定に準じて、当該備品への備品整理票（シール等）を貼付するとともに備品台帳上でトライアルスクール推進委員会所有の明記が必要である。

ウ) 備品等の購入のタイミングについて【意見33】

本事業の事業目的は「① 概要 ア) 事業の内容」に記載したとおりである。このことから、本事業でトライアルスクール推進委員会に支払われた委託料は、本来的にはその年度の取組みに供されることが適当である。しかし、表 113 の備品等の購入については、そのタイミングが年度末に近い時期になされており、どのような活動に供されたのか疑問に感じるものが見受けられた。

今後は、トライアルスクール推進委員会の当該年度における取組みが予定どおりにいかなかった場合には返還させるなどの処置が必要である。

表 113 平成 28 年度本事業における年度末付近の支出

学校園名	内容
布施中学校	園芸用テーブル・イスセット（91,035 円）を平成 29 年 3 月 28 日に購入している。
意岐部中学校	図書（100,000 円）の一部を平成 29 年 3 月 23 日に購入している。
長瀬中学校	コピー用紙（17,081 円）を平成 29 年 3 月 30 日に購入している。

(4) 子ども安全安心推進事業

① 概要

ア) 事業の内容

通学途中に子どもが被害にあう事件や交通事故が生起している現状を勘案し、子どもの安全を確保するために、教育委員会・学校・地域・家庭で連携した取組みを進めていくことを目的にして、次の事業を行っている。

i) 愛ガード運動推進事業

「地域の子どもは地域で守る！」を合言葉に保護者や地域が協力して登下校時の見守りや見回りを中心とする安全確保の取組みを推進する。

ii) 子ども安全パトロール事業

小学校に警備員を配置し、校舎内巡視、来校者受付や校区内巡回を行う。

iii) 子ども安全連絡網事業（ひがしおおさかスマイルネット）

子どもの安全に関する情報等を希望する保護者に配信する。

iv) スクールガードリーダーの配置

警察OBであるスクールガードリーダーによる巡回を行い、愛ガード運動に対する指導を行う。

v) 防犯ブザーの配付

児童の安全確保と防犯意識の啓発を目的にトライくん型防犯ブザーを配布する。

イ) 事業費の推移

過去3年間の事業費の推移は、表114のとおりである。

表114 事業費の推移（子ども安全安心推進事業）

（単位：千円）

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度
子ども安全安心推進事業	146,010	130,430	127,781

ウ) 平成28年度決算額の内訳

平成28年度決算額の内訳は、表115のとおりである。

表115 決算額の内訳（子ども安全安心推進事業）

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
報償費	1,630	
需用費	3,256	
役務費	3,069	
委託料	119,824	愛ガード運動推進事業、 子ども安全パトロール事業
合計	127,781	

エ) 契約の状況

愛ガード運動推進事業に係る委託契約の状況は、表116のとおりである。

表116 委託契約の状況（愛ガード運動推進事業）

契約名	愛ガード運動推進事業
契約先	縄手小学校愛ガード運動推進委員会他53団体
契約期間	平成28年4月1日～平成29年3月31日
契約金額	1団体につき205千円～250千円、 (※53団体合計で11,680千円)
契約方法	随意契約（自治令第167条の2第1項第2号）

また、子ども安全パトロール事業に係る委託契約の状況は、表117のとおりである。

表117 委託契約の状況（子ども安全パトロール事業）

契約名	子ども安全パトロール（西） 事業業務委託		子ども安全パトロール（東・中） 事業業務委託	
	株式会社DAI MON	ナガセ総合警備 保障株式会社	ナガセ総合警備 保障株式会社	日本トラスト株 式会社
契約期間	平成28年4月1 日～平成28年5 月31日	平成28年6月1 日～平成29年3 月31日	平成28年4月1 日～平成28年5 月31日	平成28年6月1 日～平成29年3 月31日
契約金額	8,176,296円	43,887,000円	8,760,693円	47,321,000円
予定価格	8,176,296円	44,716,000円	8,760,693円	48,218,000円
契約方法	随意契約	指名競争入札	随意契約	指名競争入札

② 監査の結果及び意見

ア) 愛ガード運動協力員の確保について【意見34】

愛ガード運動は、「地域の子どもは地域で守る!」、「子どもの安全はみんなの力で!」を合言葉に子どもたちが安心して学校へ通学し、元気に学校生活を送ることができるようにするボランティア活動である。

子どもの安全確保を図るため、小学校区ごとに学校・家庭・地域が連携し、パトロールや見守り、あいさつ等の声掛けなどを実施している。

i) 見回り活動（パトロール・巡回・付添登下校等）

登下校時に地域・家庭の協力のもと通学路などの見回り活動としてパトロール、巡回等を行う。

ii) 見守り活動（あいさつ・声掛け運動等）

登下校時に地域・家庭の協力のもと散歩や植木の水遣り、掃除等の活動を行い、子どもたちにあいさつ等、声掛けをしながら見守りを行う。

iii) 交通安全活動（登下校時の安全確保等）

本事業は、町内会、老人会及びPTAなどで構成される各地域の愛ガード運動推進委員会（以下「推進委員会」という。）と東大阪市が委託契約を締結し、各推進委員会に愛ガード運動の実施を委託することで実施しているものである。各年度終了後において、これらの推進委員会から事業報告がなされるが、その事業報告の中で、多くの推進委員会が今後の課題として愛ガード運動協力員の成り手不足への不安について記載している。

学校教育推進室としてもこの状況は認識しており、学校から保護者へのお願い、学校だよりや市政だよりによって愛ガード運動協力員の宣伝・募集を積極的に行っている。しかし、現在の愛ガード運動協力員も既に高齢化が進んでおり、早晚、愛ガード運動協力員の人数も不足してくることが予想される。その上で、本制度を継続していこうとするならば、現在行っている愛ガード運動協力員の募集方法に加えて、より広範な関係者に声をかける工夫や本事業のやりがいや魅力を効果的にアピールする手段を検討していくことが望まれる。

(5) 学校園サポート事業

① 概要

ア) 事業の内容

学校園における様々な課題に対して、より効果的な人的支援を行い、課題の改善を図るため、スクールサポーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー（以下、3者をまとめて「スクールサポーター等」という。）等を各学校園に派遣する。

i) スクールサポーター

スクールサポーターを活用し、各学校園の課題（学力向上・特別支援教育・生徒指導・日本語指導・クラブ指導）に応じた支援を行う。市立の全学校園に配置されている。

ii) スクールカウンセラー

子ども・保護者・教職員に対して、カウンセリング等を行い、支援する。市立日新高等学校のみに配置されている。

iii) スクールソーシャルワーカー

子ども・保護者に対して、関係機関を含めた環境調整を行う。学校園に対してもアセスメント・プランニング、校園内体制等を支援する。市立の小学校7校に配置されているが、そこを拠点として、他の市立学校園に派遣されることがある。

iv) 弁護士

保護者からの学校園に対する要望や訴訟等に関わる対応において学校園を支援する。

イ) 事業費の推移

過去3年間の事業費の推移は、表118のとおりである。

表118 事業費の推移（学校園サポート事業）

（単位：千円）

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度
学校園サポート事業	54,508	59,400	58,889

ウ) 平成28年度決算額の内訳

平成28年度決算額の内訳は、表119のとおりである。

表119 決算額の内訳(学校園サポート事業)

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
報償費	58,737	スクールサポーター等及び弁護士の報償費
役務費	152	
合計	58,889	

② 監査の結果及び意見

ア) スクールサポーター等の活動形態について【意見35】

スクールサポーター等の活用内容、資格要件及び謝金は、表 120 のとおりである。

表 120 スクールサポーター等の活用内容、資格要件及び謝金

区分	スクールサポーター	スクールカウンセラー	スクールソーシャルワーカー
活用内容	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学校園の教育活動に関する事 (2) 学力向上・学習補充に関する事 (3) 生徒指導に関する事 (4) 特別支援教育に関する事 (5) 日本語指導に関する事 (6) 中学校・高等学校における部活動に関する事 (7) 進路指導・就職支援に関する事 (8) その他、東大阪市教育委員会が認める事項に関する事 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 生徒、保護者、教職員等からの相談及びそれに対する助言 (2) その他東大阪市教育委員会学校教育推進室長及び勤務先の学校長が認めるもの 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学校園及び教育委員会、関係機関等とのコーディネート (2) 教職員研修等での講義及び模擬ケース会議などの実施 (3) 校園内及び幼・小・中・高等学校が合同で実施するケース会議等における福祉的視点からのアセスメントとプランニング (4) スクールカウンセラーとの連携 (5) 教育委員会が主催する研修会等への参加 (6) その他、教育委員会が必要と認めること
資格要件	<ul style="list-style-type: none"> (1) 国公立諸学校園の教職員以外の者 (2) 当該項目について、専門的な知識・経験等を有する者 (3) 学校園の教育活動に理解を有し、教育に対する熱意を有する者 (4) 健康状態の良好な者 (5) プライバシーの保護に努めるなど、人権意識の高い者 (6) 大学生以上の年齢である者(高校生は不可) 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定する「臨床心理士」の資格を有する者 (2) スクールカウンセラーとして活動するために必要な熱意、識見を有し、健康な者 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 社会福祉に関して専門的な知識・経験を有する者(社会福祉士及びそれに準ずると認められる者)で、過去に小中学校において相談・援助活動をした経験がある者 (2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条の各号のいずれにも該当しない者 (3) スクールソーシャルワーカーとして職務を遂行するために必要な熱意、見識を有する者
謝金	1時間につき1,000円	1時間につき5,200円	1時間につき3,500円

スクールサポーター等については、「(1)特別支援教育推進事業」で述べた幼稚園支援員(118ページ参照)と同様、いわゆる「有償ボランティア」であり、それぞれ表120に記載した1時間当たりの謝金(報償費)が支払われるのみで、東大阪市はスクールサポーター等の通勤費や社会保険料を負担していない。

スクールサポーターの活動実態について、各学校園から毎年提出される『「スクールサポーター活用事業」年間報告書』により確認したところ、スクールサポーターは、今や学校現場において、なくてはならない存在となって状況となっていることを実感した。

そのような存在について、ボランティアを活用して配置する意義やその効果について理解することはできるが、ボランティアを前提とした制度設計は事業の継続性や安定性が十分に確保されたものとは言い難い。

また、「有償ボランティア」をめぐっては、労働者との境界が明確でなく、活動内容が一般的な労働と変わらないものである場合には労働関係法規の潜脱となるなどの問題点が指摘されていることについては、前述のとおりである。

近隣市町村においても、スクールサポーター等については、同様に「有償ボランティア」によっている場合が多い状況にあるが、事業の継続性や安定性を向上させる観点から、近隣市町村の動向も踏まえながら、運用のあり方について継続的に検討することが望まれる。

(6) クラブ活動推進経費

① 概要

ア) 事業の内容

生徒たちの自主性の涵養・健康の維持・体力向上により、「生きる力」の育成を図るため、中学校・高等学校におけるクラブ活動の活性化を推進することを目的とする。事業内容は次のとおりである。

i) クラブ活動運営費補助事業

中学校・高等学校におけるクラブ活動の運営に要する経費を補助する。

ii) 全国大会等出場補助事業

中学校・高等学校での運動・文化の各クラブにおいて、全国・近畿大会に出場に要する経費（交通費・宿泊費）を補助する。

iii) 運動部活動専門職嘱託

ラグビーの普及・強化を図るため、ラグビー部の指導及び保健体育授業補助として専門職嘱託を4人配置する。

イ) 事業費の推移

過去3年間の事業費の推移は、表121のとおりである。

表121 事業費の推移（クラブ活動推進経費）

(単位：千円)

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度
クラブ活動推進経費	41,105	40,226	41,623

ウ) 平成28年度決算額の内訳

平成28年度決算額の内訳は、表122のとおりである。

表122 決算額の内訳（クラブ活動推進経費）

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
報酬	8,640	運動部活動専門職嘱託の報酬
共済費	1,397	
旅費	223	
負担金補助及び交付金	31,361	クラブ活動運営費補助、 全国大会等出場補助
合計	41,623	

② 監査の結果及び意見

ア) クラブ活動運営費補助事業で購入した備品の管理について【意見36】

本事業は、市立中学校及び高等学校のクラブ活動の運営に要する経費について、各学校に補助金を交付するものである。補助対象経費の内容は表 123 のようになっている。

表 123 クラブ活動運営費補助事業の補助対象経費

(1) 補助対象経費として認められるもの (クラブ活動全体に係る経費)	例 1. 備品、消耗品 例 2. 備品（楽器等）運搬費、修理費 例 3. 大会参加費、登録費、施設借上げ費等
(2) 補助対象経費として認められないもの (個人に還る経費)	例 1. 個人への飲食代、交通費 例 2. 個人の所有物（ユニフォーム等）となるもの

(出典：東大阪市クラブ活動運営費補助金交付要綱)

表 123 に記載したとおり、学校ではクラブ活動に供するための備品を本事業の補助金を利用して購入する場合があるが、学校教育推進室においてはこのような備品について各学校がどのように管理するか指導しておらず、各学校が独自の判断で管理している状況である。

本年度の包括外部監査においては一部の学校について実地監査を実施している。その中には、本事業によって購入した備品を他の公費によって購入した備品と区別して管理している学校も見られた。一方で、そのような区別が全ての学校においてなされているかについては、学校教育推進室においても把握していない。

このように本事業で購入した備品の管理方針が統一的に定められていないことは、以下のような問題につながると考えられる。

例えば、本事業で購入した備品の修繕費は本事業の補助金から充当すべきであるが、他の公費によって購入した備品と区別せず管理している場合、どれが本事業で購入した備品かわからなくなる。もし、本事業で購入し壊れてしまった備品を公費で修繕しても良いというのであれば、全て公費で購入すればよいのであり、もはや本事業の意義はなくなってしまう。

この他にも、当該備品を廃棄する場合の手続きや紛失した場合の責任など、区別せずに管理することで様々な現場レベルの混乱を来たすおそれがある。

したがって、本事業で購入した備品と他の公費によって購入した備品は区別して管理し、東大阪市財務規則第 193 条の規定に準じて、当該備品への備品整理票（シール等）の貼付及び備品台帳上での本事業による取得について明記することが必要である。

(7) 学校園教育推進事業

① 概要

ア) 事業の内容

学校園の活性化及び教育の推進に関する事業を実施し、学びの質の向上と創意工夫に満ちた魅力ある学校園づくりを進める事業である。事業の内容は次のとおりである。

i) 学校園教育活動支援事業

市立学校園における教育目標の達成、学校園の活性化を図り、諸課題に対し学校園の教育活動を支援し、教育力を総合的に高める。(主に、教職員の資質向上、生徒指導、学校外部評価、地域連携、校種間連携等の推進を図る。)

ii) 教育研究会活動支援事業

教科・教科外研究会の活動を支援し、教科領域の研究の深化を図る。

iii) 文化芸術推進事業

市立中学校及び高等学校に専門家を派遣し、音楽クラブの活性化を図る。

イ) 事業費の推移

過去3年間の事業費の推移は、表124のとおりである。

表124 事業費の推移(学校園教育推進事業)

(単位:千円)

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度
学校園教育推進事業	33,806	31,905	31,481

ウ) 平成28年度決算額の内訳

平成28年度決算額の内訳は、表125のとおりである。

表125 決算額の内訳(学校園教育推進事業)

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
需用費	293	
委託料	31,187	学校園教育活動支援事業委託等
合計	31,481	

エ) 契約の状況

学校園教育活動支援事業委託に係る委託契約の状況は、表 126 のとおりである。

表 126 委託契約の状況（学校園教育活動支援事業委託）

契約名	学校園教育活動支援事業委託	
契約先	各学校園に組織された学校園教育活動研究会 (幼稚園：19 団体、小学校：52 団体、中学校：25 団体、高等学校：1 団体)	
契約期間	平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日	
契約金額	幼稚園	161,500 円 (16 団体)、201,500 円 (3 団体)
	小学校	221,500 円 (11 団体)、241,500 円 (20 団体)、 281,500 円 (20 団体)、341,500 円 (1 団体)
	中学校	321,500 円 (15 団体)、371,500 円 (9 団体) 4,015,000 円 (1 団体)
	高等学校	416,000 円 (1 団体)
契約方法	随意契約 (自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号)	

② 監査の結果及び意見

ア) 学校園教育活動支援事業の委託料による学校経費の支出について

【意見37】

学校園教育活動支援事業は、各学校園内に組織された学校園教育活動研究会（以下「研究会」という。）の長への委託という形で実施されている。この研究会の長は学校園長が務めることとなっている。

委託契約による事業の内容や目的、取組み例などは表 127 のとおりである。

表 127 学校園教育活動支援事業の内容

事業内容	目的	取組み例
(1) 教職員の資質の向上に関する事	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の教科・領域に関する専門知識の深化 ・指導力の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・校園内研修 ・各教科・領域の研究会への参加 ・研究に関する先進校園視察
(2) 生徒指導等に関する事	<ul style="list-style-type: none"> ・問題に即したきめ細かい指導の推進 ・生徒指導活動の充実と円滑化 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連絡調整 ・生徒指導に係る研修、防犯教室、CAP等 ・校園区内巡回、巡視活動 ・校園内環境整備 ・生徒指導対応
(3) 学校園の外部評価に関する事	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者や地域の信頼に応える開かれた学校園づくりの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・評議員等の会議運営他 ・学校教育自己診断 ・有識者等による第三者評価
(4) 地域連携に関する事	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者や地域等に対する説明責任の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・適切、定期的な情報提供 ・地域人材の活用 ・オープンスクール等、授業公開、学校園公開 ・校園区内交流事業
(5) 校種間連携に関する事	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校区における学校園の教職員及び園児・児童・生徒間交流や連携の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・校園区内会議、研修 ・園児・児童・生徒の交流事業 ・教職員の共同研究活動

（出典：「平成 28 年度 学校園教育活動支援事業実施要領」）

表 127 の事業内容は、教員が学校園において日々従事している教育活動と重なる部分が少なからずあるのではないかと考えられるため、本事業の支出内容が、通常の教育活動にかかる経費なのか、特定の事業のための経費なのか見分けがつきにくい場合もある。

このことは、学校園とは別の任意団体である研究会が学校園における通常の教育活動にかかる費用を負担していることになる可能性があるという問題につながると考える。

義務教育にかかる費用は公費で賄うべきであるという原則に立てば、小学校及び中学校における教育活動の費用は公費で賄うべきという結論になる。また、幼稚園及び高等学校についても、通常の教育活動にかかる費用は設置者

である東大阪市が負担すべきものである。

したがって、このような研究会に対して委託を行うことは、学校園で日常実施されている教育活動とは異なる特定の目的をもった教育活動を実施することに限定して認められるべきである。

このような問題は、本事業の内容及び目的が学校園の現場で行われている日々の業務とかなりの部分で重複しているため、本事業に係る事務が教員としての本来業務なのか研究会の業務なのか判然としないために生じている。

学校教育推進室としては、本事業を実施するに至った経緯に立ち返り、教員の本来業務との重複部分をなくすよう検討する必要がある。また、学校園における通常の教育活動に係る費用については施設整備課から学校園に配当される予算から支出すべきである。

イ) 学校園教育活動支援事業の委託料で購入した備品の管理について

【意見38】

本意見は「(3) 学びのトライアル事業」における意見「イ) トライアルスクール推進事業の委託料で購入した備品の管理について【意見 32】」(127 ページ)に記載したものと同様の内容である。

各学校園に組織された研究会は、学校園教育活動支援事業に係る委託料から消耗品の購入費用、講師の謝礼、研修に赴く際の交通費などを支出している。加えて、学校園によってはその委託料の中から、支出した翌年度以降も使用できるような備品を購入している場合がある。

このような備品は、厳密に言えば研究会という学校園とは別の任意団体が所有する資産である。学校教育推進室は、このような備品について本事業終了後の年度において各学校園がどのように管理するか指導しておらず、各学校園が自主的に管理している状況である。

おそらく、多くの備品については、学校園が公費にて通常購入した資産と同様の管理をしていると考えられるが、このような状態は学校園とは別の任意団体が所有する資産の借用に当たるため、適切な手続きが必要なはずである。一方で、購入原資が公金であることも事実であり、事業が終了した後も適切に管理し、学校園の教育活動に供することが妥当な対応であると考ええる。

そこで、本事業で購入し翌年度以降も継続して使用できる備品については、研究会の所有を明確にした上で各学校園にて公費購入備品に準じて管理することが適切である。具体的には、東大阪市財務規則第 193 条の規定に準じて、当該備品への備品整理票(シール等)の貼付及び備品台帳上での研究会所有の明記が必要である。

ウ) 消耗品等の購入のタイミングについて【意見39】

本意見は「(3) 学びのトライアル事業」における意見「ウ) 備品等の購入のタイミングについて【意見 33】」(128 ページ)に記載したものと同様の内容である。

学校園教育活動支援事業で研究会に支払われた委託料は、本来的にはその年度の実施に供されることが適当である。しかしながら、表 128 のように、委託料による消耗品等の購入のタイミングが年度末に近い時期になされておりどのような活動に供されたのか疑問に感じるものが見受けられた。

表 128 平成 28 年度本事業における年度末付近の支出

学校園名	内容
石切小学校	平成 29 年 3 月 28 日に通知表用紙 53,206 円、3 月 29 日にトナー 8,340 円、印刷インク 49,896 円、プリンター用インク及び紙 46,718 円、3 月 30 日にトナー 48,440 円を購入している。
縄手東小学校	平成 29 年 3 月 15 日にファイル 5,900 円、デジカメ 32,140 円、3 月 17 日に学級づくり等関係書 30,000 円、教科研究図書 20,000 円、教科研究図書 23,900 円、21 日にチェストタイマー 18,443 円を購入している。
森河内小学校	平成 29 年 3 月 22 日にインクカートリッジ 11,558 円、ファイル 12,000 円を購入している。

今後は、研究会の当該年度における取組みが予定どおりにいかなかった場合には返還させるなどの処置が必要である。

また、石切小学校の「通知表用紙 53,206 円」については、学校園における通常の教育活動に係る費用であり、「ア) 学校園教育活動支援事業の委託料による学校経費の支出について【意見 37】」で述べたように、本来は、施設整備課から学校園に配当される予算から支出すべきものである。

なお、平成 26 年度包括外部監査「一般会計等における委託料に係る事務の執行について」において、学校教育推進室の所管する委託料も監査対象となっている。平成 26 年度包括外部監査では、「【意見 59】学校園教育活動支援事業委託の支出範囲の検証と完了確認・評価について」(165 ページ)として、本事業に関連して次のとおり記載されている。

【平成 26 年度包括外部監査報告書 抜粋】

本委託料は「東大阪市立幼稚園・小中高等学校（以下、「学校園」という。）における教育目標の達成、学校園の活性化を図り、諸課題に対し、学校園の教育活動を支援し、教育力を総合的に高める」ことを目的として支出されており、その用途については各研究会に一定の裁量を与えられている。これにより、各学校園は各々の教育課題に対する支出内容を広範囲に解釈することも可能となっている。

よって、少なくとも本市で行う実績確認、評価について、現在実施されている「領収書等支出を証明する書類の写しを求め、報告された収支報告書・事業報告書の内容と照らし合わせて適正な支出がなされているかの確認」だけでなく、各学校園が計画に基づいた適切な支出範囲の支出を行っているかを厳格に検証することが望ましい。

また学校園が抱える課題や重点目標は、各学校園だけでなく PTA や地域住民が一体となって取り組むことで、より効果が期待できるものと考えられる。そのため、本件における各学校園の計画や支出内容を公表し、その必要性や重要性に関して、これら関係者の協力を得ることも有用ではないかと考える。

上記の意見に対しては、平成 28 年 9 月末現在の措置状況報告において「未措置」とされているが、今後、学校教育推進室において、本年度の包括外部監査における意見も参考にして、具体的な措置を検討されたい。

(8) 教育指導研究事務管理費

① 概要

ア) 事業の内容

本事業は、学校教育推進室における事務管理経費である。内容としては、職員の出張経費、消耗品購入・印刷物作成にかかる費用、切手代、また、全国又は大阪府内にある学校教育関係の任意団体に加入あるいは加盟するための負担金又は会費、研修会の参加費用などである。

イ) 事業費の推移

過去3年間の事業費の推移は、表129のとおりである。

表129 事業費の推移（教育指導研究事務管理費）

(単位：千円)

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度
教育指導研究事務管理費	9,326	9,653	9,260

ウ) 平成28年度決算額の内訳

平成28年度決算額の内訳は、表130のとおりである。

表130 決算額の内訳（教育指導研究事務管理費）

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
旅費	92	
需用費	850	
役務費	50	
負担金補助及び交付金	8,267	各種負担金、研修参加負担金
合計	9,260	

② 監査の結果及び意見

ア) 負担金等の金額の妥当性について【意見40】

「①概要 ア) 事業の内容」に記載のとおり、本事業には全国又は大阪府内にある学校教育関係の任意団体に加入あるいは加盟するための負担金又は会費、さらには研修会の参加費用など（以下「負担金等」という。）が含まれている。

平成 28 年度の各団体への負担金等は、小中学校に係るものが 55 団体に対し合計で 7,716 千円であり、また、日新高等学校に係るものが 25 団体に対し 403 千円であった。

学校教育推進室では、全ての団体から毎年事業報告を入手し、これを保管している。また、負担金等の金額は、会則又は規約に記載されているとおりで適正に処理されていた。

一方で、そもそもの負担金等の金額については、その妥当性に疑義があると思われるものが見受けられた。

表 131 市が負担金等を支払っている団体（一部）の収支状況

（単位：千円）

区分	全国英語科・国際科高等学校長会	全国都市立高等学校長会	大阪府高等学校国語研究会	大阪府高等学校定時制通信制教育振興会	大阪府高等学校定時制通信制教頭協会	大阪府小学校生活科・総合的な学習教育研究協議会
負担金等の額（年額）	5,000 円	11,000 円	7,200 円	11,950 円	5,000 円	52,000 円
収入額	1,380	4,314	1,192	1,501	321	1,581
前年度繰越額	610	1,580	493	518	226	597
負担金等収入 A	770	2,734	698	872	95	983
その他収入	0	0	0	111	0	0
支出額	672	2,631	580	839	61	775
収支差額（次年度繰越額） B	708	1,682	611	662	260	805
負担金等収入に対する次年度繰越額の割合 (B/A)	91.9%	61.5%	87.5%	75.9%	273.7%	81.9%

（出典：各団体の事業報告又は会計報告による。）

前述したとおり、全部で 80 の団体に対する負担金等をほぼ毎年支払っているが、表 131 に記載した 6 つの団体は、その中でも特に「負担金等収入に対する次年度繰越額の割合」が高い団体である。この割合が 100% になると負担金等による収入と同額を次年度に繰り越していることとなるが、100% を超えて

いなくとも負担金等の金額が活動実態に見合わず高く設定されているため、次年度繰越額が毎年少しずつ増加していく傾向がある。

表 131 の 6 団体の事業報告を閲覧すると各団体ともに活動実態はあるが、いずれの団体に対する負担金等も会則や規約で一律に定められており、毎年の収支差額を反映して柔軟に設定することは困難である。しかし、各学校園が当該団体の会員（構成員）であるから会則や規約そのものを変更する提案をすることは可能なはずである。

表 131 の 6 団体に対する負担金等の年間支払額は、多くて 52,000 円であるが、80 団体の中には数 10 万円というものもある。事業報告等の情報を収集した上で、このような負担金等の金額の妥当性も検証して、妥当でないと判断した場合には、団体に対し会則や規約を変更して負担金等の金額を是正するよう要望されたい。

(9) 学校建設事業（教育用コンピュータ等整備）

① 概要

教育の情報化の推進を目的とし、教材用コンピュータや校務用コンピュータの整備を行い、ICT を効果的に活用できる環境整備を実施する。

ア) 事業費の推移

過去3年間の事業費の推移は、表132のとおりである。

表132 事業費の推移（学校建設事業（教育用コンピュータ等整備））

（単位：千円）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
小学校建設事業	214,270	206,699	213,538
中学校建設事業	96,272	99,128	113,271
日新高等学校 整備事業	453	213	3,015

イ) 平成28年度決算額の内訳

平成28年度決算額の内訳は、表133のとおりである。

表133 決算額の内訳（学校建設事業（教育用コンピュータ等整備））

（単位：千円）

	小学校 建設事業	中学校 建設事業	日新高等学校 整備事業	主な内容
委託料	4,845	12,465	2,713	KWMモデル事業用システムの導入・管理業務（中学校）等
使用料 及び賃借料	208,693	100,806	301	学校における校務用・学習用パソコン等リース料
合計	213,538	113,271	3,015	

ウ) KWM関連の委託業務

「キーワードを用いたICT学習支援ツール（Key Words Meeting: KWM）の活用に関する共同研究事業」では、中学校の授業にタブレットを活用した支援ツールを試験的に導入することにより、学習・教育の可視化を支援し、こどもの学力向上と教職員の授業力を高めることを目的としている。

KWMに係る予算の執行については、学校教育推進室と教育センターにおいて行われており、その概要は、表134のとおりである。

表 134 KWM に係る予算執行の内訳

所管	予算科目		相手先	主な内容	決算額
学校教育 推進室	中学校 建設事業	委託料	株式会社 Key Word Lab	専用サーバ調達、KWM システム保守費など	7,182
			株式会社 内田洋行 大阪支店	タブレット端末導入 など	3,434
教育 センター	教職員 研修経費	委託料	国立大学法人 九州工業大学	共同研究費	2,786
		旅費		職員出張旅費	130
合計					13,533

学校教育推進室では KWM 運用のためのサーバの調達やシステム保守及びタブレット端末の導入及び保守を委託している。

なお、九州工業大学との共同研究については、「7. 学校教育部教育センター（4）教職員研修経費」（162 ページ）において述べる。

学校教育推進室における KWM モデル事業に係る業務委託の状況は、表 135 のとおりである。

表 135 KWM モデル事業に係る委託契約（学校教育推進室）

契約名	KWM モデル事業用システムの導入・管理業務及び同事業に係る研究・研修等業務他 1 件
契約先	株式会社 Key Word Lab
契約期間	平成 28 年 7 月 19 日から平成 29 年 3 月 31 日他
契約金額	7,182,000 円
契約方法	随意契約（自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号）

② 監査の結果及び意見

ア) KWMモデル事業に係る委託業務の見積書について【監査の結果16】

学校教育推進室では、表 135 及び 136 のとおり、KWM モデル事業のうち、KWM モデル事業用システムの導入やシステム保守に係る委託契約を行っている。契約の相手方は、支援ツールの独占的使用権を有する株式会社 Key Word Lab であり、自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号による随意契約である。

表 136 学校教育推進室における KWM に係る委託契約の概要

件名	相手先	委託料 (円)
KWM モデル事業に係る機器等選定・調達業務	株式会社 Key Word Lab	432,000
KWM モデル事業用システムの導入・管理業務	株式会社 Key Word Lab	3,240,000
KWM モデル事業に係る研究・研修等業務	株式会社 Key Word Lab	3,510,000

本件契約に関わる見積書には、「KWM モデル事業に係る機器等選定・調達業務 一式 432,000 円」、「KWM モデル事業用システムの導入・管理業務 一式 3,240,000 円」及び「KWM モデル事業に係る研究・研修等業務 一式 3,510,000 円」と一括して記載されており、業務内容に係る項目ごとの詳細な見積額は記載されていない。随意契約といえども、金額の妥当性について検証する必要があるため、詳細な見積りを入手する必要がある。

7. 学校教育部教育センター

【概要】

① 教育センターの概要

教育センターとは、教員研修、専門的研究、教育相談等の活動を行うことを目的とする機関である。地教行法第30条に基づいて都道府県及び市町村が設置することができ、教育委員会が管理する。設置主体により教育センター、教育研究所、教育相談所、相談室等の名称が用いられている。

【地教行法 抜粋】

(教育機関の設置)

第30条 地方公共団体は、法律で定めるところにより、学校、図書館、博物館、公民館その他の教育機関を設置するほか、条例で、教育に関する専門的、技術的事項の研究又は教育関係職員の研修、保健若しくは福利厚生に関する施設その他の必要な教育機関を設置することができる。

東大阪市教育センター（以下「教育センター」という。）は、教育の充実、伸展を図るため、東大阪市教育センター条例に基づいて昭和42年に設置されたものである。そして、東大阪市教育センター事務分掌規則は、教育センターの事務分掌について次のとおり定めている。

- (1) 教育関係職員の研修に関すること。
- (2) 学校園における研修の指導及び助言に関すること。
- (3) 学校教育の情報化の研修に関すること。
- (4) 教育に関する専門的、技術的事項の調査、研究に関すること。
- (5) 幼児、児童及び生徒の教育相談に関すること。
- (6) 幼児、児童及び生徒の発達相談に関すること。
- (7) 教育に関する資料の収集及び作成に関すること。
- (8) 前各号のほか、必要な事業に関すること。

(平成28年度における事務分掌を記載している。)

教育センターは教職員研修と相談・支援の2つを業務の柱としている。

教職員研修は、総合研修、専門研修、課題別研修、教科等研修、長期研修、サポート研修及び教育講演会から構成される。平成28年度においては全体で89講座を実施し、延べ9,953人が参加している。

一方、相談・支援業務は、表137に記載する2つの施設において子どもと保

護者に対するサービスを実施している。これら 2 つの施設はいずれも建物が老朽化していることや、一体的な運用が望ましいことから、平成 30 年度に旧永和小学校跡地に移転統合する予定となっている。

表 137 教育センターが設置する施設

名称	所在地	主なサービスの内容
東大阪市教育センター	東大阪市荒川 3-4-21	電話相談、来所相談、派遣相談 市内在住の 3 歳半から 18 歳程度までの子どもとその保護者を対象に、子どもの悩み、しつけ・養育の悩み等の相談に無料で対応している。
東大阪市適応指導教室 「ふれあいルーム」	東大阪市東石切町 4-13-31	学校へ登校できない状況にある児童・生徒に対して、集団生活への適応を促し、学校生活への復帰を援助する。

② 平成 28 年度決算額の内訳

平成 28 年度決算額の内訳は表 138 のとおりである。

表 138 平成 28 年度決算額の内訳（教育センター）

（単位：千円）

項	目	事業	決算額	監査対象
教育総務費	教育センター費	公共施設再編整備事業	34,914	●(1)
		教育支援センター事業	11,186	●
		いじめ防止対策支援事業	10,244	●(2)
		子どもの悩み相談室経費	9,046	●(2)
		教育センター施設管理費	7,974	●(3)
		教職員研修経費	6,281	●(4)
合 計			79,648	

(注)「監査対象」欄には、監査対象とした事業について●を付すとともに、以下の「監査の結果及び意見」に記載のある事業について該当項目の番号を併記している。

(1) 公共施設再編整備事業

① 概要

ア) 事業の内容

施設が狭く、業務を自施設で実施できていない教育センターと、老朽化が進行している適応指導教室「ふれあいルーム」について、旧永和小学校跡地を活用して再整備する事業である。永和小学校跡地において整備される新施設は教育センター、適応指導教室「ふれあいルーム」のほか、公民分館分室、土木工営所西分室、青少年補導センター、職員健康室が一ヶ所に集まる複合施設であり、平成30年4月に完成予定である。

イ) 事業費の推移

過去3年間の事業費の推移は、表139のとおりである。

表139 事業費の推移（公共施設再編整備事業）

(単位：千円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
公共施設再編整備事業	-	18,401	34,914

ウ) 平成28年度決算額の内訳

平成28年度決算額の内訳は、表140のとおりである。

表140 決算額の内訳（公共施設再編整備事業）

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
役務費	217	
委託料	34,697	設計業務、家屋調査、 アスベスト調査
合計	34,914	

② 監査の結果及び意見

本事業に関しては、「第3 監査の結果及び意見（総論） 3. 監査対象に係る共通的事項 (2) 監査の結果及び意見 ②公共施設等総合管理計画に係る事項」に「エ) 教育センター再編後の跡地活用に係るコスト負担について【意見5】」（48ページ）を記載している。

(2) いじめ防止対策支援事業・子どもの悩み相談室経費

① 概要

ア) 事業の内容

教育センターでは、相談事業として「いじめ防止対策支援事業」及び「子どもの悩み相談室経費」の2つの事業において、電話相談、来所相談、派遣相談を行っている。

電話相談事業としては、表 141 のとおり、「いじめ・悩み 110 番」（子ども専用ダイヤル）及び「子どもの悩み相談」（保護者・市民専用ダイヤル）の2つを実施している。

これらは対象・目的は異なるものの、実施体制はほぼ共通しているので、この項で一括して記載する。

表 141 教育センターが行う電話相談事業

	いじめ・悩み 110 番	子どもの悩み相談
事業名	いじめ防止対策支援事業	子どもの悩み相談室経費
対象	(市内在住の) 児童・生徒 土曜日のみ教職員も対象	(市内在住の) 保護者・市民
目的	いじめやその他子どもが抱える悩みに対する早期発見・早期対応	子どもの教育や養育に関する悩みへの早期対応
日時	月曜日～金曜日：午前 9 時～午後 9 時 ※1 土曜日：午前 9 時～午後 5 時 ※2 ただし祝日・年末年始を除く。 ※1 平成 29 年度からは午後 5 時 30 分まで ※2 土曜日の実施は平成 28 年度まで	
その他	相談内容により、学校園や所管課・室と連携	

注) いじめ防止対策支援事業、子どもの悩み相談室経費とも、電話相談のほか来所相談、派遣相談を実施している。

イ) 事業費の推移

過去3年間の事業費の推移は、表142のとおりである。なお、各事業には、電話相談、来所相談、派遣相談に係る経費を一括して計上している。

表142 事業費の推移（いじめ防止対策支援事業・子どもの悩み相談室経費）

(単位：千円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
いじめ防止対策支援事業	8,980	10,235	10,244
子どもの悩み相談室経費	7,852	8,692	9,046

ウ) 平成28年度決算額の内訳

平成28年度決算額の内訳は、表143のとおりである。

表143 決算額の内訳（いじめ防止対策支援事業・子どもの悩み相談室経費）

【いじめ防止対策支援事業】

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
報酬	7,200	相談員人件費
共済費	1,182	
報償費	1,473	相談員人件費
旅費	224	
需用費	148	
役務費	15	
合計	10,244	

【子どもの悩み相談室経費】

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
報酬	7,200	相談員人件費
共済費	1,213	
旅費	569	
役務費	63	
合計	9,046	

② 監査の結果及び意見

ア) 電話相談の受付状況について【意見41】

直近 5 年間における電話相談の受付状況は表 144 のとおり、減少傾向にある。平成 28 年度は「いじめ・悩み 110 番」、「子どもの悩み相談」の合計でも、年間を平均すると 1 日当たり 1 件を下回っている。

表 144 電話相談の受付状況の年次推移

(単位：件)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
いじめ・悩み 110 番	28	52	39	66	29
子どもの悩み 相談	309	344	302	255	236
合計	337	396	341	321	265
相談者別内訳					
児童・生徒	26	51	25	36	20
保護者	259	326	288	230	235
その他	52	19	28	55	10

特に児童・生徒からの電話相談受付件数が減少しており、いじめその他子どもが抱える悩みの早期発見・早期対応という目的を達成しているかが問題となる。ここで、事業実績の減少は、そのまま事業成果の達成度合いが下がっていると捉えるべきではない。なぜなら、電話相談の受付状況という事業実績の減少は、いじめ・悩みや子どもの悩みに対する他の対応策にシフトした結果とも捉えることができるし、さらに、いじめ・悩み、子どもの悩みそのものを減少させるという事業の目標が達成しつつある結果である可能性も考えられるからである。よって、まずは、受付実績の減少の理由を把握する必要がある。

この点、まず他の対応策へのシフトについては、教育センターにおける来所相談と派遣相談の実施状況は表 145 のように、平成 27 年度から 28 年度にかけては減少している。よって、他の対応策へのシフトによる電話相談件数の減少とは考えにくい。

表 145 来所相談と派遣相談の実施状況の年次推移

(単位：件)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
来所相談	4,569	5,204	5,430	5,182	4,444
派遣相談	3,473	4,650	4,464	5,039	4,946

また、東大阪市の現状及び社会情勢の変化等を踏まえると、いじめ・悩み、子どもの悩みそのものが減少したため電話相談受付件数が減少したと推測することにも無理がある。

以上より、教育センターとしては、今後もいじめ・悩み、子どもの悩みをもった児童・生徒、保護者に対し電話相談の方法があることへの周知に努める必要がある。また、電話相談受付件数が減少傾向にあることを受けて、平成 29 年度から受付時間が短縮されているが、その代替として受付手段の多様化についても検討する必要がある。

なお、受付手段の多様化に関しては、子どものコミュニケーション手段としては近年、電話よりも無料対話アプリ等の SNS が中心となっている。これに対応し、文部科学省は SNS を活用したいじめ等に関する相談体制の構築に係るワーキンググループを設置し「SNS を活用した相談体制の構築に関する当面の考え方（中間報告）」（平成 29 年 8 月 28 日）を公表した。本中間報告では、音声通話のみならず SNS を活用した相談体制の構築が強く求められているとしている。教育センターにおいても、大阪府や府内市町村の動向も踏まえながら、東大阪市の児童・生徒が SNS を利用して悩みを相談できるような仕組み作りを検討する必要があると考える。

一方、保護者その他市民からの相談については依然、電話も重要な手段であり、SNS と電話とのバランスにも配慮を要すると考える。

(3) 教育センター施設管理費

① 概要

ア) 事業の内容

教育センターの施設管理に係る経費である。

イ) 事業費の推移

過去3年間の事業費の推移は、表146のとおりである。

表146 事業費の推移（教育センター施設管理費）

(単位：千円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
教育センター 施設管理費	7,843	7,855	7,974

ウ) 平成28年度決算額の内訳

平成28年度決算額の内訳は、表147のとおりである。

表147 決算額の内訳（教育センター施設管理費）

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
報償費	149	
旅費	299	
需用費	3,092	事務用品、消耗品の購入
役務費	881	
委託料	2,082	清掃、警備等
使用料及び賃借料	340	図書システム賃借
備品購入費	1,090	軽乗用自動車の購入
負担金補助及び交付金	30	
公課費	8	
合計	7,974	

② 監査の結果及び意見

ア) 警備業務の委託内容について【意見42】

教育センターと適応指導教室とは場所が離れており、それぞれ警備業務を別の業者に委託している（表 148 参照）。いずれも夜間及び休日の警備を委託する内容である。

表 148 警備業務委託契約の状況

【教育センター】

契約名	警備業務委託契約
契約先	株式会社大軌
契約期間	平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日
契約金額	259,200 円
契約方法	随意契約（自治令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号）

【適応指導教室】

契約名	警備業務委託契約
契約先	セコム株式会社
契約期間	平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日
契約金額	265,680 円
契約方法	随意契約（自治令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号）

これら 2 件の契約について契約書類関係を開覧したところ、表 149 のとおり、仕様書及び報告書の記載が異なっていた。全体的にセコム株式会社のほうが詳細な内容となっている。

表 149 警備業務委託契約の仕様書の構成及び報告書の記載方法

警備対象場所	教育センター	適応指導教室
契約先	株式会社大軌	セコム株式会社
仕様書の構成	A4 版 1 ページ	A4 版 9 ページ
委託業務の内容	火災・盗難異常事態の感知 事故確知時における関係先 への通報・連絡 警備実施事項の報告	防犯サービス第 1 条～第 9 条 火災監視サービス第 1 条～第 8 条 巡回サービス第 1 条～第 5 条 協定事項第 1 条～第 6 条
設置機器の明細表	なし	あり
設置機器の配置図	なし	あり
報告書の記載方法	日次で「異常なし」のみ	日次で点検項目ごとに異常の有無を記載

株式会社大軌は教育センターの警備機器を設置した業者とのことであるが、セコム株式会社と比較した場合、委託業務の内容や範囲が明確でなく報告内容も簡易である。

教育センターと適応指導教室とは平成 30 年度に旧永和小学校跡地に移転統合する予定である。ただし、現在の施設は当面の間、教育センターで管理することとなっている。遊休となった施設では、管理が行き届かない場合、たばこの不始末等による火災、ごみの不法投棄、不審者や小動物の侵入、害虫の発生等、様々な好ましくない事象が発生しかねない。

したがって、移転後においても、現在の教育センター及び適応指導教室の両施設の警備についてはその要求水準を明らかにした上で、より詳細かつ実効的な委託内容とする必要がある。

イ) 教育センター図書・資料の利用方法について【意見43】

教育センターでは教育に関する図書・資料の収集及び作成を行い、教職員の利用に供している。教職員が学校園においても教育センターの蔵書を検索できるよう、各学校園の校務用パソコンには教育センターの蔵書検索が可能な図書システムを備えている。また、教育センターには図書システム用パソコン 1 台が配置されており、平成 28 年度に図書システム用パソコン借上料及びシステム保守点検業務委託料として 341,343 円を計上した。なお、平成 29 年度からは図書システム用パソコンのリース期間終了により、システム保守点検業務委託料の 12,960 円のみ計上している

一方、実際の図書・資料の貸出と返却は原則として教育センターで行うこととされている。教職員が多忙な勤務の合間に貸出し・返却のために教育センターへ来所することはなかなか難しいため、利用率は低い。平成 28 年度の図書・資料の貸出実績は表 150 のとおりであるが、平成 28 年度末の図書・資料数 19,953 点に対し教職員向け貸出数は 0.72%、教育センター職員向けを含む貸出総数でみても 2.47%となっている。また、来所による受渡しが困難な場合、いったん貸し出された図書・資料が長期間返却されずに、次の利用の妨げとなってしまうおそれもある。

表 150 教育センター図書・資料の貸出実績

(単位：点)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
貸出総数	141	257	493
外部貸出(教職員向け)(内数)	18	26	144

教育センターでは、平成 27 年度の監査委員監査において、図書システムにかかる費用に対して貸出数が少ないことを指摘されたことから、初任者に対して図書システムの蔵書検索方法等を周知するため研修内で資料を配布するとともに、近年では教職員の利便性向上のために教職員研修の会場（現状、教育センターが手狭なため外部の会場で研修を実施している）での受渡しも行うようにしていること、平成 30 年度の移転後は教育センターで教職員研修を実施できるようになるため、受渡しがしやすくなるとの説明を受けた。ただし、その場合であっても、来所による受渡しを原則とするという点には変わりがない。

ここで、学校園連絡室と市立学校園間において文書を定期的集配する体制として、教育総務部総務課（現教育管理課）の委託事業である「東大阪市立学校園文書等集配業務」があり、教育センターもその集配先に含まれている。教育センターとしては、図書・資料の受渡しのためにこの集配業務を利用することについては、集配物に大きさの制限があり、また、紛失した際の責任の所在が不明になることや、教育センターと教職員との間の受渡しだけでなく教職員どうしの貸し借りに使われ、紛失の懸念があるため、実現に至っていないとのことである。

蔵書検索が可能であっても受渡しが不便であると、せっかくの専門的な図書・資料が活用されにくいままとなってしまう。「東大阪市立学校園文書等集配業務」の活用その他の方法により来所しなくても受渡しが可能となるよう、検討を進める必要があると考える。

(4) 教職員研修経費

① 概要

ア) 事業の内容

子どもたちの確かな学力と豊かな人間性の育成をめざし、教職員の資質・能力や実践的指導力の向上を図るため教職員研修を実施する。また、教育課題の解決に向けた研究や教育資料の活用を推進し、学校園の「学ぶ力」の活性化を支援することを目的とする事業である。

イ) 事業費の推移

過去3年間の事業費の推移は、表151のとおりである。

表151 事業費の推移（教職員研修経費）

(単位：千円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
教職員研修経費	3,162	3,519	6,281

ウ) 平成28年度決算額の内訳

平成28年度決算額の内訳は、表152のとおりである。

表152 決算額の内訳（教職員研修経費）

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
報償費	1,591	研修講師謝礼
旅費	190	
需用費	1,120	事務用品、消耗品の購入
役務費	2	
委託料	2,786	共同研究委託費（九州工業大学）
使用料及び賃借料	51	
備品購入費	142	
負担金補助及び交付金	398	
合計	6,281	

② 監査の結果及び意見

ア) 委託研究に関する見積りの入手について【監査の結果17】

「6. 学校教育部学校教育推進室 (9) 学校建設事業 (教育用コンピュータ等整備)」(148 ページ) で述べたとおり、KWM に関連する予算の執行については、学校教育推進室と教育センターにおいて行われている。

教育センターでは、国立大学法人九州工業大学と「キーワードを用いた ICT 学習支援ツールの活用に関する共同研究」に係る契約を締結している。本件共同研究は、ICT 学習支援ツール「Key Words Meeting システム」を用いて学習の可視化と授業改善方策について共同研究を行うものであり、その概要は、表 153 のとおりである。なお、本件共同研究は、平成 28 年度に開始し、平成 29 年度も継続している。平成 28 年度は小阪中学校に当該システムを試験的に導入した。

表 153 共同研究に係る委託契約の状況

契約名	キーワードを用いた ICT 学習支援ツールの活用に関する共同研究
契約先	国立大学法人九州工業大学
契約期間	平成 28 年 8 月 22 日～平成 29 年 3 月 31 日
契約金額	2,786,400 円
契約方法	随意契約 (自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号)

共同研究契約書を閲覧したところ、東大阪市が負担する研究経費として直接経費 2,322,000 円、間接経費 464,400 円 (直接経費の 20%に相当) が定められているが、直接経費の内容や内訳金額は記載されていなかった。すなわち、契約段階で直接経費の内訳が明確でないまま契約を締結したことになる。

また、契約前における相手方からの見積書の入手についても行われていなかったとのことである。

共同研究契約書第 5 条に基づいて九州工業大学から提出された実績報告書には、直接経費と間接経費の内容として表 154 のとおり記載があった。実績報告書に添付された直接経費の支出明細を閲覧したところ、表 154 の記載に整合しないものは見受けられなかった。しかし、見積書が入手されておらず、契約書上に直接経費の内訳が明確に記載されていないため、支出予算と実績の対比ができず、結果的に当該支出が適切であったかどうかの検証が行えない状況のまま、平成 29 年 4 月 25 日付けの支出命令書をもって契約金額が支出された。

表 154 九州工業大学との共同研究における直接経費と間接経費

直接経費	共同研究遂行のために特に必要となる謝金、旅費、消耗品・設備等購入費、光熱水料等の直接的な経費
間接経費	研究の実施に伴う本学の管理等に必要な経費として、本学が使用する経費

したがって、本件共同研究について、契約締結前に見積書を手に入るとともに、直接経費の内訳を契約書上明記するなど、直接経費の内訳を明確化した上で支出する必要があったものと考える。

8. 学校園における事務の執行

【概要】

「第1 包括外部監査の概要 5. 監査の方法 (3) 監査の対象 ③現地調査」(3 ページ)で述べたとおり、本年度の包括外部監査においては、学校園配当予算の執行、物品管理及び学校徴収金の管理の状況等について把握するため、小学校3校、中学校2校及び日新高等学校への実地監査を行った。

実地監査の概要は、表155のとおりである。

表155 学校園の実地監査の概要

学校名	児童/生徒数	実施監査実施日	監査担当者
成和小学校	1,214	平成29年10月4日	石崎・福原
楠根東小学校	728	平成29年10月6日	石崎・山崎
花園北小学校	231	平成29年10月11日	石崎・野田
石切中学校	804	平成29年10月10日	石崎・金
布施中学校	458	平成29年10月17日	石崎・福原
日新高等学校	863	平成29年10月5日	石崎・道幸

実地監査における実施事項は次のとおりである。

1. 各学校の概要の把握
2. 財務事務についてのヒアリング、資料閲覧
 - ・校務分掌について
 - ・学校配当予算の執行の流れについて
 - ・物品の管理に関する事務について
 - ・教職員の勤怠管理について
 - ・学校徴収金に関する事務について
3. 校内視察
4. 講評

本項では、各学校への実地監査時に行った講評とこれを踏まえた教育委員会事務局への質問及び資料閲覧の結果、検出された事項を記載している。

(1) 学校園配当予算の執行

① 概要

ア) 各学校園に対する配当予算

施設整備課では、年度当初に、学校園に一律、又は児童・生徒数・学級数等を加味し、各学校園の運営に必要な予算額を算定し、各学校園に配当（財務会計システム上の分配又は予算枠の提示）している。

学校園に配当される予算科目は、需用費のうち消耗品費及び修繕料、役務費のうち手数料、原材料費及び備品購入費である。学校園で使用する主な科目としては、その他に需用費のうち光熱水費（電気・ガス・水道料金）及び印刷製本費、役務費のうち通信運搬費（電話使用料・郵便料）等があるが、これらについては学校園には配当していない。

各学校園への配当基準及び平成 28 年度の当初配当額は、表 156 のとおりである。

表 156 学校園への配当予算の概要

(単位：千円)

予算科目		主な配当基準	平成 28 年度配当額	
需用費	消耗品費	学校配当（一律） 学級配当（学級数） 児童配当（児童・生徒数） 事務用消耗品（一律） 図書費（児童・生徒数） 学校建設費 PC 用（一律） 支援学級費（学級数）	小学校 中学校 幼稚園	100,000 74,824 9,146
	修繕料	需要見込に应ずる	小学校 中学校 幼稚園	17,123 14,834 1,090
役務費	手数料	学校配当（一律）	小学校 中学校 幼稚園	1,924 1,250 197
原材料費		学校配当（一律）	小学校 中学校 幼稚園	5,111 3,172 632
備品購入費		校用器具費（学級数） 教材教具費（学級数） 支援学級費（学級数）	小学校 中学校 幼稚園	84,337 62,222 6,679

消耗品費について、各学校園に一律配当される主なものは事務用消耗品費等であり、その他は児童・生徒数・学級数に応じて需要見込みが異なることからこれらに応じて配当されている。備品購入費には、校用器具費等が含まれ、学級数に応じて配当されている。また、修繕料は個々の学校園の需要見込みに応じて配当、原材料費や手数料は一つの学校園として発生する性質のものが多いことから一律配当とされている。

イ) 各学校園における補助執行

学校園長は、東大阪市行政委員会等補助職員専決規程第 3 条第 2 項の規定に基づき、同規程別表 2 に掲げる事項を専決することができることとされている。

その範囲は、表 157 のとおりであり、補助執行と称されている。

表 157 学校園長の専決事項

事項		合議先
消耗品、原材料、備品及び修繕に係る費用（教材及び教具に係るものに限る。）		教育委員会事務局 教育総務部施設整備課長
ア支出の決定	50,000 円以内	
イ契約の締結	50,000 円以内	
ウ支出命令	50,000 円以内	

各学校園に配当される予算額については、「ア) 各学校園に対する配当予算」で述べたとおりであるが、このうち表 157 に記載した額の範囲内の予算執行に関しては、各学校園における補助執行が可能である。一方、この範囲を超える場合には、施設整備課において予算執行される。ただし、手数料については、金額にかかわらず施設整備課において予算執行される。

平成 28 年度の各学校園における補助執行額は、表 158 のとおりである。

表 158 各学校園における補助執行額（平成 28 年度）

（単位：千円）

		小学校	中学校	幼稚園	合計
需用費	消耗品費	93,134	77,418	7,349	177,901
	修繕料	13,192	11,814	461	25,469
原材料費		4,214	1,907	61	6,183
備品購入費		13,109	8,466	1,186	22,762
合計		123,650	99,606	9,059	232,316

ウ) 日新高等学校に対する執行委任

日新高等学校には事務局が設置されており、日新高等学校運営経費の全額並びに日新高等学校整備事業及び日新高等学校施設管理費の一部については施設整備課から、日新高等学校短期語学研修事業の旅費については学校教育推進室から執行委任している。

平成 28 年度に日新高等学校が施設整備課及び学校教育推進室から執行委任を受けて執行した額は、表 159 のとおりである。

表 159 日新高等学校への執行委任（平成 28 年度）

(単位：千円)

事業	節	金額
日新高等学校整備事業	需用費	392
	委託料	5,654
	備品購入費	1,592
	小計	7,640
日新高等学校運営経費	需用費	6,109
	役務費	364
	使用料及び賃借料	26,494
	備品購入費	2,376
	負担金補助及び交付金	627
	小計	35,972
日新高等学校施設管理費	需用費	19,014
	役務費	969
	委託料	100
	小計	20,083
日新高等学校短期語学研修事業	旅費	394
合計		64,089

② 監査の結果及び意見

ア) 個人的な立替えによる切手の購入について【監査の結果18】

学校園においては、年度当初に施設整備課から受け入れた切手を1年間にわたり使用し、その使用状況を切手受払簿に記録し、年度末に施設整備課に精算報告を行うこととされている。

この点、実地監査を行った学校において、平成28年度末において、発送すべき郵便物があつたが切手の在庫がゼロとなっていたため、事務職員が切手代を立て替えていたものがあり、切手受払簿においては平成29年4月1日に立替えの記録が残されていた。

事務職員に質問したところ、年度末には切手が不足することがあり、自宅にあつた切手を学校に持ち込んで使用することもあるとのことである。また、事務職員が立替えにより切手を購入した場合は郵便局の領収書により立替額を示すことができるが、自宅から持ち込んだ場合には金額の立証ができないため、精算されないままとなっているとのことである。

職員の個人的な立替えによる切手の購入は避ける必要がある。

イ) 日新高等学校におけるLAN配線業務委託に係る仕様書について【意見44】

日新高等学校において、表160のとおり、施設整備課から執行委任を受け、平成28年7月11日に「東大阪市立日新高等学校耐震工事に伴うLAN配線業務委託契約」が締結されている。

表160 東大阪市立日新高等学校耐震工事に伴うLAN配線業務委託契約の概要

契約名	東大阪市立日新高等学校耐震工事に伴うLAN配線業務委託契約
契約先	株式会社内田洋行
契約期間	平成28年7月11日から平成29年2月28日まで
契約金額	5,346,000円
予算科目	(項)高等学校費(事業)日新高等学校整備事業 (節)委託料
契約方法	随意契約(自治令第167条の2第1項第2号)

この契約により学校の耐震補強工事に伴う校務用及び庁内用のネットワーク機器の移設・復旧工事を行っているが、仕様書に記載されている作業内容は、表161のとおりである。

表 161 仕様書における業務内容の抜粋

校務用ネットワークについての作業	庁内用ネットワークについての作業
1 サーバ室～PC準備室～屋上～定時制職員室 ・光ケーブル1条(8芯)配線工事 (略)	1 サーバ室～PC準備室～屋上～定時制職員室 ・光ケーブル1条(8芯)配線工事 ・メディアコンバータ取付 (略)
5 図書室～事務室、校長室、小会議室 ・UTPケーブル3条、配管工事、土間貫通2箇所	3 図書室～事務室、校長室、小会議室 ・UTPケーブル4条配線工事

また、見積書も表 161 に記載の「校務用ネットワークについての作業」及び「庁内用ネットワークについての作業」のほか、「現場管理費」の項目ごとに一式の金額が記載されているだけで、その内訳は記載されていない。

このように、仕様書及び見積書が具体的内容の乏しいものとなっているため、金額の妥当性を確認することが困難な状況となっていた。

したがって、今後、同様の契約を行う際には、仕様書については工事前後の配線図を盛り込むなど具体的な記載内容とし、見積書についても項目ごとの一式金額ではなく、その内訳について「単価×数量」などの記載のあるものを入手しておくことが望ましい。

(2) 物品管理

① 概要

ア) 東大阪市財務規則の物品管理に関する規定

東大阪市における物品管理については、東大阪市財務規則第 171 条から第 196 条の規定に基づいて行われており、学校園における物品管理についても同様である。

東大阪市財務規則第 171 条における物品の区分は、表 162 のとおりである。

表 162 物品の分類

項目	内容
備品	その性質又は形状を変えずに比較的長期間にわたって使用できるもの (注) 会計事務の手引き (出納室) において、概ね、耐用年数 2 年以上で、かつ、価格は 10,000 円以上の物品とされている。
消耗性備品	その性質が備品に類似し、価格の低廉なもの又は消耗度の高いもの
消耗品	使用によって、その性質若しくは形状を変え、又はその全部若しくは一部を消耗し、若しくははき損して長期間の使用に耐えないもの
原材料品	ある物を生産するための原料となり、又は工事作業のために使用されるもの
生産品	試験、研究、実習、作業、養育等によって生産又は製作されたもの
生物類	獣類、鳥類、魚類、海産物、植物 (定植物は除く。) 等で養育を要するもの。ただし、試験若しくは研究に供するもの又は出生若しくはふ化等の直後で生育する見込みのないものを除く。

また、東大阪市財務規則第 193 条及び第 194 条の規定に基づき、原則として、備品には備品整理票をはり付けるなどして、品名、整理番号を表示するとともに、各部等の長は、毎年度末に物品の現在高を調査しなければならないこととされている。

【東大阪市財務規則 (抜粋)】

(備品の表示)

第 193 条 備品については、備品整理票をはり付けるか又は焼印その他の方法により、品名、整理番号を表示しなければならない。ただし、表示することができないもの又は表示することが困難なものについては、表示を省略することができる。

(物品の現在高調書)

第 194 条 各部等の長は、毎年度末所管物品の現在高を調査し、物品現在高調書を作成しなければならない。

(以下略)

イ) 学校園における備品管理の状況

東大阪市財務規則第 193 条の規定に基づき、物品のうち備品については、現物に備品整理票をはり付けるなどして、品名、整理番号を表示して管理することとされている。

学校園では、平成 17 年度以降に取得した備品については、備品購入費の執行により、財務会計システム上、自動的に作成される備品シールを備品整理票としているが、平成 16 年度以前に取得した備品については、財務会計システムへの登録は行われておらず、手書きの備品整理票と一品一葉の形式による備品台帳(カード)による管理が行われている。なお、平成 16 年以前に取得した備品に係る備品台帳(カード)については、2 部作成され、それぞれ学校園と施設整備課にて保管されている。

② 監査の結果及び意見

ア) 備品管理の適正化について【監査の結果19】

前述のとおり、備品管理については、平成 16 年度以前取得分と平成 17 年度以降取得分で、管理手法が異なっているが、両者を比較すると、表 163 のとおりである。

表 163 備品管理の管理手法の比較

	平成 16 年以前取得分	平成 17 年度以降取得分
管理手法	備品台帳 (カード)	財務会計システム
長所	<ul style="list-style-type: none"> ・教科等の区分ごとにアルファベットによる区分が設けられ、この区分ごとにファイリングすることで、教科等の担当教職員が管理すべき備品の範囲を網羅的に把握することができる。 ・設置場所を備品台帳 (カード) に記載しておくことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・システム上に登録されているため、各学校園と施設整備課の間でデータに齟齬が生じることがない。 ・システム上のデータを表計算ソフト上で加工でき、品名等の検索を容易に行うことができる。
短所	<ul style="list-style-type: none"> ・学校園からの廃棄処理等の報告が漏れるなどして、各学校園で管理している備品台帳 (カード) と施設整備課で管理している台帳の間で齟齬が生じる可能性がある。 ・一覧性に欠けるので、現物の現物棚卸しには利用しにくい。 ・紙ベースであるため、品名等の検索が容易ではない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・財務会計システム上、割り当てられた備品分類番号の意味が学校園において十分に認識されておらず、教科等の区分による管理が十分に行われない傾向がある。 ・備品シールに規格 (品番等) が表示されない。 ・設置場所が学校園名で登録されており、データ上、設置場所の特定ができない。

このように、2つの管理手法にはそれぞれ長所、短所があるが、現物と備品台帳 (カード) 又は財務会計システムに登録されたデータの整合性を確保するためには、いずれの管理手法においても、定期的に帳簿上の記録と現物を照合する棚卸しの実施が必要不可欠となる。

しかし、備品台帳 (カード) の更新が滞っていたり、財務会計システム上の備品データについての認識が十分でなかったりして、棚卸しを実施していない学校も見受けられた。

また、実地監査を行った学校における備品管理の実態をみると、以下のように、その取組み状況は様々となっている状況であり、適正化する必要がある。

1) 備品台帳（カード）による管理の適正化について

各学校における備品台帳（カード）の管理状況を確認したところ、地上デジタル放送への移行に伴い入れ替えられたアナログテレビの備品台帳（カード）について廃棄処理の手続きをとることなく、そのままの状態になっているなど、明らかに備品台帳（カード）と現物が一致していないものが見受けられた学校もあった。

一方で、備品台帳（カード）では一覧性に欠けることから、その内容を表計算ソフトに入力し、一覧表を作成した上で、棚卸しを実施する取組みを行っている学校もあった。

この点、備品台帳（カード）の更新が滞っている学校においては、取組みが進んでいる学校の管理手法を参考にして、備品台帳（カード）が現物と一致するよう、整理を行う必要がある。

2) 財務会計システムにおける管理の適正化について

表 163 に示したとおり、財務会計システムに登録された備品データの設置場所は基本的に学校園名となっているため、データだけでは所在する教室等が不明である。また、備品台帳（カード）において行われていた教科別のアルファベットによる区分は行われていない。

このため、学校によっては、財務会計システムに登録された備品についても、従来の備品台帳（カード）の作成を継続し、平成 16 年度以前取得分と同様、教科等別にファイリングしている学校もあった。また、備品登録時に財務会計システムから出力した備品シールの内容を、別途、表計算ソフトに入力し、平成 16 年度以前取得分と合わせた一覧表を作成し、棚卸しに活用している学校もあった。ただし、表計算ソフトによる一覧表の作成は、学校における独自の取組みであり、一定の基準日における財務会計システム上のデータを抽出したものではない。

東大阪市財務規則に則り、一定の基準日を設け、財務会計システム上のデータを抽出し、これと現物と照合する棚卸しを定期的実施する必要があると考える。

また、財務会計システム上のデータに細かい設置場所を登録できず、現物との照合が困難な面があるので、設置場所の登録方法を見直すなど、学校園の現場における備品管理の実態に即した形で、財務会計システムにおける備品登録の運用を見直すことが望ましい。

以上のように、実地監査を行った学校における備品管理の状況をみても、抜本的な見直しが必要と認められる学校もあれば、一定の備品管理の水準が確保されていると認められる学校もあり、その状況は様々である。

今後、施設整備課の主導により、全学校園に一定の基準日における財務会計システム上のデータを配布し、各学校園における棚卸しの実施を支援したり、取組みが進んでいる学校園の管理手法について事務職員の研修などで共有したりするなどして、全体の管理水準を向上させる必要がある。

その上で、将来的には、平成16年以前取得分のうち、音楽室の楽器など耐用年数の長いものについても、財務会計システムへの登録を検討するなど、管理手法を統一化し、事務負担の軽減を図ることを検討することが望ましい。

イ) 毒劇物管理の適正化について【監査の結果20】

学校園の理科準備室等における毒劇物の管理については、施錠のできる薬品庫で保管するとともに、使用の都度、管理台帳に記録することとされている。

この点、実地監査を行った学校における管理状況は概ね適切に行われていたものの、硫酸以外は無施錠で保管されており、管理台帳も古いノートがあるだけで最近の使用状況が不明となっている学校が見受けられた。

理科準備室には児童・生徒の入室はないとのことであるが、毒劇物の管理は管理台帳により日常的に使用量、残量を把握するとともに、定期的に在庫確認を行うなど、厳格に行う必要がある。

教育委員会においても、同様の改善すべき事象が他の学校園において発生していないか把握し、学校園に対して注意喚起する必要がある。

(3) 学校徴収金の管理

① 概要

ア) 学校徴収金の概要

学校徴収金とは、公費以外の経費で、学校教育活動上、必要となる経費として、学校園において保護者から徴収する経費であり、公費とともに学校園の教育活動を支えている。学校徴収金は保護者がその管理を包括的に校長に信託している経費であり、校長は保護者の経済的負担軽減に努めるとともに、公費に準じた適正な会計処理を行い、保護者に対して十分な説明及び報告を行うことが求められる。

イ) 学校徴収金の決算状況

学校徴収金については、毎年度、教育政策室において各学校園における徴収状況に関する調査を行っている。その調査結果によると、平成28年度の小学校、中学校及び幼稚園における学校徴収金（全学校園合計）の項目別内訳は表164のとおりである。

表 164 学校徴収金の徴収状況（平成28年度）

（単位：千円）

	小学校	中学校	幼稚園
(1)遠足社会見学費	44,665	21,725	4,445
(2)修学旅行費	87,869	214,009	-
(3)卒業アルバム費	42,419	31,060	7,958
(4)その他の行事費	23,842	18,112	5,511
(5)児童生徒活動費	7,348	24,742	-
(6)図書館活動費	28	21	-
(7)用紙費	899	232	39
(8)共有の副教材費	13,167	8,158	5,775
(9)個人の副教材費	250,786	149,820	9,977
(10)環境整備用消耗品費	1,413	6,226	649
(11)土地建物備品整備費	-	71	71
(12)保健衛生費	226	629	441
(13)給食関係費	970,265	33	4
(14)臨海学舎費	302	1,614	-
(15)林間学舎費	88,325	92,052	-
(16)教授用設備備品費	243	-	19
(17)その他の設備備品費	282	-	83
(18)図書購入費	231	-	261
合計	1,532,319	568,511	35,238
児童・生徒一人当たり平均	65,108円	46,791円	35,309円

一方、表 158 (167 ページ) のとおり、小学校、中学校及び幼稚園で補助執行される配当予算の執行額は 232,316 千円となっているが、これと比較しても、学校徴収金は相当多額にのぼっていることがわかる。

ウ) 学校徴収金等取扱いマニュアル

東大阪市では、平成 17 年 12 月に元職員が市立学校の制服や体操服流通に深く関わっていた業者からの収賄容疑で逮捕されるという事件が発生したことから、再発防止に向けた対応策の一つとして、平成 18 年 3 月に学校教育推進室が中心となって「学校徴収金等取扱いマニュアル」(以下「徴収金マニュアル」という。)を策定した。

学校園では、概ね徴収金マニュアルに則った事務処理が行われている。

徴収金マニュアルでは、学校園ごとに事務執行体制を整備し、責任体制の確立及び相互チェック機能の充実を図ることとし、留意事項として、次の 4 点を挙げている。

- | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 徴収金の公費的取扱い(2) 事務執行体制の確立及び会計監査体制の確立(3) 文書主義の確立と事務執行の適正・透明化(4) 保護者の経済的負担軽減への努力 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

② 監査の結果及び意見

ア) 現金及び預金の管理の厳格化について【監査の結果21】

徴収金マニュアルにおける留意事項のうち、「(3) 文書主義の確立と事務執行体制の適正化・透明化」では、次のとおり記載されている。

○徴収金の事務処理は、保護者への説明責任を果たす上からも、原則として文書（実施起案、収入・支出調書作成、金銭出納簿の作成、決算書の作成等）により、起案決裁を行い、その手続き過程を明らかにしておく必要がある。

学校徴収金は原則として口座振替により徴収しているが、口座振替が不能となった場合には現金により徴収しており、学校によっては、一部の学校徴収金について現金により徴収している場合もある。また、物品の納入業者等への支払いに備えて、事前に現金を用意しておく場合がある。なお、預金の口座については、学年及び学校徴収金の費目別に複数開設しているのが通常である。

このように、各学校園において徴収した学校徴収金の残高は、現金又は預金として保管されることとなることから、徴収金マニュアルにいう「金銭出納簿」は、現金及び預金のそれぞれについて、日々の動きを記録する現金出納簿及び預金出納簿を適切に作成することが必要となる。

しかし、徴収金マニュアルには、文書の作成例として、学校徴収金執行計画（案）、起案書、物品購入伺、支出命令書の4つが示されているものの、金銭出納簿の作成例が示されていないこともあり、次のように、実地監査を行った学校において、現金及び預金の管理水準に違いが見受けられた。

- ・預金出納簿は作成されているものの、現金出納簿が作成されていないため、現金による学校徴収金の徴収や納入業者等への支払いの経過が不明となっている。
- ・預金出納簿は作成されているものの、他の費目からの流用などにより、実際の預金残高と一致していない。
- ・現金と預金を合算した金銭出納簿が作成されているが、未納分を含め、徴収すべき金額が記帳されているため、実際の残高と一致しない。

また、徴収金マニュアルにおける参考例として示された起案書等の様式には、校園長による決裁欄が設けられており、運用上も概ね校園長による決裁が行われていた。しかし、金銭出納簿については、作成されている学校においても校園長による確認が行われていなかった。

したがって、学校徴収金に係る現金出納簿及び預金出納簿を費目ごとに適切に作成した上で、校園長が定期的に現金及び預金の実際の残高と一致していることを確認する必要がある。

イ) 学校徴収金に係る現金及び預金の現物管理について【意見45】

現金により学校徴収金を徴収したり、納入業者等へ支払ったりする場合、学校園に現金が保管されることとなり、その紛失や盗難のリスクを低減する対策が必要となる。このためには、学校園における多額の現金の保管を可能な限り避ける必要があり、例えば、徴収した学校徴収金について、一定額に達した場合には必ず預金に入金する、納入業者等への支払いについて、集金の直前に預金から出金する、又は、振込みによる支払いを要請するなどの対策が考えられる。

また、実地監査を行った学校の中で、預金通帳と印鑑を同じ場所に保管している場合が見受けられた。預金通帳と印鑑を同じ場所に保管している場合、同一人が持ち出すことが可能となり、不正が発生するリスクが高いといえる。したがって、預金通帳と印鑑はそれぞれ別の管理責任者を置き、別の場所に保管することとし、相互牽制を働かせることが望ましい。

ウ) 物品の検収時の取扱いについて【意見46】

公費により購入した物品については、納品書に事務職員等及び校園長が押印することにより、検収手続きが行われている。

一方、学校徴収金により購入した物品についての検収手続きについては明確にルール化されておらず、検収した記録が残されていないものが見受けられた。

この点、徴収金マニュアルでは、公費同様の適正な事務執行を行うことを求めていることから、学校徴収金により購入した物品についても、公費により購入した物品に準じて、事務職員等及び校園長による検収を行うこととし、その記録を残しておくことが望ましい。

エ) 学校徴収金に係る予算及び決算の通知について【意見47】

前述のとおり、学校徴収金は保護者がその管理を包括的に校園長に信託している経費であることから、学校徴収金の執行計画である予算及び執行結果である決算については、保護者に対して適時にわかりやすく通知する必要がある。

この点、まず、予算については、年度当初に積算の内訳と毎月の徴収予定額を保護者に通知している学校があった一方、毎月の徴収予定額のみのお知らせにとどまっている学校もあった。

次に、決算については、費目ごとに年間の収入総額と支出総額を表示した決算報告を作成している学校と総額を児童・生徒数で除した一人当たりの収入

額及び支出額を表示した決算報告を作成している学校があった。また、決算報告の頻度についても、学期毎、年二回、年一回など様々となっている状況であった。

各学校園では、過去からの経緯などを踏まえ、保護者にとってわかりやすい予算及び決算の通知の形式を検討し、現行の形式を採用されたものとするが、より一層の透明性を確保するため、教育委員会において、予算及び決算の保護者への通知にあたっての一定の指針を作成し、徴収金マニュアルに盛り込むことが望ましい。

なお、決算報告について、担任教員名義で保護者に通知している学校が見受けられたが、学校徴収金は校園長に対して信託されているものであることにかんがみると、校園長名義で通知することが望ましい。

オ) 学校徴収金に係る監査体制の確立について【監査の結果22】

徴収金マニュアルでは、学校徴収金の監査体制について、次のとおり記載している。

監査委員を2名以上任命し、徴収金の監査を行う。

監査委員には保護者も任命する。

教育委員会は抽出して毎年監査を実施する。

(注)「監査委員」は徴収金マニュアルにおける用語であり、東大阪市監査委員を指すものではない。

しかし、現在のところ、実地監査を行った学校では監査委員による学校徴収金の監査は行われておらず、教育委員会による抽出した学校園に対する監査も実施されていない状況であった。

必ずしも、2名以上の監査委員の任命や教育委員会による抽出監査の実施を求めるものではないが、事務職員等や校園長とは別の第三者による監査は透明性確保のために有用であるし、徴収金マニュアルにも明記されている以上、実態に即した実施可能な監査体制を確立する必要がある。

カ) 学校徴収金の滞納に伴う問題点【意見48】

学校園によっては、学校徴収金の支払いを滞る保護者が存在し、督促等の対応のため、労力を費やすことを余儀なくされている場合がある。

学校徴収金は、教材の購入等のための支払いに充当されることとなるが、徴収が滞った場合、納入業者等への支払いの遅延につながることもある。また、場合によっては、教職員による個人的な立替えが発生したり、結果的に滞納のない他の児童・生徒からの徴収分により賄われたりすることも考えられる。

したがって、学校園に配置された事務職員を集めた研修会において、滞納となった学校徴収金の回収に向けた各学校園の取組みについて意見交換したり、対応策の事例集を教育委員会の主導で作成したりして、実際に対応する学校園の取組みを支援する方策を検討することが望ましい。

キ) 学校園関係団体の事務の取扱いについて【意見49】

学校園関係団体とは、教職員及び保護者で組織する PTA や卒業生で組織する同窓会など、学校とは異なる任意団体のことである。

これらの学校園関係団体の会計についても、会費の徴収と一括して学校園において行われており、預金の通帳等の管理も含めて学校園に配置された事務職員が実施していることが多い状況にある。

徴収金マニュアルによると、学校園関係団体の会計についても、学校徴収金の範囲に含めており、学校徴収金に係る事務については事務職員の標準的職務に位置づけられているとのことである。しかし、学校園関係団体は学校園とは異なる団体であり、保護者が校長に対して信託している経費である他の学校徴収金と性質を異にするものといえる。

したがって、正式に学校園関連団体から事務処理の委任を受けるなど、事務職員が学校園関連団体の事務に携わる根拠を明確化しておくことが望ましい。

ク) 公費と私費の負担関係の明確化について【意見50】

学校教育で必要とされている経費には、東大阪市の予算に計上され公費により賄われているものと、学校徴収金として保護者から徴収し私費により賄われているものがある。この公費と私費の負担関係について、徴収金マニュアルにおいては、概ね、表 165 のとおり区分するものとされている。

表 165 公費と私費の負担関係（徴収金マニュアル）

公費負担が望ましいもの	私費負担が望ましいもの
<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校園の管理運営費及び教育活動に係る経費 ・ 学級・学年、学校園単位で共用又は備え付けとするものに係る経費 ・ その他管理・指導のための経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 園児・児童・生徒個人の所有物に係る経費 ・ 教育活動の結果として、その教材・教具そのもの、又はそこから生じる直接的利益が、園児・児童・生徒個人に還元されるものに係る経費 ・ 部活動はじめ児童・生徒の自主的活動に係る経費 ・ その他（団体の活動経費等）

一方、前述のとおり、学校徴収金については、毎年度、教育政策室において各学校園における徴収状況に関する調査を行っており、徴収項目を公費負担が望ましいものと私費負担が望ましいものに分けて集計を行っている。

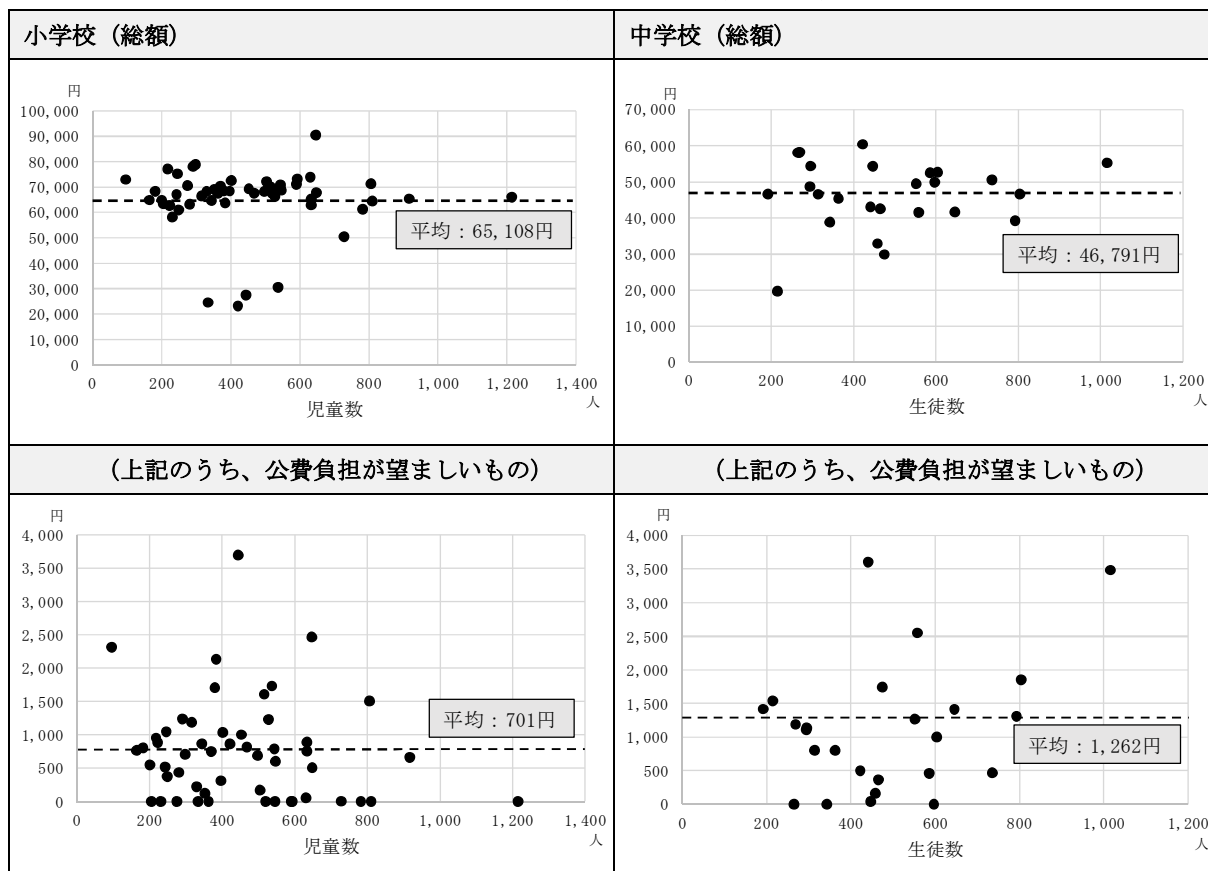
この学校徴収金の集計においては、表 166 のとおり、徴収項目を 18 項目に区分した上で、公費負担が望ましいものと私費負担が望ましいものに分類している。

表 166 公費と私費の負担関係（教育政策室調査における徴収項目）

公費負担が望ましいもの	私費負担が望ましいもの
(6) 図書館活動費	(1) 遠足社会見学費
(7) 用紙費	(2) 修学旅行費
(8) 共有の副教材費	(3) 卒業アルバム費
(10) 環境整備用消耗品費	(4) その他の行事費
(11) 土地建物備品整備費	(5) 児童生徒活動費
(12) 保健衛生費	(9) 個人の副教材費
(16) 教授用設備備品費	(13) 給食関係費
(17) その他の設備備品費	(14) 臨海学舎費
(18) 図書購入費	(15) 林間学舎費

表 166 の分類にしたがって、縦軸に小学校及び中学校における児童・生徒一人当たりの学校徴収金負担額（年額）、横軸に児童数又は生徒数を取り、小学校及び中学校における学校徴収金負担額の分布を示すと、図 9 のとおりである。

図9 児童・生徒一人当たりの学校徴収金負担額（年額）



児童・生徒一人当たりの負担額を学校徴収金の総額でみると、小学校の平均は65,108円、中学校は46,791円となっており、比較的平均の金額に近い水準で分布している学校が多い傾向となっている。

一方、公費負担が望ましいものについてみると、小学校は平均701円であるが、最低0円から最高3,693円に渡って分布している。中学校は平均1,262円であるが、最低0円から最高3,604円に渡って分布している。このように、公費負担が望ましいものについては、総額の分布と比べて、ばらつきが大きい状況となっている。

確かに、教育政策室による調査においては、各学校からの報告をそのまま集計しているとのことであり、学校ごとに区分の考え方が異なっていることも考えられる。よって、まずは、実態に即した報告となっているのか、個別に吟味して検討する必要がある。

しかし、本来、公費で負担すべきものについて、保護者に負担を求める結果となっているのであれば問題である。

教育委員会においては、単に、各学校から受けた報告を取りまとめるだけでなく、学校徴収金に含まれる公費負担が望ましいものの額が多額となってい

る学校園の実態調査を行い、必要に応じて学校園配当予算の見直しを行うなど、学校園間の格差を縮小するための方策を検討する必要がある。

なお、私費負担が望ましいものについても、保護者の経済的負担軽減の観点から、継続的な見直しが必要である。

ケ) 学校徴収金に係る事務の統一化について【意見51】

学校徴収金の取扱いについては、徴収金マニュアルによって、一定の指針が示されているが、具体的な事務の詳細については、各学校園に委ねられている状況にある。この結果、学校徴収金の徴収項目の名称が学校園によって異なっていたり、取扱い金融機関の違いにより口座振替の回数が異なっていたりするなど、その取扱いは各学校園によって様々な状況となっている。また、「エ) 学校徴収金に係る予算及び決算の通知について【意見 47】」で述べたように、予算や決算の様式も学校によって様々となっている状況である。

このようなことから、事務職員の転勤の際は、まずはその学校園の学校徴収金に係る事務を理解するのに苦労するとの意見も聞かれたところである。

学校園の規模や過去の経緯により、学校徴収金に係る事務を完全に統一するのが困難であることは理解できるが、具体的な事務処理の流れに即して最低限遵守すべき基準を現状の徴収金マニュアルに補足するなどして、可能な限り、事務の統一化を図ることを検討すべきである。

さらに、昨今、教員の長時間勤務の是正の必要性が指摘されており、文部科学省「中央教育審議会初等中等教育分科会」の下に設置された「学校における働き方改革特別部会」において、その対応に向けた議論が進められている。そして、平成 29 年 12 月、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（中間まとめ）」（以下「中間まとめ」という。）が公表された。中間まとめでは、「学校徴収金の徴収・管理」について、次のとおり述べている。

学校給食費や教材費、修学旅行費等の学校徴収金については、銀行振り込み・口座引き落としで徴収している例が多い。しかし、依然として手渡しの例もみられることから、銀行振り込み・口座引き落としを基本とすべきである。

また、未納者に対する督促等については、教師が、児童生徒を介して便宜的に行っている場合が多い。一方、地方公共団体によっては、学校給食費を地方公共団体の一般会計に組み入れる公会計方式にした上で、その徴収・管理を学校の業務ではなく、地方公共団体の職員の業務とすることで、学校の負担軽減を図るとともに、徴収方法を工夫し、高い徴収率を上げている例もある。

学校給食費については公会計化することを基本とした上で、こうした先行事例も踏まえ、文部科学省において公会計化導入に向けたガイドラインを作成し、各地方公共団体に公会計化を促す必要がある。また、それ以外の学校徴収金についても、文部科学省と先進的な地方公共団体とが協力し、公会計化に向けた好事例を形成していく必要がある。

未納金の督促の実施等も含めた学校徴収金の徴収・管理については、地方公共団体での取組例等を踏まえ、基本的には学校・教師の本来的な業務ではなく「学校以外が担うべき業務」であり、学校ではなく、地方公共団体が担っていくべきと考える。仮に、学校が担わざるを得ない場合であっても、学校徴収金の徴収・管理については、地域や学校の実情に応じて事務職員等に業務移譲しながら、教師の業務としないようにするべきと考える。

文部科学省による「教員勤務実態調査（平成 28 年度）」によると、学校給食費については、既に公会計化されている小学校は 48.1%、中学校は 57.9% のことであるが、今後、学校給食費をはじめとした学校徴収金の公会計化への流れが進展することが想定される。

また、中間まとめにおける「先進的な地方公共団体」の事例として、鳥取市が挙げられる。鳥取市においては、平成 30 年度から学校給食費だけでなく補助教材費の一部の公会計化と学校徴収金システムの導入を予定しているとのことであり、「学校現場の多忙化解消」、「保護者の利便性の向上」、「安全性の確保」及び「会計処理の透明性の確保」といった効果を期待しているとのことである。

長期的には、このような先進的な他の地方公共団体における取組みも参考にして、東大阪市として学校徴収金の事務のあり方についての検討を行う必要がある。

以上